

ふじおか市民共生プラン

第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

2019（平成31）年度～2023年度

2019（平成31）年3月

藤岡市・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

はじめに

地域社会を取り巻く環境は、以前と比べ個人の価値観や、ライフスタイルの多様化により相互扶助機能の弱まりがみられます。また、公的な福祉サービスでは解決することのできない生活困窮を背景とした問題、社会的孤立など新たな問題も顕在化しています。



そのような中で、藤岡市では市民一人ひとりが住みやすく、支え合いを実感できるまちづくりを目指し、地域コミュニティの維持・強化を推進しています。地域づくりの根幹は、地域の「支え手」「受け手」という関係を超え、全ての人々が互いに支え合い、協力していくことにあります。

藤岡市では、これまで2回にわたり地域福祉計画を策定し、多様化する福祉課題に対し行政と地域の連携のもと様々な施策を展開しております。本計画では、これまでの計画の理念を引き継ぎつつ、新たな福祉課題にも対応できるよう公的な福祉サービスの拡充を進めています。また、市民、自治会・町内会、関係機関、福祉サービス事業者、NPO・ボランティアの方々と協働・連携しながら、誰もが家庭や地域で安全に安心して生き生きと暮らしていけるよう努めて参ります。計画の推進へ向け、皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定にあたりまして、藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査により貴重なご意見を頂きました多くの市民の皆さま並びに関係者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

藤岡市長 新 井 雅 博

はじめに

近年における福祉を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、少子高齢化の急速な進展や核家族化に伴う家庭・家族の介護力の低下など様々な要因を背景にこれからの地域福祉の在り方が問われています。

特に、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加し、地域社会や家族形態が変化する中、介護保険では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困等を背景とする深刻な福祉・生活課題が顕在化しており、地域支え合い協議体のなかでも盛んに議論されております。



また、近年は自然災害が多発し、中でも平成30年7月の西日本豪雨は、死者が220人を超えるなど豪雨災害としては平成最悪の人的被害をもたらしました。災害はいつ起きるかわかりません。危機意識をもって、災害への備えを進めていく必要があります。

藤岡市社会福祉協議会では、平成26年3月に「第2次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を藤岡市と共同で策定し、計画を進めてまいりました。このたび、第3次となる「藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を藤岡市と共同で平成31年3月に策定いたしました。この計画は、「住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり」を基本理念に、平成30年4月に施行された改正社会福祉法を踏まえ、住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを目指した計画となっております。また、小地域での地域福祉を推進するため、福祉圏域ごとの地区の方向性を盛り込みました。これは、本計画がそれぞれの地区の実情をより反映したものとするためです。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました策定委員各位や地区懇談会に参加していただきました皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、大勢の関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会 会長 青木 耕

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	2
3 福祉圏域	4
4 計画の位置づけと期間	5
5 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉をめぐる本市の状況.....	10
1 統計からみる現状.....	10
2 市民意識調査からみる現状	17
3 住民懇談会からみる現状.....	33
4 第2次計画の評価結果	39
5 課題と方向性	40
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 計画の体系.....	47
第4章 本市における地域福祉の展開.....	49
基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり	49
基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	58
基本目標3 みんなを守る地域づくり	69
第5章 地区別の方向性	82
1 藤岡地区	82
2 神流地区	84
3 小野地区	86
4 美土里地区.....	88
5 美九里地区.....	90
6 平井地区	92
7 日野地区	94
8 鬼石地区	96
第6章 計画の推進	98
1 計画の公表.....	98
2 計画の進捗管理	98
資料編	99
1 策定の経過.....	99
2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	101
3 藤岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	103
4 藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿	105

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、地域における交流や支え合いの希薄化がみられるなど、地域生活や福祉を取り巻く状況が変化しています。少子高齢化の進行に加え、核家族化が進み、家庭や地域でお互いに支え合う機能が弱まり、地域福祉を支える担い手の不足が懸念されます。国では、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の支え合い活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

今日では、分野ごとの公的サービスが充実してきていますが、複雑化する地域生活課題の解決には、福祉関係以外の業種も含めた横のつながりを図っていくとともに、地域住民や地域住民組織・団体、社会福祉事業者、行政などが連携して解決する仕組みづくりが必要となります。

本市では、2009（平成 21）年3月に「藤岡市地域福祉計画」及び「藤岡市地域福祉活動計画」（以下「第1次計画」という。）を、2014（平成 26）年3月に「第2次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。このたび、第2次計画の計画期間が終了するため、2019（平成 31）年度から2023年度までの5年間を計画期間とする「ふじおか市民共生プラン（第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を新たに策定しました。

本計画は、子どもから高齢者まで市民のだれもが、家庭や地域で生き生きと暮らしていける地域社会を実現するために第2次計画の見直しを行い、国・県の動向を踏まえながら、藤岡市の福祉施策を推進するための指標となるべき計画です。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

近年、増加傾向にあるひきこもりや孤独死、生活困窮者の増加等の地域生活課題は、多様化・複雑化しており、既存の公的サービスだけでは十分に対応することのできない問題となっています。そのような課題は、地域住民の協力を得ながら解決をしていかなければなりません。

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民相互の助け合いにより実現するものです。公的サービス（公助）だけではなく、地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図ることを基本に、個人や家族（自助）、地域や関係団体（互助・共助）と連携し、地域での人と人の支え合いにより地域住民の協力関係を再構築する仕組みをつくっていくことで、地域の生活課題を解決し、すべての住民が安心した生活を送ることができる社会を実現します。

社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

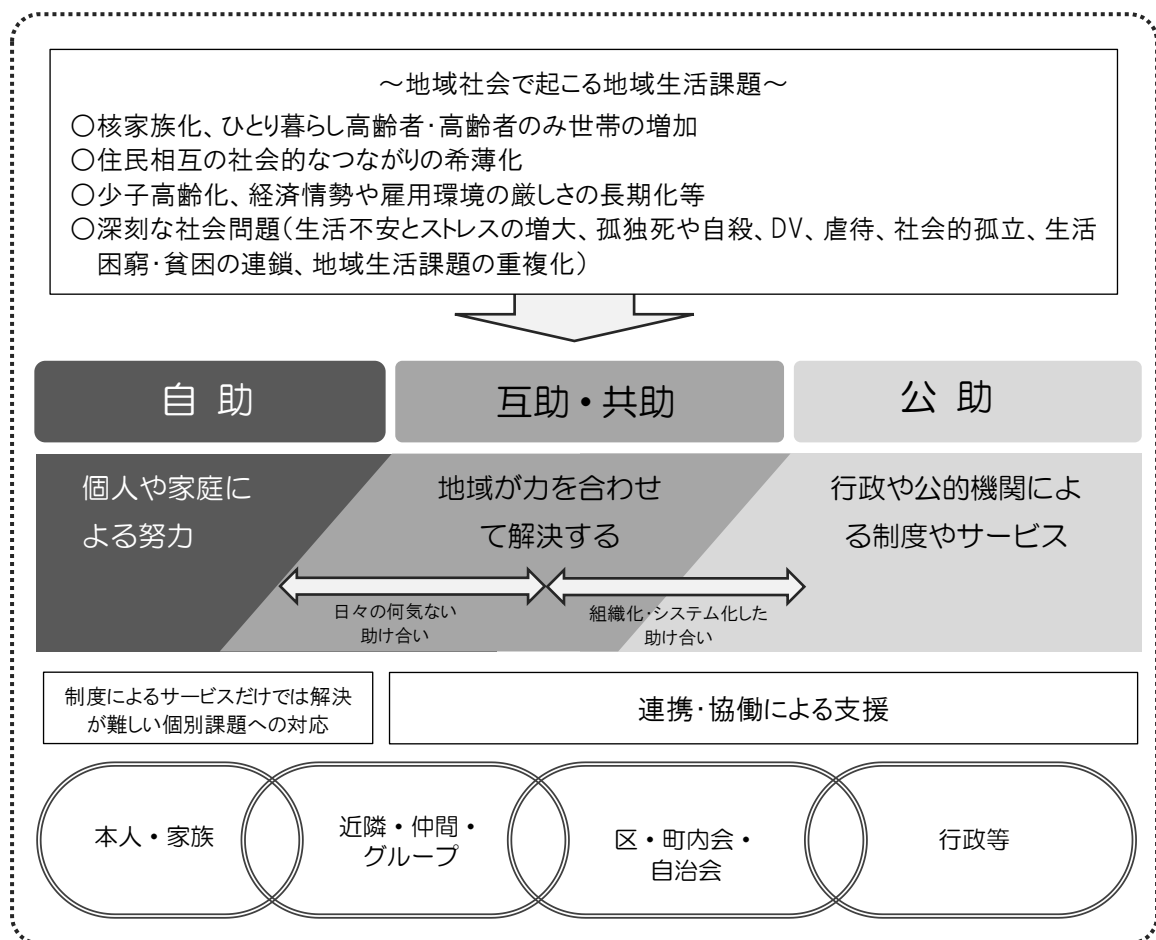
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（２）「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な地域生活課題について個人や家族の努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、行政や公的な機関による制度やサービス（公助）の連携により、お互いの力を合わせる関係を築くことが重要です。

- 自助：自分や家族でできること、自分で行うこと
- 互助・共助：自分自身や家族だけでは解決できない課題や困難に直面した時には、地域で住民同士が支え合い・助け合うこと
- 公助：地域でも解決できないような課題に対して、専門家や行政等が提供する公的な支援等で解決すること



3 福祉圏域

地域福祉を効果的に推進するためには、市を全体とした専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、区・町内会・自治会等の住民による見守り活動等、市全体の大きな圏域から、隣近所といった住民に身近な圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

このため、社会福祉協議会支部を、本計画における福祉圏域の基礎単位と位置づけ、地域生活課題の共有圏域、見守り活動の体制化、住民参加型在宅福祉サービスなど小地域活動拠点の組織化を推進するとともに、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

① 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。市の地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向性を定めるもので、本計画において地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

② 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、2017（平成 29）年 12 月に厚生労働省が示したガイドラインにおいて地域福祉計画と一体的に策定することが求められ、市全体の地域福祉の方向性を定める地域福祉計画と連携協働し、社会福祉協議会を中心に地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉の推進に関わるための具体的な活動の行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、藤岡市社会福祉協議会においても地域住民やボランティア、福祉関係者、行政等と連携しながら、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指して、市の地域福祉を推進しています。

社会福祉法 抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するように努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

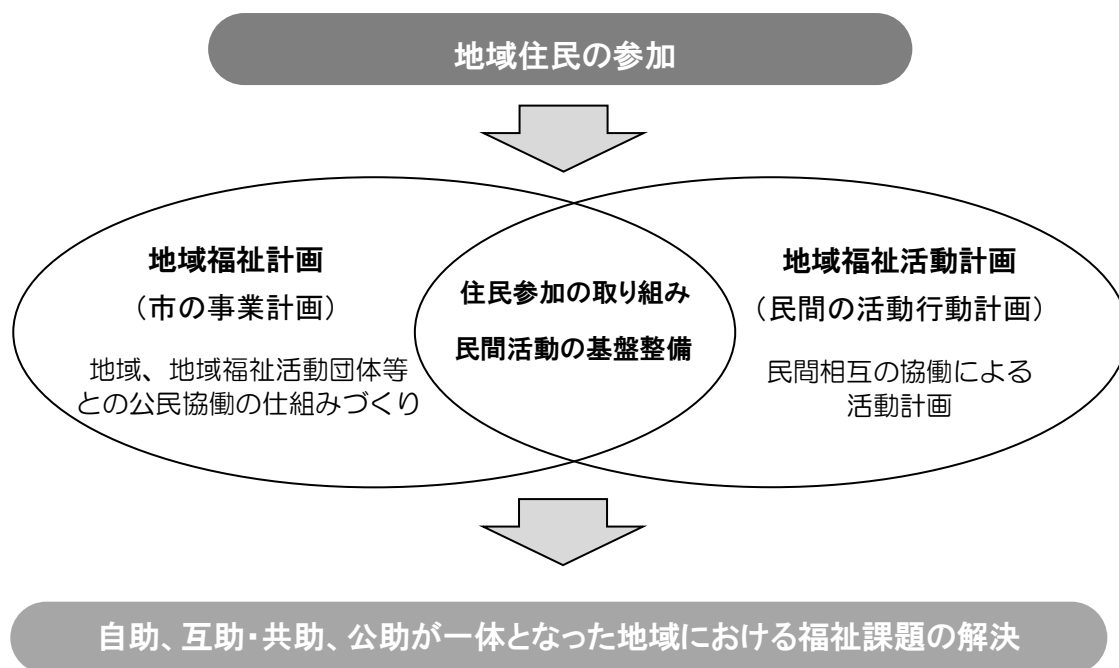
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

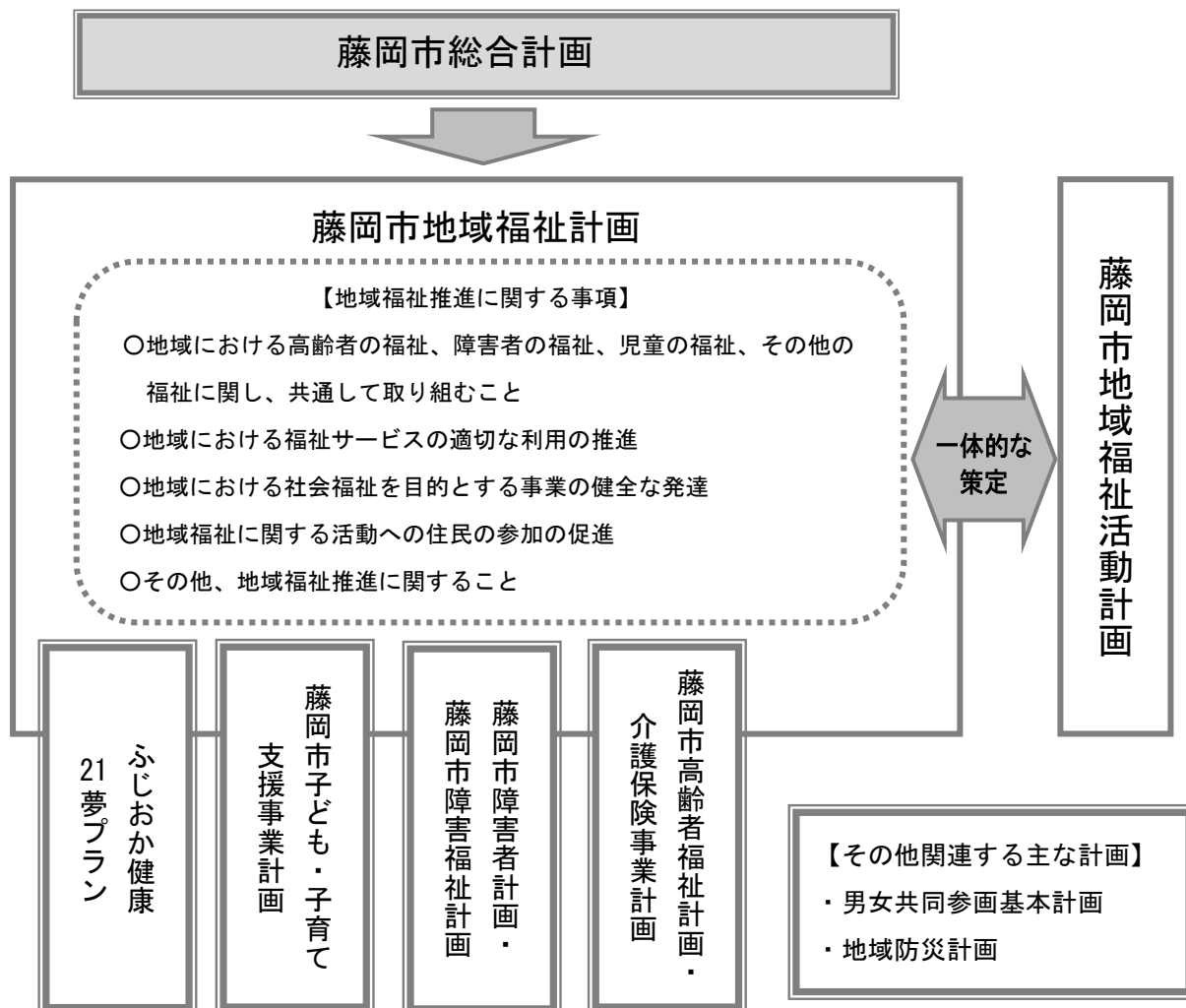
地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

そのため、市では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織等が実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「自助」「互助・共助」「公助」の連携体制の充実を目指し、地域において互いに影響し合い「我が事」の意識を醸成し、地域生活課題に対して暮らしと仕事を「丸ごと」支え、地域の持つ力と公的な支援体制が協働できる体制づくりである「地域共生社会」の実現を進めていきます。



④ 他計画との関係性

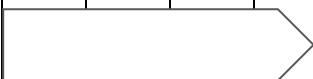
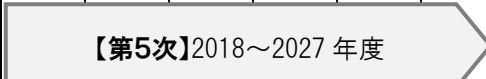
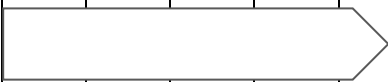
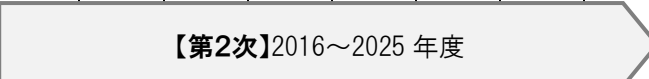
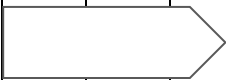
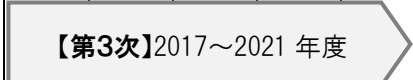
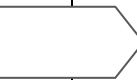
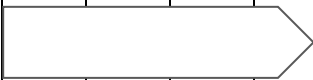
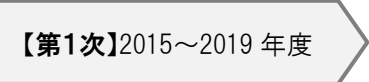
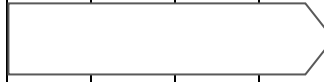
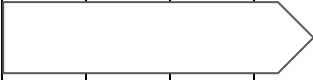
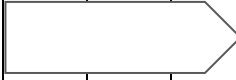
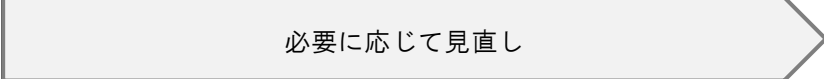
本計画は、藤岡市総合計画を最上位計画とし、福祉施策における各種計画の上位計画として、各種計画を横断的に連携しながら、住民の地域福祉の向上を図るための事項を具体化しました。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度を初年度とし、2023 年度を目標とする5か年の計画とします。目標年度である 2023 年度には第3次計画の評価及び見直しを行います。計画期間中に法改正があった場合は、見直しを行うなど柔軟に対応することとします。また、2019（平成 31）年度以降に策定する関連福祉計画については、本計画の内容を踏まえるものとします。

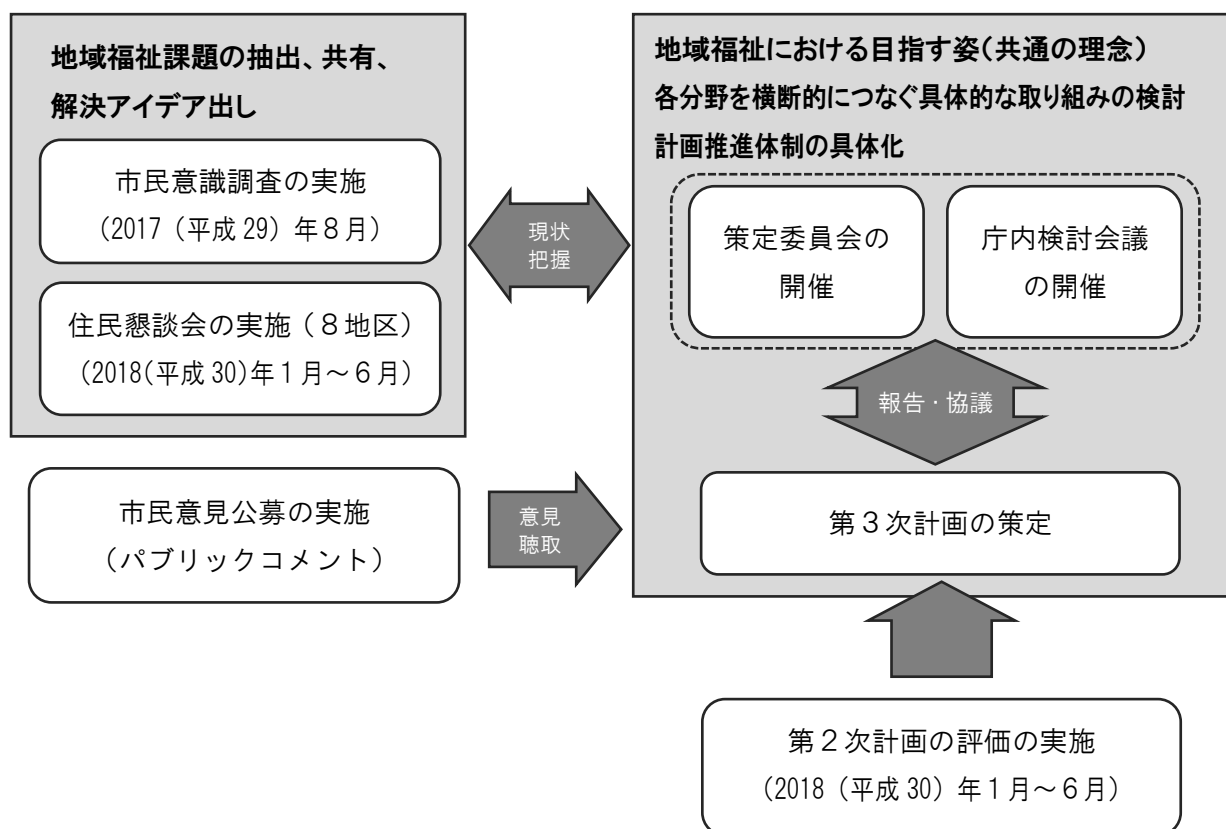
■計画の期間

計画名〔計画期間〕	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
藤岡市総合計画〔10 年間〕					 【第5次】2018～2027 年度					
藤岡市地域福祉計画・藤岡市地域福祉活動計画〔5 年間〕					 【第3次】2019～2023 年度					
ふじおか健康21夢プラン〔10 年間〕		 【第2次】2016～2025 年度								
藤岡市障害者計画〔5 年間〕				 【第3次】2017～2021 年度						
藤岡市障害福祉計画〔3 年間〕					 【第5次】 2018～2020 年度					
藤岡市子ども・子育て支援事業計画〔5 年間〕			 【第1次】2015～2019 年度							
藤岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔3 年間〕					 【第7期】 2018～2020 年度					
藤岡市地域防災計画	 必要に応じて見直し									

5 計画の策定体制

本計画の策定には、広く市民の意見を取り入れるため、地域福祉に関する意識・要望・意見を把握するための市民意識調査や地域の課題抽出のための住民懇談会を行っています。また、第2次計画に記載のある取り組みについては、市関係各課及び社会福祉協議会による自己評価等を実施し、第3次計画へ反映しました。また、計画内容の検討・協議には、市民の代表や関係機関・団体等からなる策定委員会及び庁内の関係各課から構成される庁内検討会議の設置を行いました。

■市民参加による計画づくり



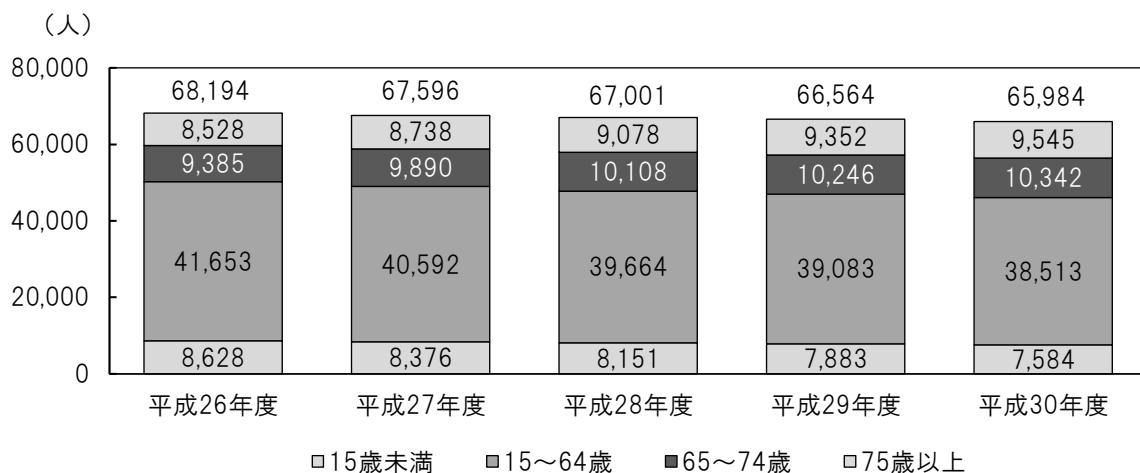
第2章 地域福祉をめぐる本市の状況

1 統計からみる現状

(1) 総人口・世帯の状況

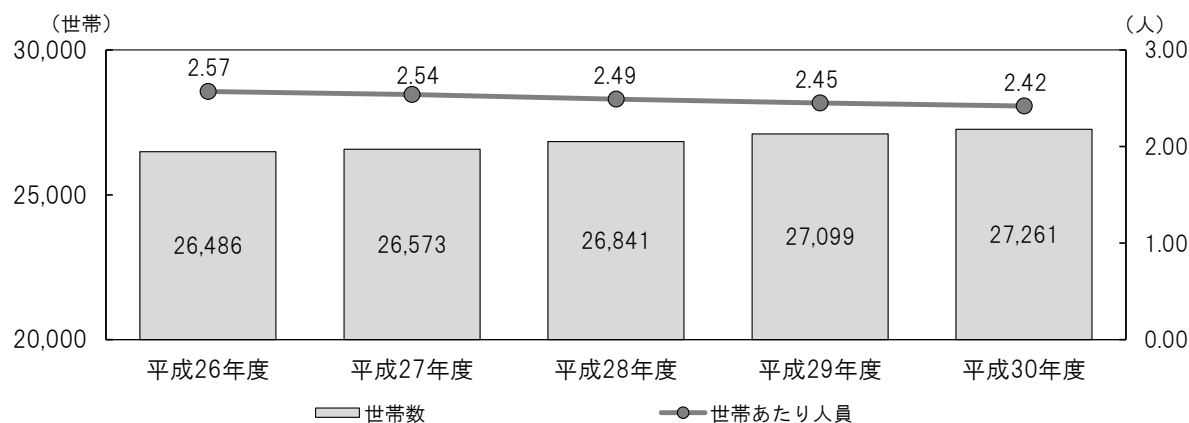
本市の総人口は、減少しており、2018（平成30）年度現在では65,984人と、2014（平成26）年度比で2,210人の減少となっています。世帯数は増加がみられますが、世帯あたりの人員は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口の推移



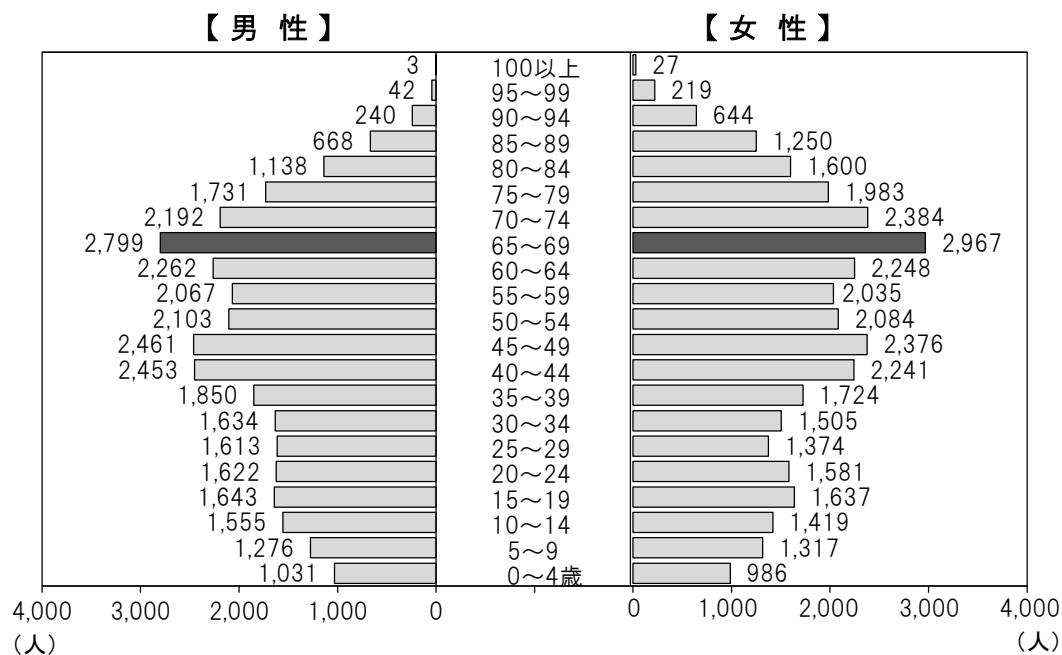
資料：市民課（住民基本台帳 各年4月1日現在）

■世帯数及び世帯あたりの人員の推移



資料：市民課（住民基本台帳 各年4月1日現在）

■人口ピラミッド

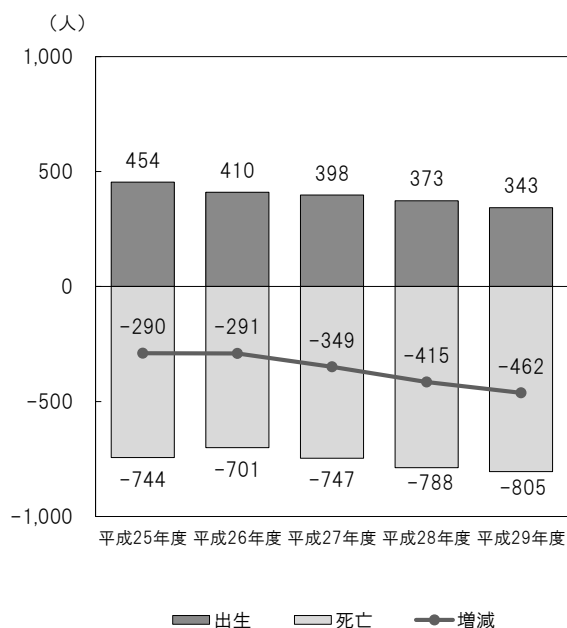


資料：市民課（住民基本台帳 2018（平成 30）年 4 月 1 日現在）

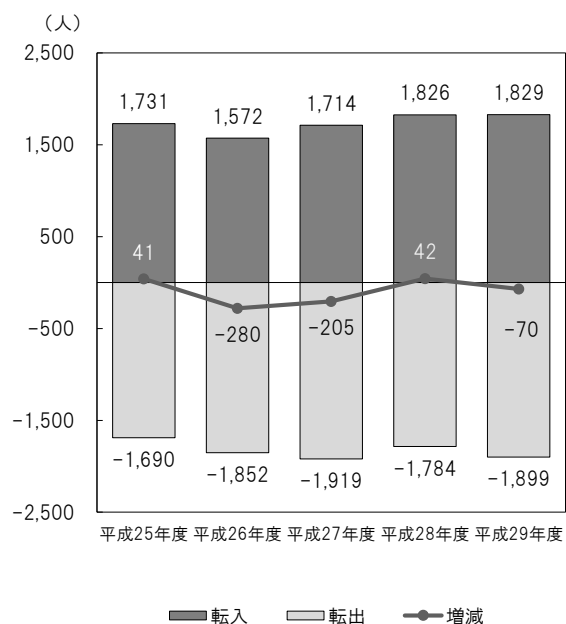
（２）人口動態

自然動態については、死亡数が出生数を上回っており、いずれの年においても自然減となっています。社会動態については、2014（平成 26）年度以降転入数が増加傾向にあり、2016（平成 28）年度では、転入が転出を上回って社会増がみられます。

■自然動態



■社会動態

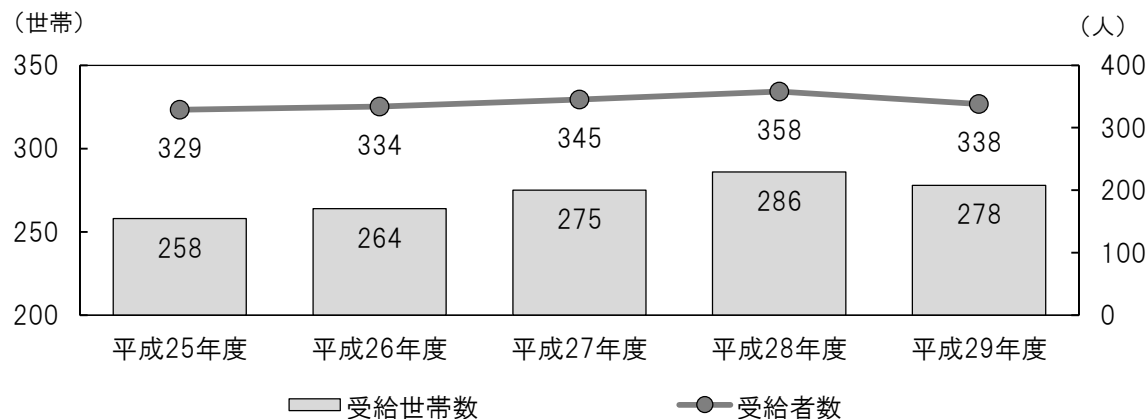


資料：市民課（各年 4 月 1 日現在）

(3) 生活保護の状況

生活保護受給世帯及び受給者については、受給世帯は2013（平成25）年度以降270世帯前後、受給者数は約330～360人で推移しています。

■生活保護受給者世帯及び受給者数

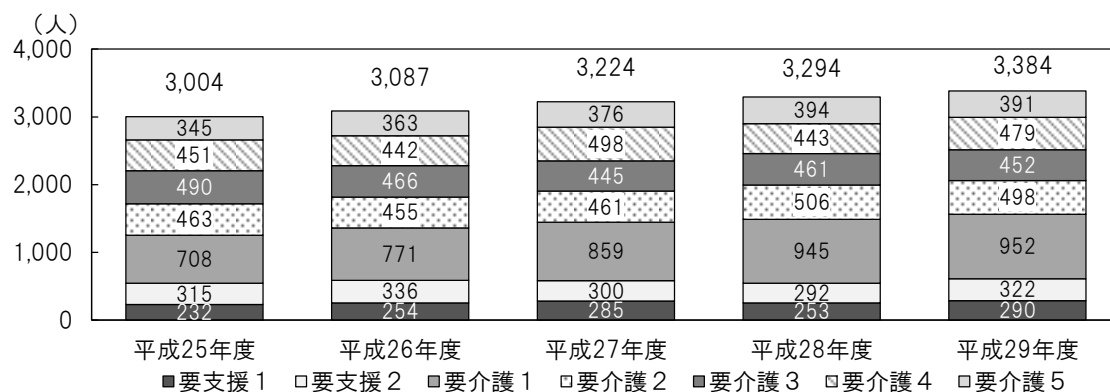


資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 要介護認定者の状況

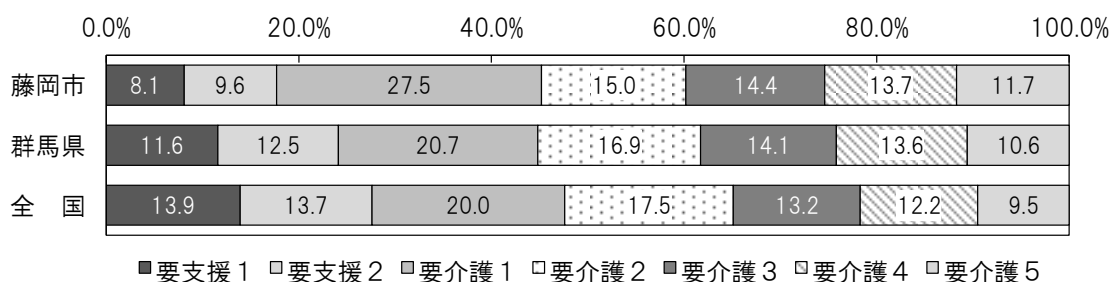
要支援・要介護認定者数については、増加が続いており、2017（平成29）年度現在では3,384人となっています。また、要介護1の認定者の増加が大きく、全体に占める割合が全国や群馬県と比べて多くなっています。

■要介護認定者数の推移



資料：介護高齢課（各年3月31日現在）

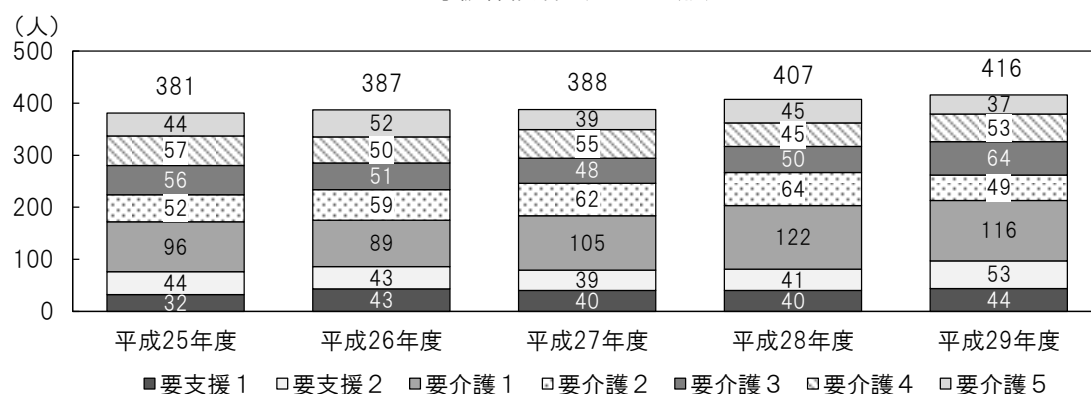
■要介護認定者構成割合の比較



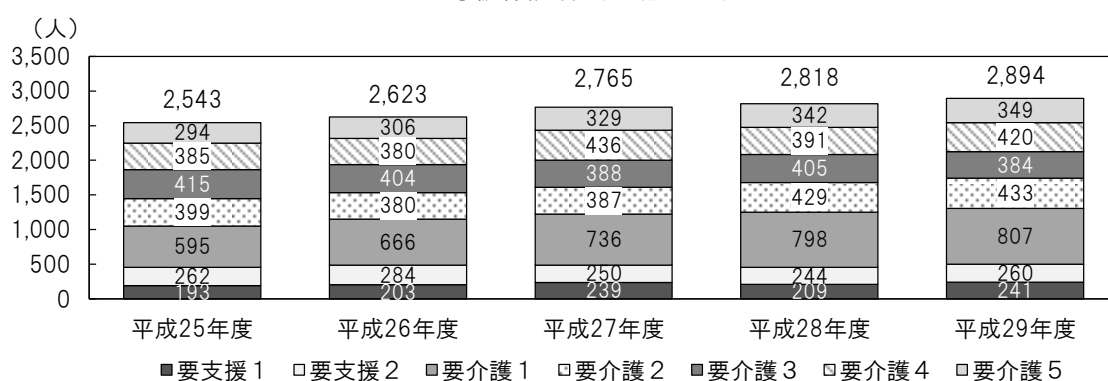
資料：介護保険事業状況報告月報（2017（平成29）年9月末現在）

■年代別認定度別要介護認定者数の推移

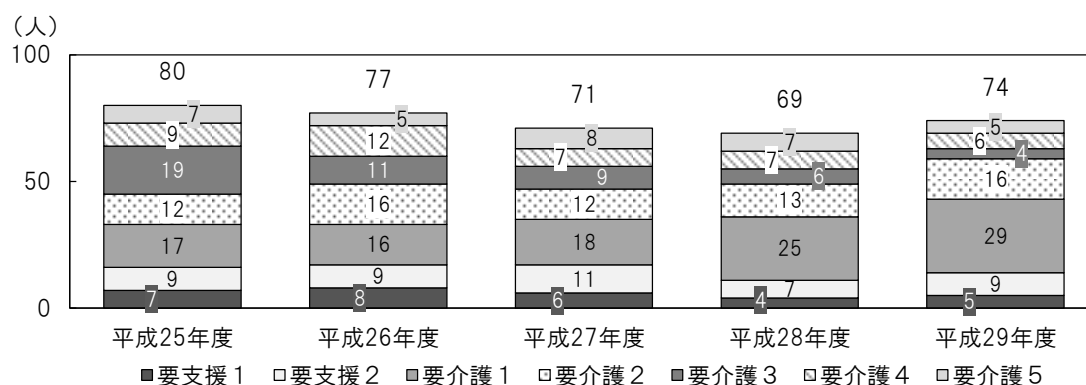
< 1号被保険者（65～74歳） >



< 1号被保険者（75歳以上） >



< 2号被保険者（40～64歳） >

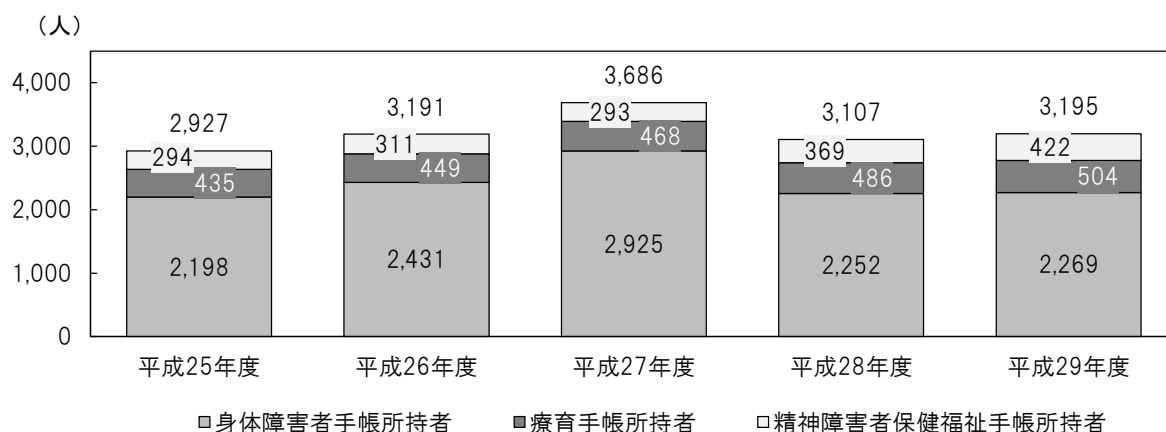


資料：介護高齢課（各年3月31日現在）

(5) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者が 2015（平成 27）年度以降やや減少傾向にあり 2,200 人台で推移しています。一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は 2013（平成 25）年度以降増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

(6) 高齢者のいる世帯の状況

65 歳以上の高齢者のいる世帯については、2015（平成 27）年現在約 5 割と全体の半分を占めており、全国や群馬県と比べて多くなっています。また、高齢単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向となっています。

■高齢者のいる世帯の状況

(単位：人)

	平成 22 年	平成 27 年	群馬県 (平成 27 年)	全国 (平成 27 年)
総世帯	24, 259	24, 513	772, 014	53, 331, 797
65 歳以上の高齢者のいる世帯	10, 578	11, 982	343, 196	21, 713, 308
	43. 6%	48. 9%	44. 5%	40. 7%
高齡単身世帯	2, 141	2, 678	79, 885	5, 927, 686
	8. 8%	10. 9%	10. 3%	11. 1%
高齡者夫婦のみ世帯	2, 643	3, 160	94, 018	6, 079, 126
	10. 9%	12. 9%	12. 2%	11. 4%

資料：国勢調査

（７）虐待相談の状況

虐待相談件数については、高齢者と児童に関しては 2015（平成 27）年度以降増加傾向となっています。

■高齢・児童・障害者虐待相談件数の推移

（単位：件）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者虐待相談件数	6	9	12	11	20
児童虐待相談件数	17	40	10	11	33
障害者虐待相談件数	0	0	2	0	0

資料：介護高齢課、子ども課、福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（８）避難行動要支援者登録の状況

避難行動要支援者登録者数については、2018（平成 30）年度現在 753 人と 2017（平成 29）年度に比べて、増加しています。

■避難行動要支援者登録者数の推移

（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	-	-	-	669	753

資料：地域安全課（各年 4 月 1 日現在）

(9) 民生委員・児童委員の活動状況

① 民生委員・児童委員の地区別定数

民生委員・児童委員の地区別定数については、120 世帯から 180 世帯に 1 人と定められており、地区の面積も配慮されています。

■ 民生委員・児童委員の地区別定数

(単位：人)

藤岡地区	神流地区	小野地区	美土里地区	美九里地区	平井地区	日野地区	鬼石地区	合計
33	14	17	15	15	9	11	25	139

資料：福祉課（2016（平成 28）年 12 月 1 日現在）

② 民生委員・児童委員の相談支援件数

民生委員・児童委員の相談支援件数については、子どもに関することでやや増加がみられますが、高齢者や障害者に関することが減少傾向にあり、全体の件数でも減少しています。

■ 民生委員・児童委員の相談支援件数の推移

(単位：件)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援件数	高齢者に関すること	987	814	706	687	425
	子どもに関すること	339	227	350	268	356
	障害者に関すること	81	46	43	63	49
	その他	333	224	199	232	256
	合計	1,740	1,311	1,298	1,250	1,086
活動日数		14,850	15,202	14,999	14,834	14,875

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

2 市民意識調査からみる現状

(1) 実施概要

① 調査の目的

第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたって、市民の地域福祉に関する意識と実態を把握するため、市民意識調査（以下「調査」という。）を実施しました。

② 2017(平成 29)年調査の実施概要

(1) 調査地域：藤岡市全域

(2) 調査対象者：藤岡市在住の 18 歳以上の住民

(3) 抽出方法：2,000 人（均等割：800 人 + 地区割：1,200 人）

均等割：8 地区各 100 人

地区割：人口に応じて抽出

（ 藤岡：372 人、神流：161 人、小野 206 人、美土里 157 人、
美九里 103 人、平井：76 人、日野 27 人、鬼石：98 人
※また、年齢も 10 歳ごとの構成割合に応じて抽出 ）

(4) 調査方法：郵送配布・郵送回収

(5) 調査期間：2017（平成 29）年 7 月 18 日～8 月 18 日

(6) 回収状況

地 区	対象者数	有効回収数	有効回収率
全 体	2,000 人	720 人	36.0%
藤 岡	472 人	215 人	45.6%
神 流	261 人	76 人	29.1%
小 野	306 人	91 人	29.7%
美土里	257 人	78 人	30.4%
美九里	203 人	72 人	35.5%
平 井	176 人	57 人	32.4%
日 野	127 人	50 人	39.4%
鬼 石	198 人	81 人	40.9%

(2) 結果概要

① 回答者について

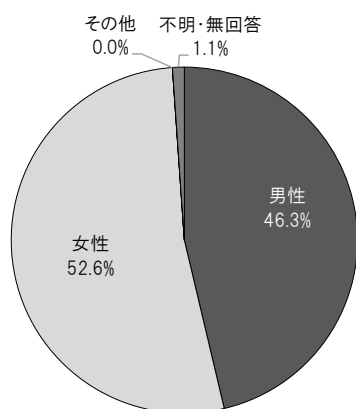
○性別は、男女それぞれ約5割となっています。

○同居者は、「65歳以上の方」が約4割、次いで「いずれもない」が多く、高齢者世帯が多くなっています。

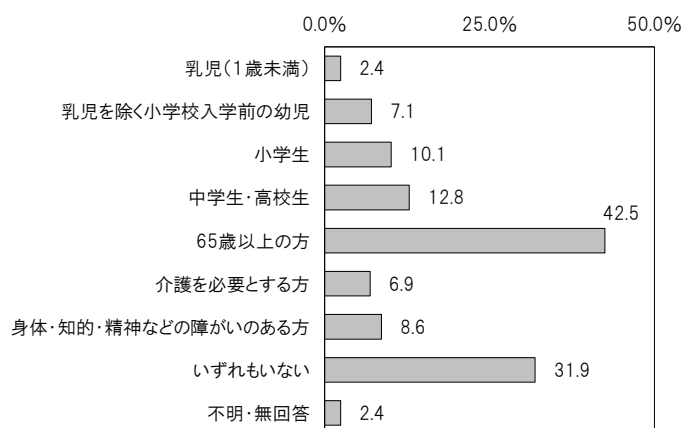
○年齢は、「60歳代」が最も多く、次いで「70歳代」、「50歳代」となっています。

○居住地区は、「藤岡」が最も多く、次いで「小野」「鬼石」となっています。

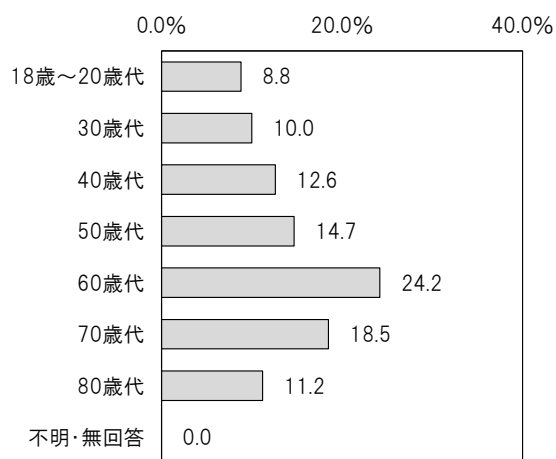
■性別 (n=720)



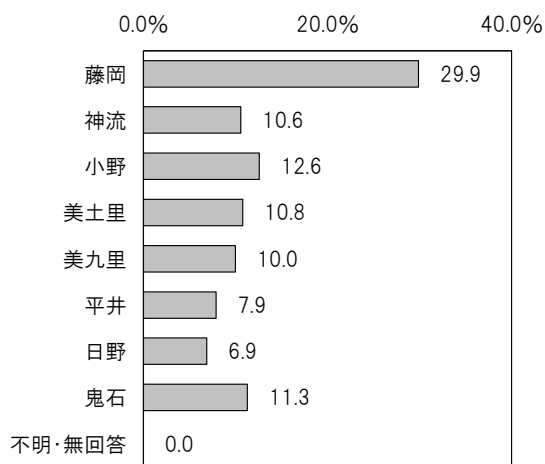
■同居者 (n=720)



■年齢 (n=720)



■居住地区 (n=720)



※調査結果の留意点

図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

② 福祉意識について

住民相互の自主的な協力関係は重要と感じている一方で、支援を求めている人への支援は支援できない・わからないの割合が多く、地域の福祉意識の醸成が求められます。

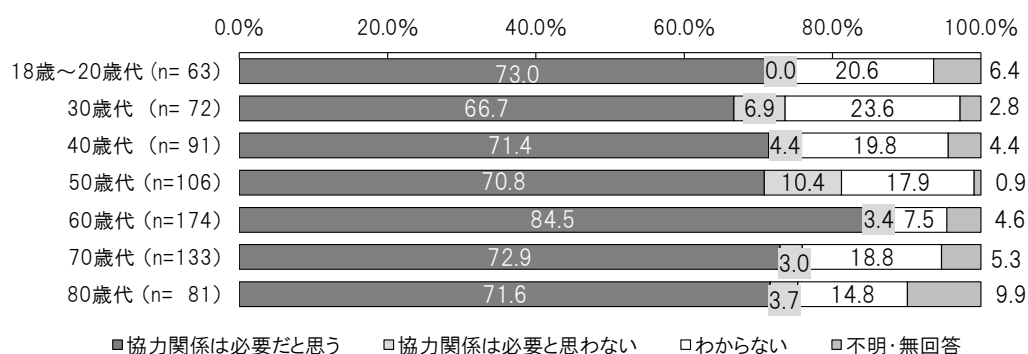
○住民相互の自主的な協力関係が必要だと感じるかを年代別にみると、いずれの年代においても「協力関係は必要だと思う」が最も多くなっています。また、50 歳代で「協力関係は必要と思わない」が約 1 割と、他の年代に比べて多くなっています。

○何らかの支援を必要としている人を支援できるかは、市全体でみると、「支援をしたい」「支援できない」「わからない」でそれぞれ約 3 割となっています。年代別では、30 歳代と 80 歳代で「支援できない」、60 歳代と 70 歳代で「支援をしたい」、その他の年代で「わからない」が最も多くなっています。

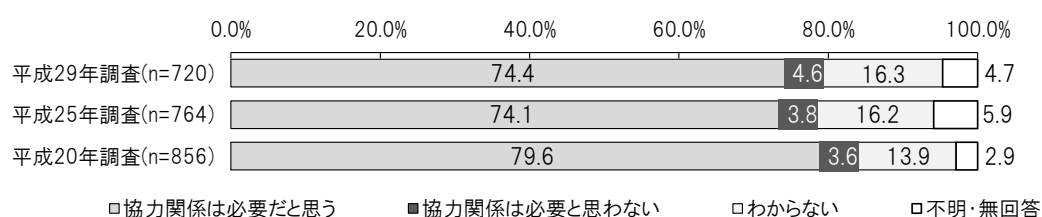
○日々の生活における悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」が最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が多くなっています。

○福祉教育をどのように行うべきかを 9 年間で比較すると、「学校教育の中で学ぶ」が約 10 ポイント増え、「家庭の中で家族から学ぶ」が約 10 ポイント減っています。

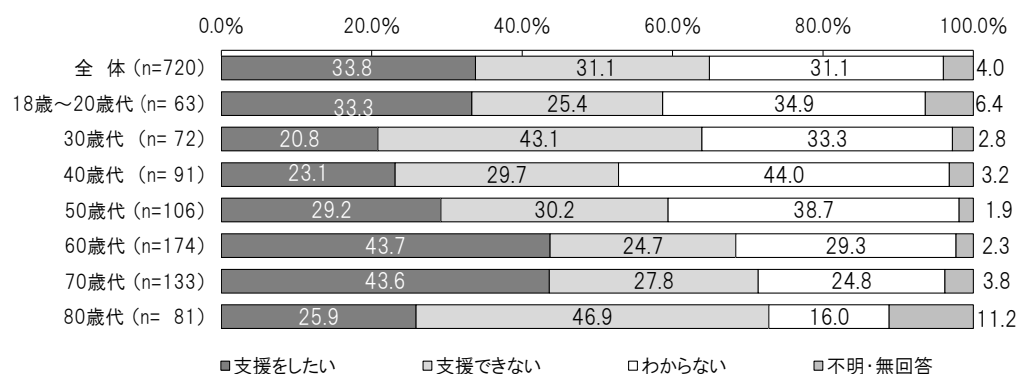
■住民相互の自主的な協力関係の必要性（年代別・2017（平成 29）年調査）



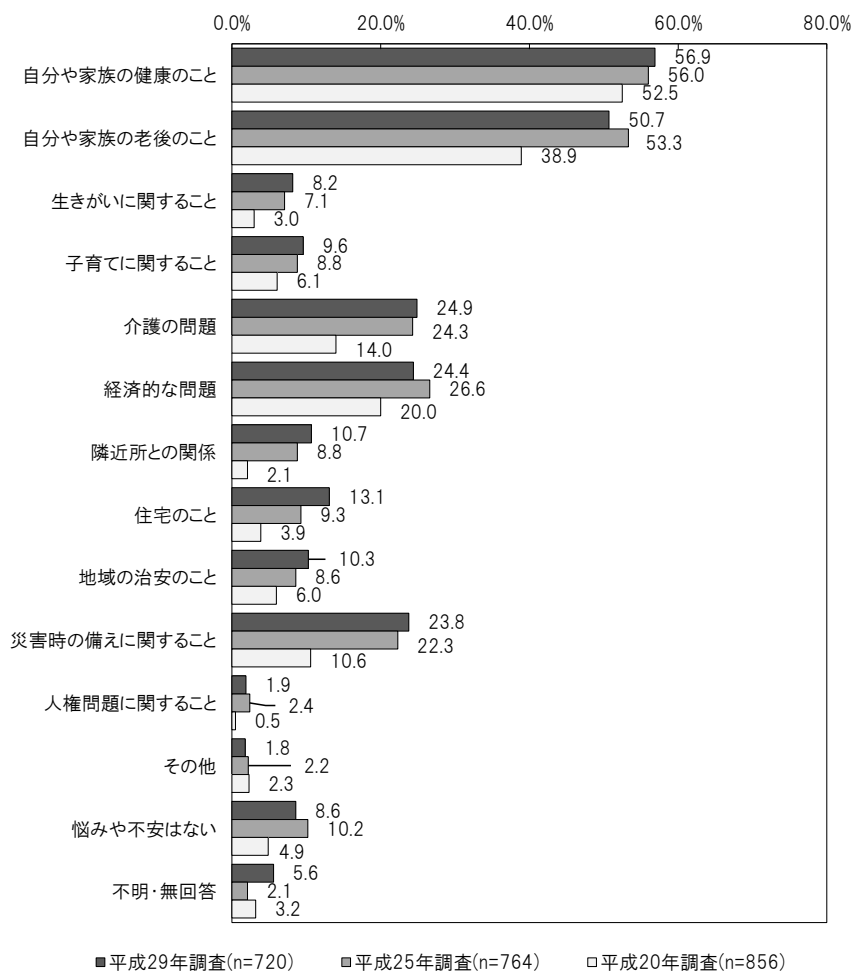
■住民相互の自主的な協力関係の必要性（経年比較）



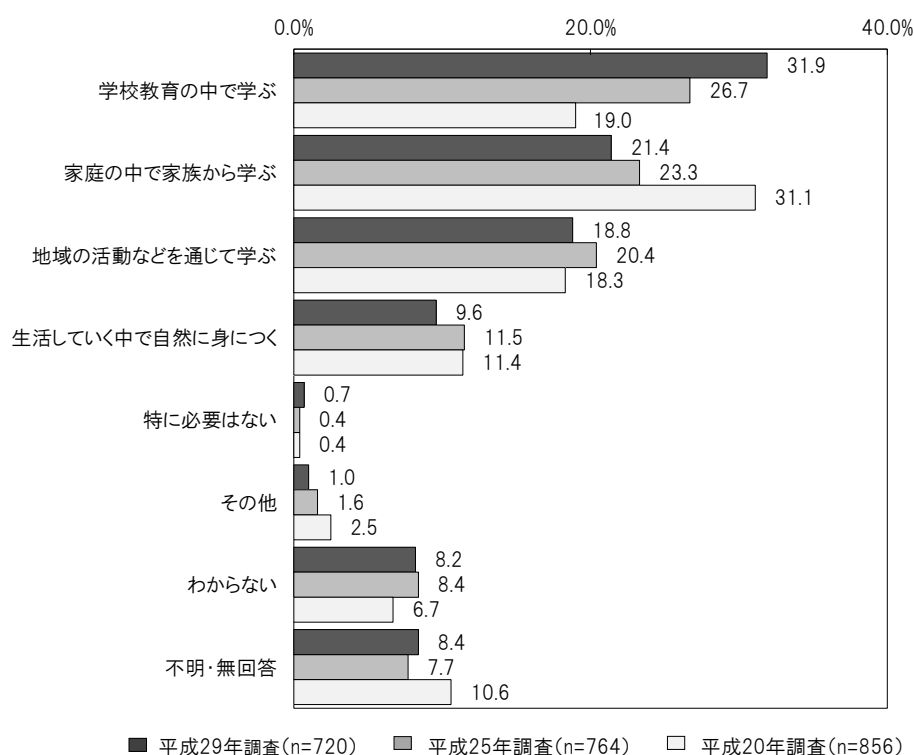
■何らかの支援を必要としている人を支援できるか（年代別・2017（平成 29）年調査）



■日々の生活における不安や悩み（経年比較）



■福祉教育のあり方（経年比較）



③ 地域・近所との関わりについて

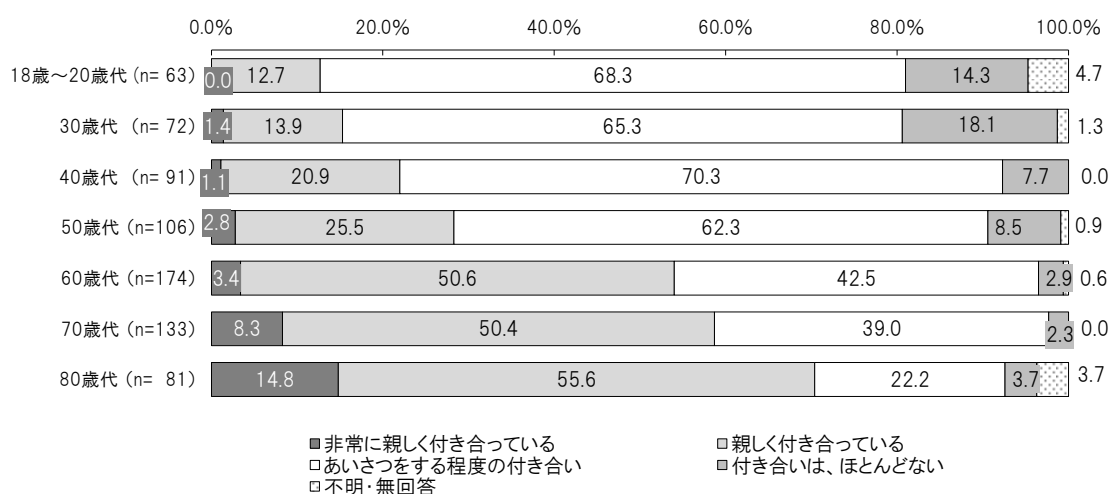
若い年代を中心に、地域との付き合いや活動への参加が少なくなっています。適切な情報提供を行うことで、多世代の交流を生み出すことが重要です。

○近所付き合いについては、若い年代ほど「非常に親しく付き合っている」の割合が低く、「あいさつをする程度の付き合い」の割合が多くなっています。

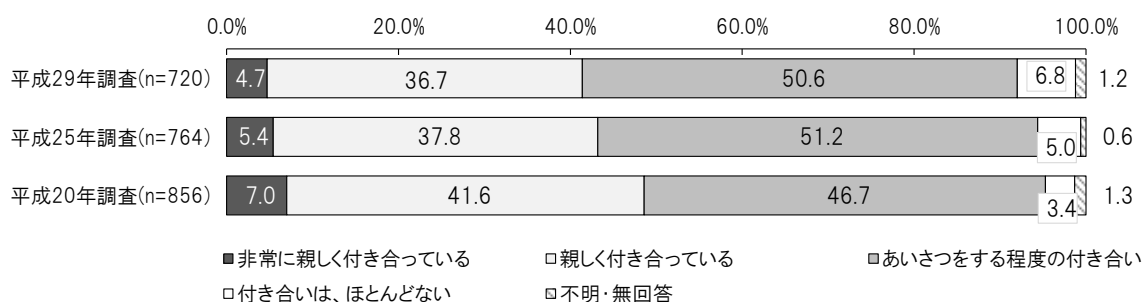
○地域活動への参加状況を年代別にみると、18～20歳代と30歳代で「ほとんど、あるいはまったく参加していない」、40歳代以上で「ある程度参加している」が最も多くなっています。

○地域活動に参加していない理由は、「他にやることがあって忙しいから」が最も多く、次いで「いつ、どこで、何をやっているのかわからないから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」となっています。

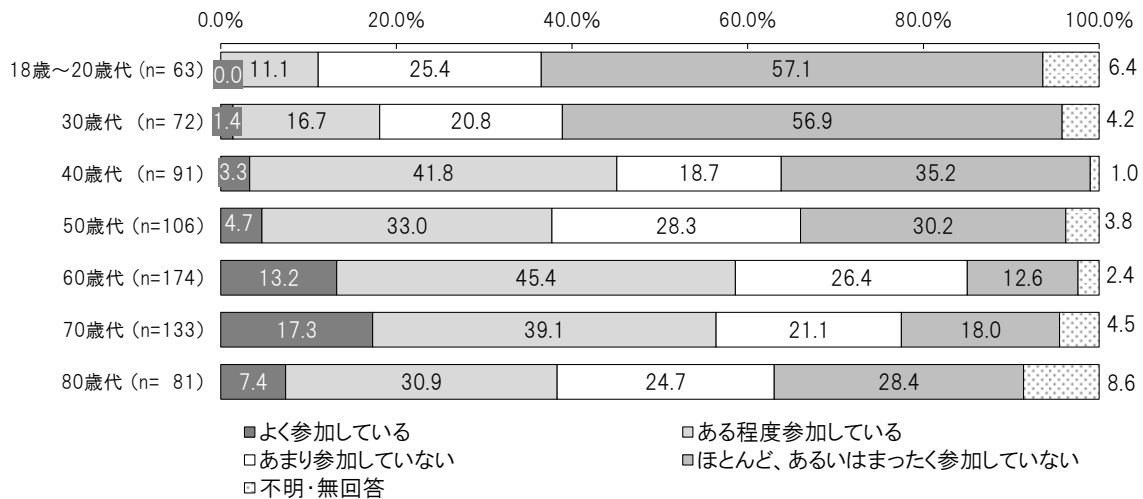
■近所付き合いの状況（年代別・2017（平成29）年調査）



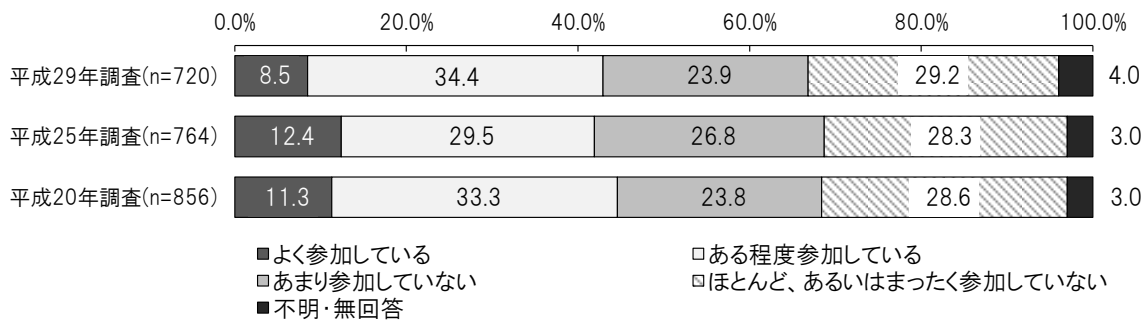
■近所付き合いの状況（経年比較）



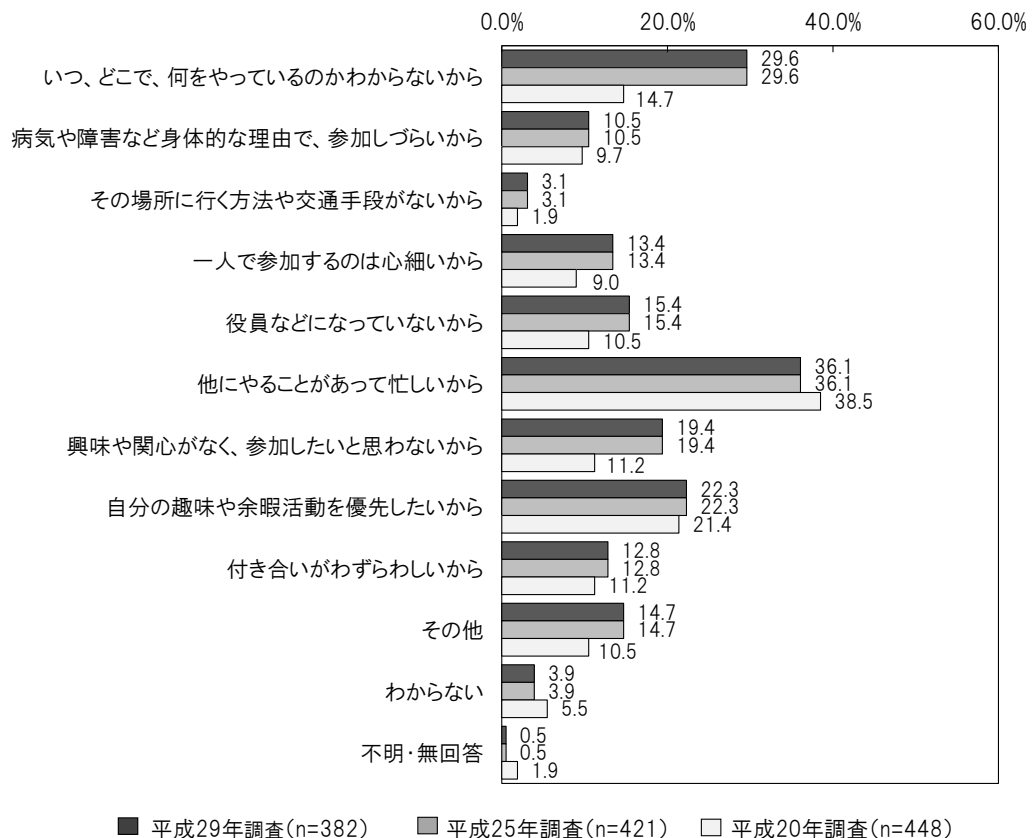
■地域活動への参加状況（年代別・2017（平成 29）年調査）



■地域活動への参加状況（経年比較）



■地域活動に参加していない理由（経年比較）



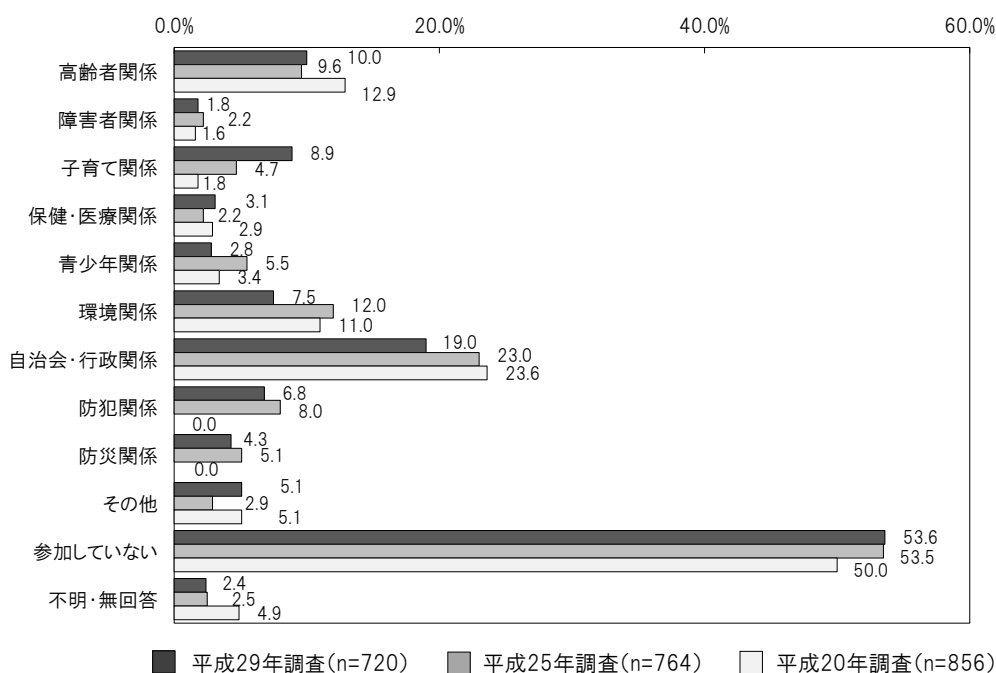
④ 地域活動への参加について

地域活動に参加していない人も、活動内容や時間等、それぞれができるとする支援に合わせた活動を展開することで、地域の担い手の確保が期待されます。

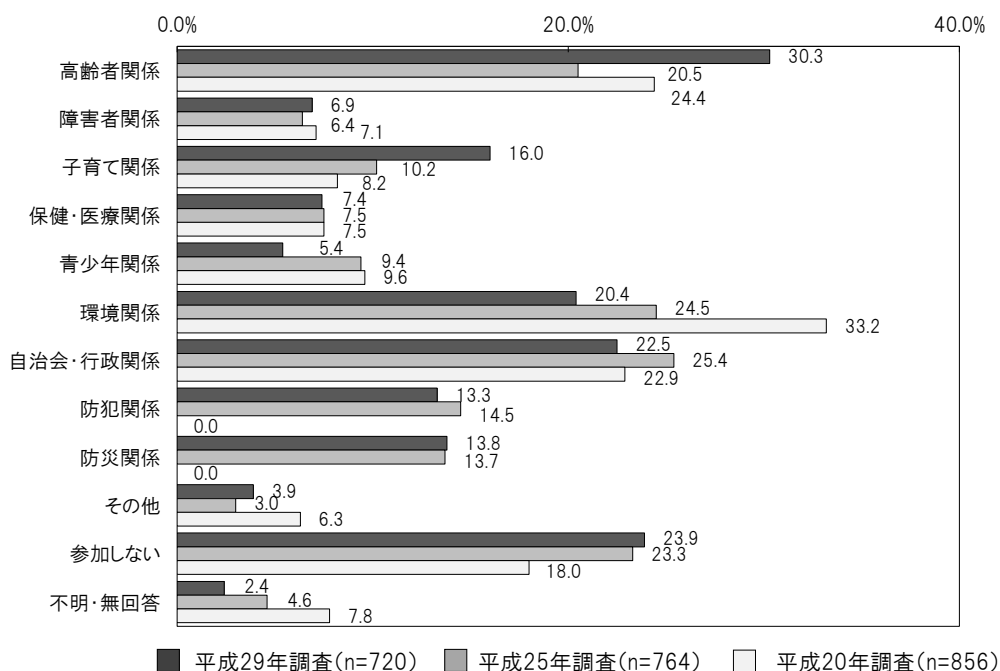
○地域で現在参加している活動は、「参加していない」が5割半ばと全体の半数で最も多く、次いで「自治会・行政関係」、「高齢者関係」となっています。

○今後参加したい地域活動については、「高齢者関係」が最も多く、次いで「参加しない」、「自治会・行政関係」となっています、9年間で比較すると、「高齢者関係」「子育て関係」を重視する割合が多くなっています。

■現在参加している地域活動（経年比較）



■今後参加したい地域活動（経年比較）



⑤ ボランティア活動への参加について

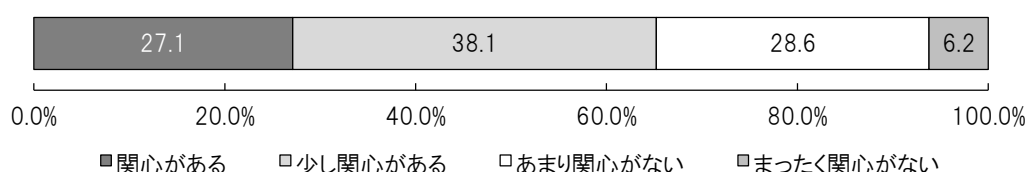
ボランティア活動への参加については、参加したい活動はないとする人が多くなっていますが、自分に合った時間や活動内容であれば参加できるとする人が約6割いることから、支援を求める側のニーズと支援する側の活動時間や内容等の擦り合わせが求められます。

○ボランティア活動への関心は、前期高齢者の6割半ばが「関心がある」とし、実際に活動している割合は、全体の約2割となっています。

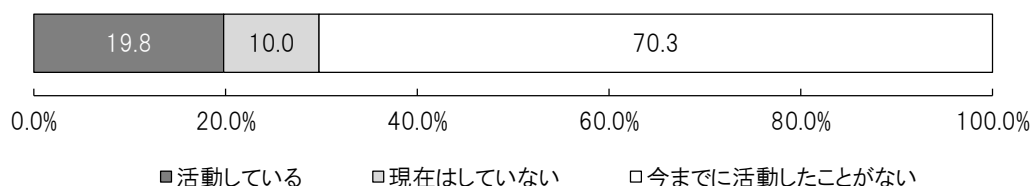
○参加したいボランティア活動は、「参加したい活動はない」が2割半ばと最も多く、次いで「地域の行事のお手伝い」、「環境美化に関する活動」となっています。

○ボランティア活動への参加条件は、「自分に合った時間や内容の活動があれば」が約6割と最も多くなっています。

■ ボランティア活動への関心

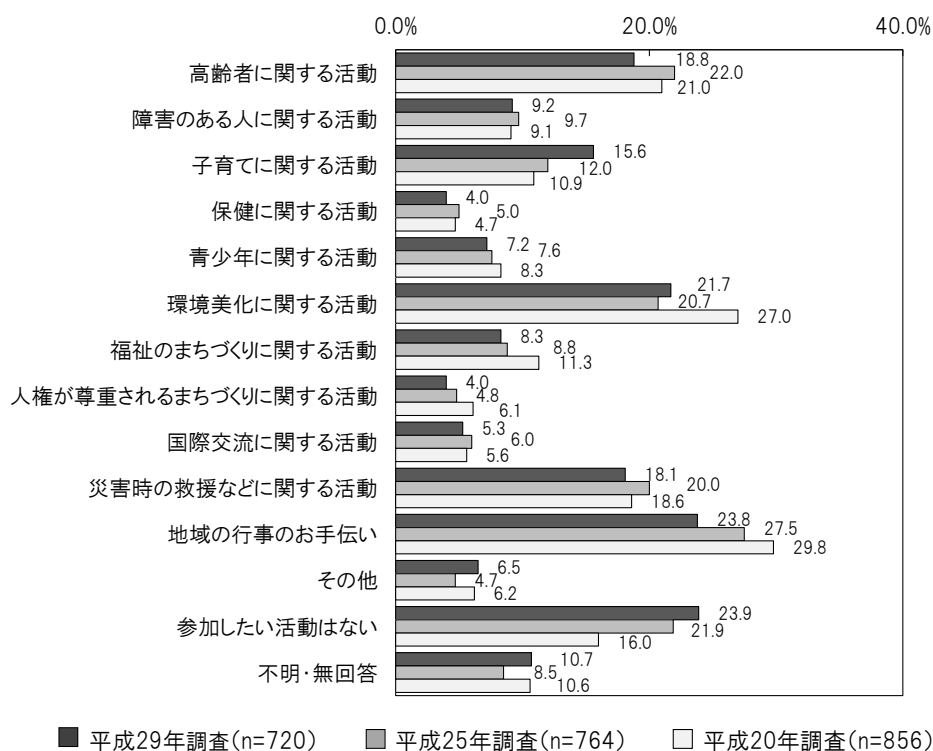


■ ボランティア活動への参加状況



資料：2015（平成 27）年度 前期高齢者対象日常生活支援調査

■ 参加したいボランティア活動（経年比較）

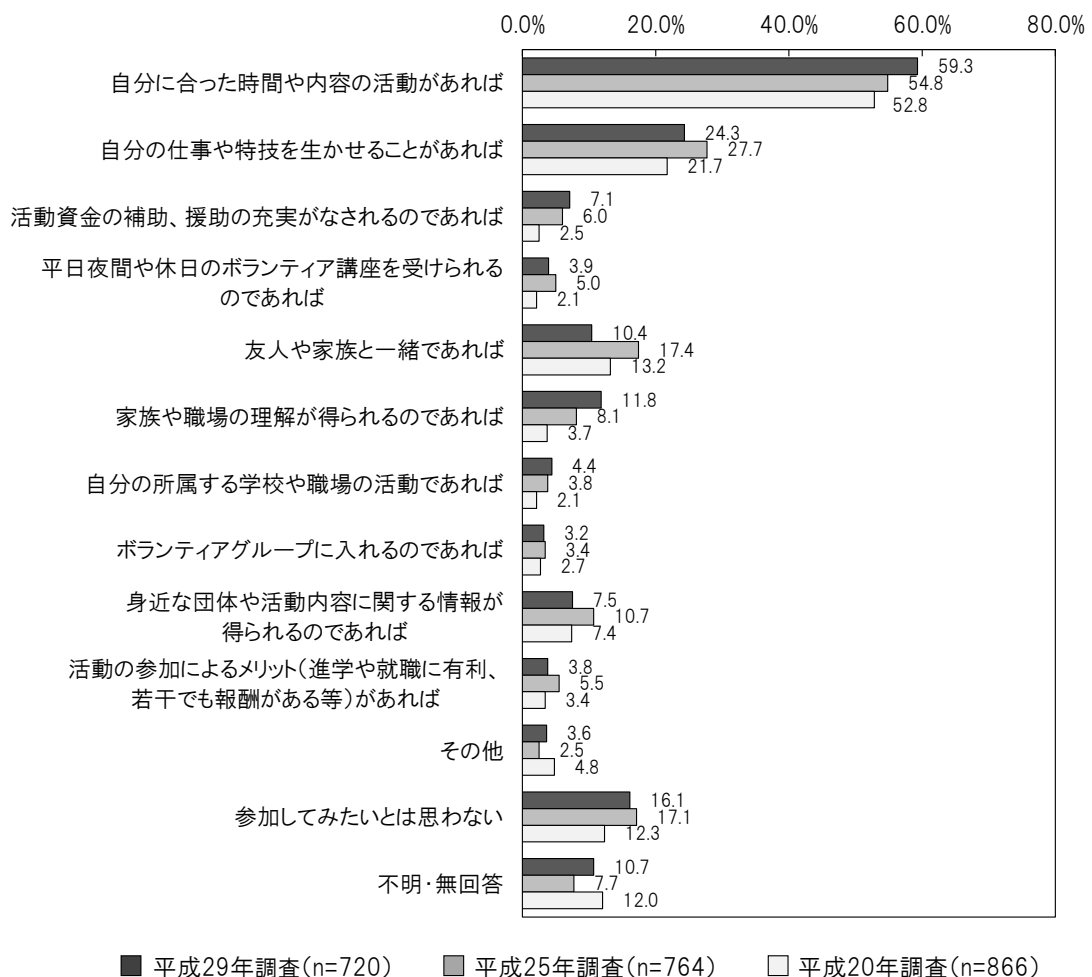


■参加したいボランティア活動（年代別）

（単位：％）

	活に高 動関齢 する者 る	るにあ障 活関る害 動す人の	るに子 活関育 動すて	活関保 動す健 るに	活に青 動関少 す年 る	活に環 動関境 す美 る化	活にち福 動関づ祉 すくの るりま
18歳～20歳代 (n= 63)	12.7	12.7	31.7	6.3	14.3	23.8	3.2
30歳代 (n= 72)	11.1	9.7	36.1	4.2	6.9	23.6	5.6
40歳代 (n= 91)	17.6	16.5	25.3	3.3	12.1	22.0	6.6
50歳代 (n=106)	15.1	10.4	17.9	6.6	6.6	17.9	11.3
60歳代 (n=174)	20.1	6.9	10.3	2.9	7.5	28.7	9.2
70歳代 (n=133)	24.1	6.0	3.0	3.0	3.0	21.8	12.0
80歳代 (n= 81)	24.7	6.2	2.5	3.7	3.7	7.4	4.9
	すづさ人 るくれ権 活りるが 動にま尊 関ち重	関国 す際 る交 活流 動に	す援災 るな害 活ど時 動にの 関救	の地 お域 手の 伝行 い事	そ の 他	活参 動加 はし ない いい	無不 回明 答・
18歳～20歳代 (n= 63)	6.3	17.5	15.9	17.5	3.2	23.8	4.8
30歳代 (n= 72)	4.2	5.6	25.0	16.7	2.8	29.2	4.2
40歳代 (n= 91)	0.0	8.8	29.7	19.8	4.4	26.4	5.5
50歳代 (n=106)	5.7	3.8	15.1	25.5	5.7	21.7	9.4
60歳代 (n=174)	5.2	4.0	20.1	32.8	4.0	19.5	11.5
70歳代 (n=133)	4.5	2.3	14.3	27.8	7.5	21.8	18.0
80歳代 (n= 81)	1.2	1.2	6.2	11.1	19.8	32.1	14.8

■ボランティア活動への参加条件（経年比較）



⑥ 相談や情報の入手について

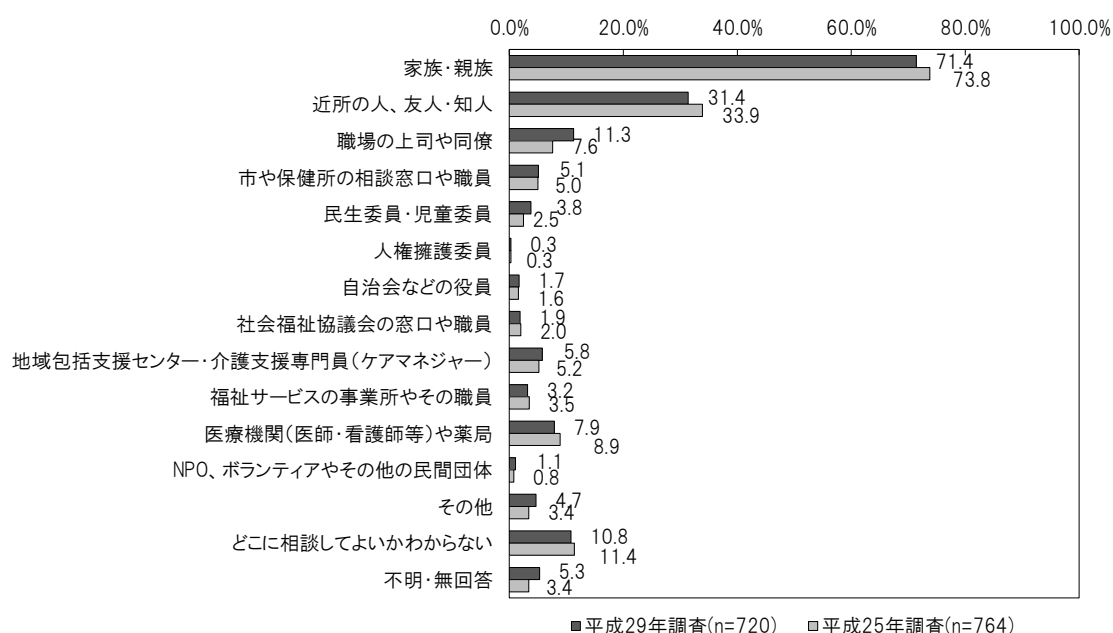
相談先や情報の入手先は、その人の年齢や状況、特徴等によって様々です。いざという時のために、一人ひとりが困ったときの相談先や福祉情報の入手方法を確立していくことが重要です。

○悩みや不安をだれ（どこ）に相談しているかは、「家族・親族」が最も多く、次いで「近所の人、友人・知人」、「職場の上司や同僚」となっています。

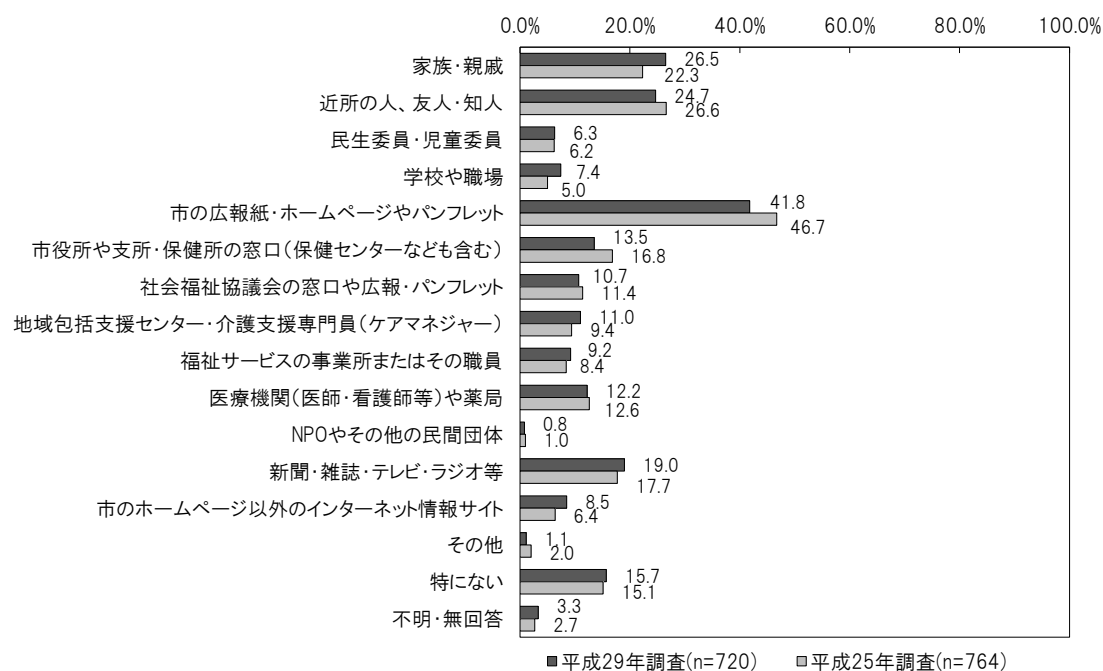
○福祉サービスに関する情報入手先を年代別にみると、18～20 歳代と 80 歳代で「家族・親戚」、その他の年代で「市の広報紙・ホームページやパンフレット」が最も多くなっています。また、18～20 歳代と 30 歳代で「特にない」が約3割と、他の年代に比べて多くなっています。

○障害者福祉の情報入手先としては、身体・知的障害者は「市役所福祉課」、精神障害者は「施設や病院」がそれぞれ最も多くなっています。

■悩みや不安の相談先（経年比較）



■福祉サービスに関する情報入手先（経年比較）

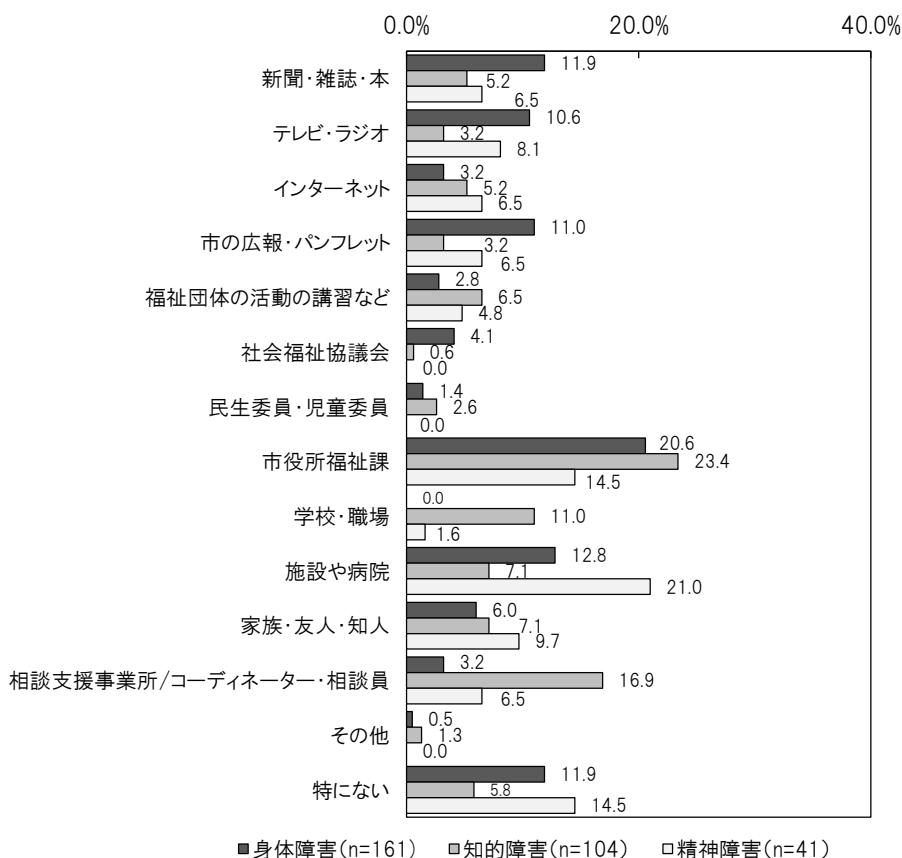


■福祉サービスに関する情報の入手先（年代別・2017（平成 29）年調査）

（単位：％）

	家族・親戚	友人・近所の人、知人	民生委員・児童委員	学校や職場	市の広報紙・パンフレット	市役所や支所・保健所の窓口（保健センターなども含む）	社会福祉協議会の窓口や広報パンフレット	地域包括支援センター・介護支援専門員（ケアマネジャー）
18歳～20歳代（n=63）	36.5	9.5	0.0	9.5	31.7	6.3	3.2	1.6
30歳代（n=72）	16.7	18.1	0.0	11.1	37.5	12.5	12.5	5.6
40歳代（n=91）	23.1	15.4	2.2	16.5	48.4	17.6	9.9	6.6
50歳代（n=106）	32.1	23.6	0.9	17.9	42.5	13.2	6.6	10.4
60歳代（n=174）	25.3	32.2	7.5	2.3	50.0	14.4	13.2	13.8
70歳代（n=133）	21.1	30.1	9.0	0.8	41.4	12.8	15.8	13.5
80歳代（n=81）	35.8	29.6	21.0	0.0	28.4	14.8	7.4	18.5
	はの福 そ事社 の業サ 職所 員ま たビ ス	や師医 薬・療 局看機 関（医 師等）	民そN 間そP の団他0 のや	ラテ新 ジレ聞 オビ・雑 等・誌・	情イン 報サの タジホ サイ以 トネ外 ツの ト	そ の 他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
18歳～20歳代（n=63）	4.8	6.3	3.2	20.6	9.5	1.6	27.0	6.3
30歳代（n=72）	9.7	8.3	0.0	8.3	13.9	4.2	30.6	1.4
40歳代（n=91）	8.8	6.6	0.0	13.2	12.1	1.1	16.5	0.0
50歳代（n=106）	7.5	17.9	0.0	20.8	16.0	0.9	11.3	3.8
60歳代（n=174）	11.5	14.4	2.3	21.3	6.3	0.6	12.1	2.9
70歳代（n=133）	9.0	9.0	0.0	24.1	2.3	0.8	13.5	6.0
80歳代（n=81）	9.9	19.8	0.0	18.5	3.7	0.0	9.9	2.5

■障害者福祉の情報入手先（障害種別）



資料：2016（平成 28）年度 障害者福祉に関するアンケート調査結果

⑦ 災害時の対応等について

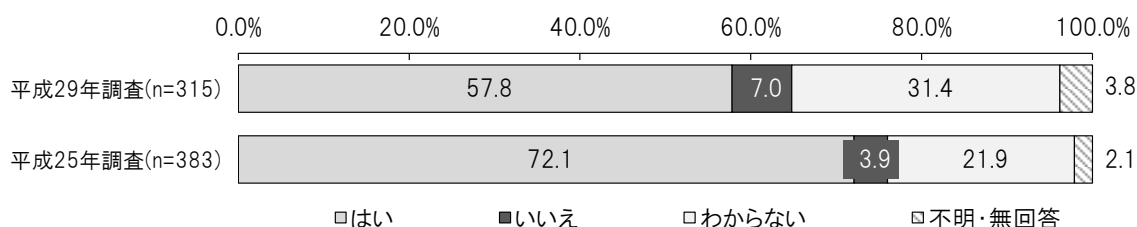
若い年代を中心に、防災活動や訓練に参加しておらず、活動自体も知らない割合が多くなっています。また、5年前と比較して避難場所の周知や避難訓練等への参加は進んでおらず、引き続き災害時等に備えた啓発活動が求められます。

○災害等の緊急時に支援が必要な人を支援できるかは、2017（平成 29）年調査で「はい」が約6割と、平成 25 年調査に比べて約 14 ポイント減少しています。

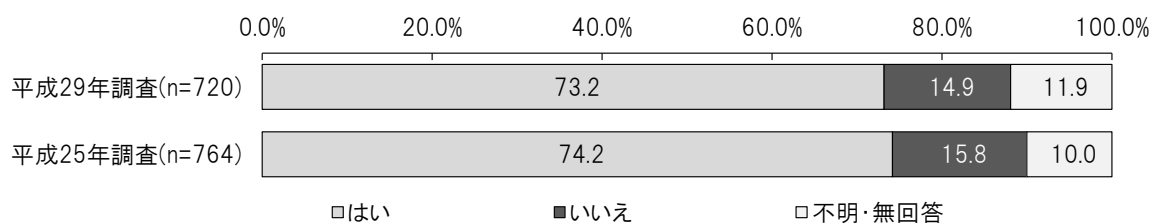
○居住地区の避難場所を知っているかを経年で比較すると、概ね同様の傾向となっています。年代別では、18 歳～20 歳代と 30 歳代、80 歳代で「はい」が6割台と、他の年代に比べてやや少なくなっています。

○日頃から防災活動や訓練に参加しているかは、18 歳～20 歳代と 30 歳代で「活動しているのを知らない」、その他の年代で「いいえ」が最も多くなっています。また、30 歳代で「はい」が他の年代に比べて少なくなっています。

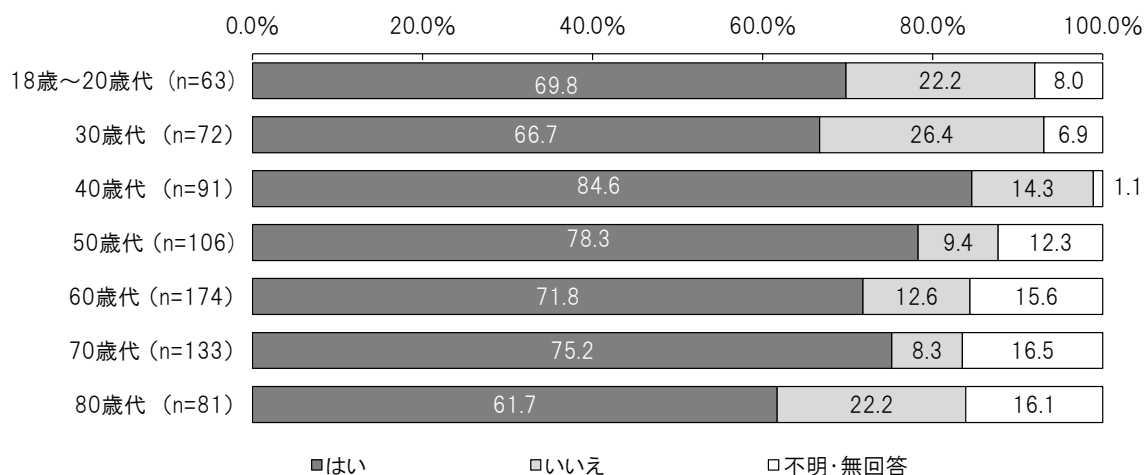
■緊急時に支援が必要な人を支援できるか（経年比較）



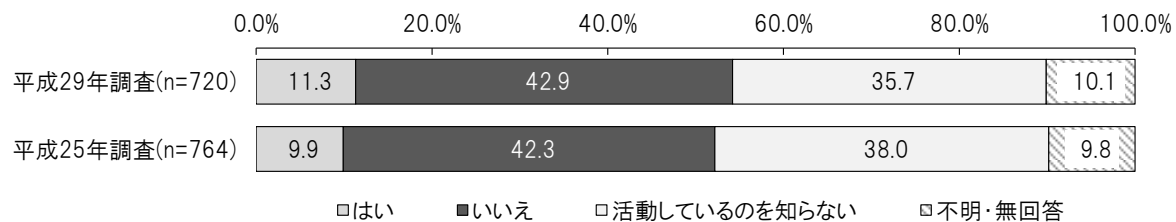
■居住地区の避難場所を知っているか（経年比較）



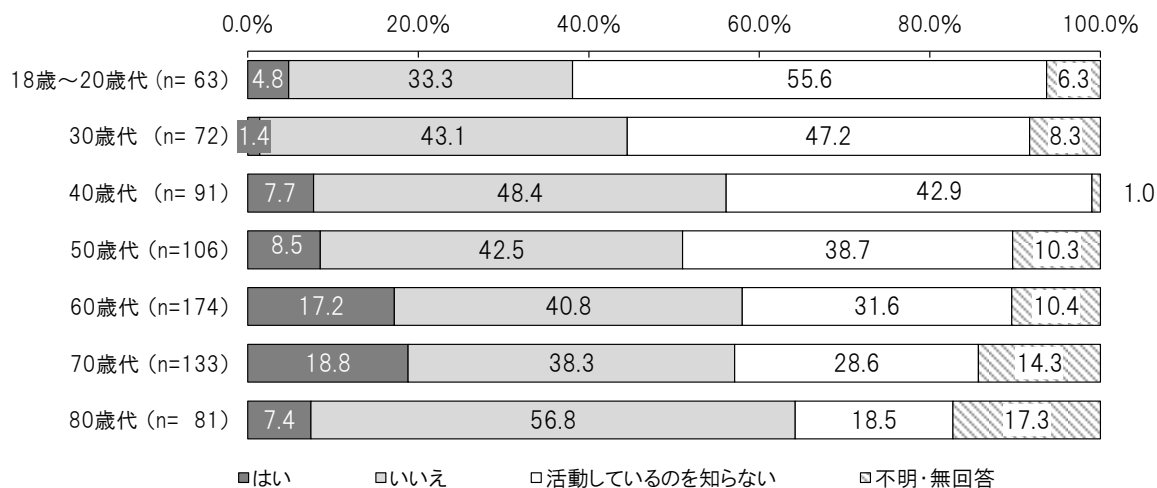
■居住地区の避難場所を知っているか（年代別・2017（平成 29）年調査）



■日頃から防災活動や訓練へ参加しているか（経年比較）



■日頃から防災活動や訓練に参加しているか（年代別・2017（平成 29）年調査）

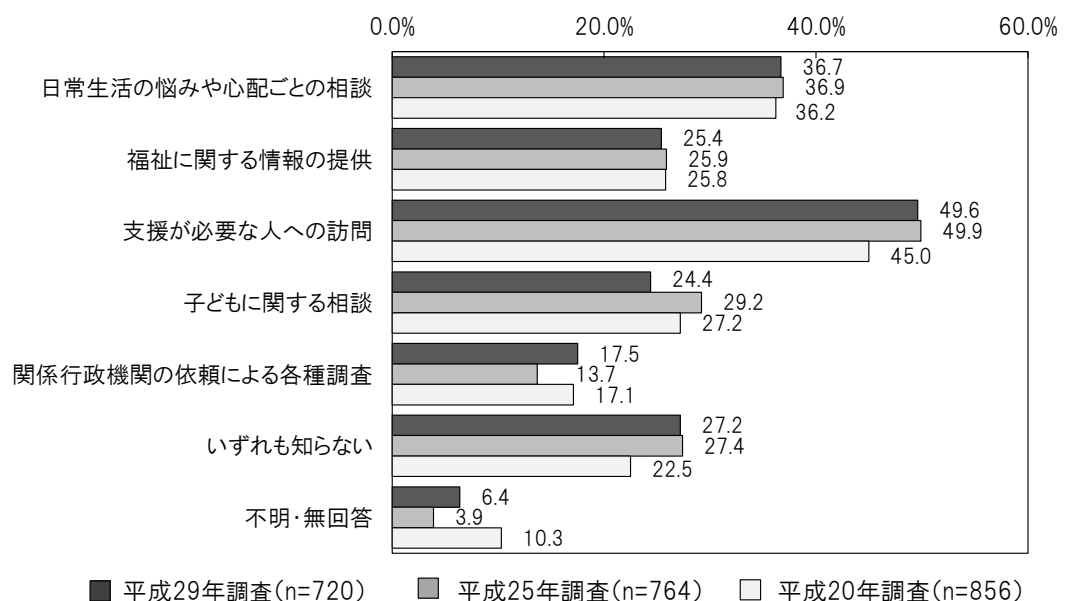


⑧ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等について

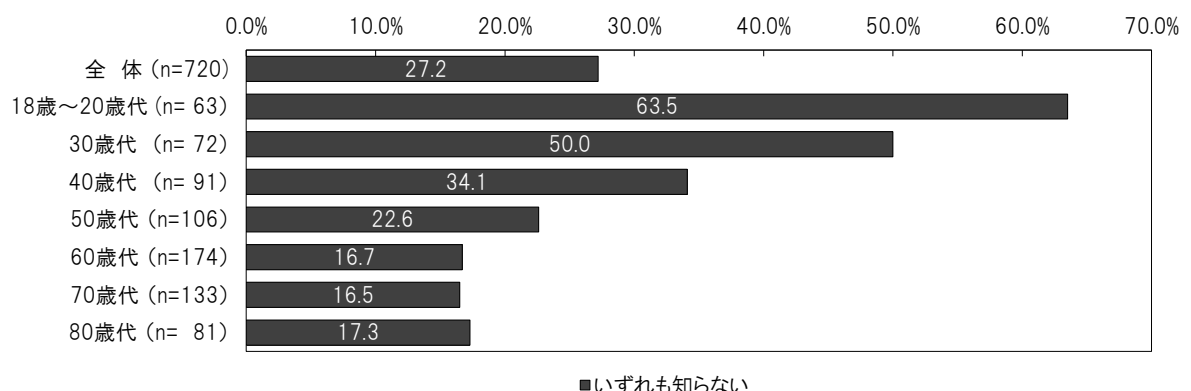
社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知らない人が多くなっています。地域を支える福祉の担い手として、引き続き社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動等を周知することで、地域の中で孤立する人をつくらないことが重要です。

- 民生委員・児童委員の活動内容として知っている活動は、「支援が必要な人への訪問」が約5割と最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」となっています。
- 民生委員・児童委員が行う活動について「いずれも知らない」割合を年代別にみると、18歳～20歳代で約6割、30歳代で5割と、他の年代に比べて多くなっています。
- 社会福祉協議会の活動で知っているものは、「赤い羽根共同募金」が最も多く、次いで「福祉バザー」、「社協だより」となっています。
- 社会福祉協議会に期待することは、「介護保険サービス・自立支援サービスの充実」が最も多く、次いで「生活困窮者自立のための支援」、「介護保険や障害者に関する制度以外の在宅福祉サービスの充実」となっています。

■ 民生委員・児童委員の活動内容として知っている活動（経年比較）

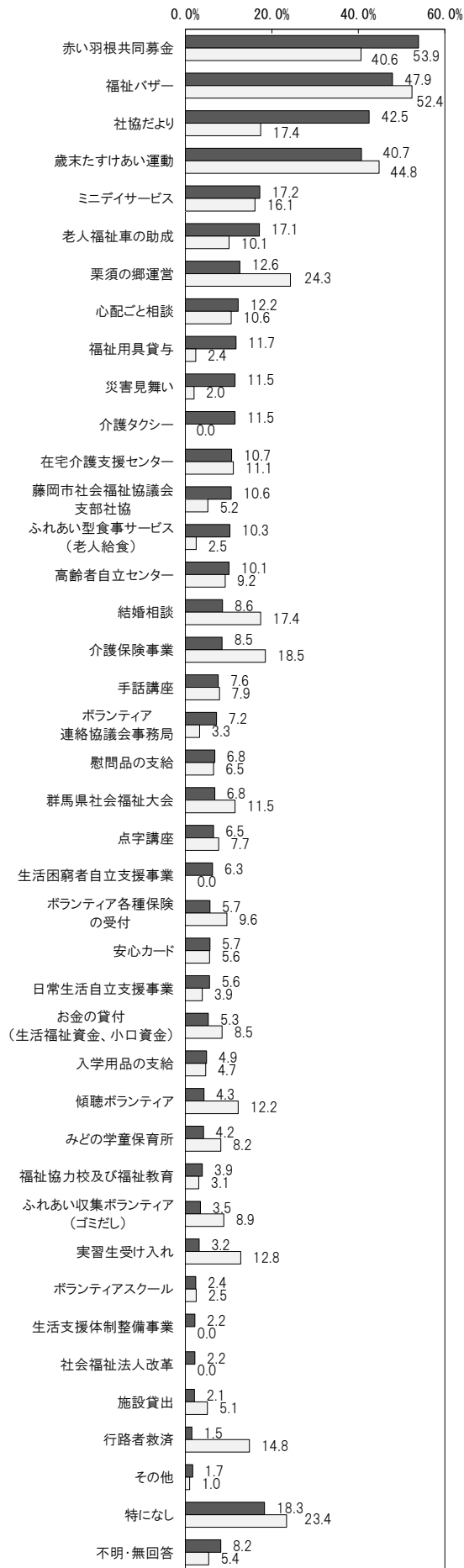


■ 民生委員・児童委員の活動内容を「いずれも知らない」割合（年代別・2017（平成29）年調査）

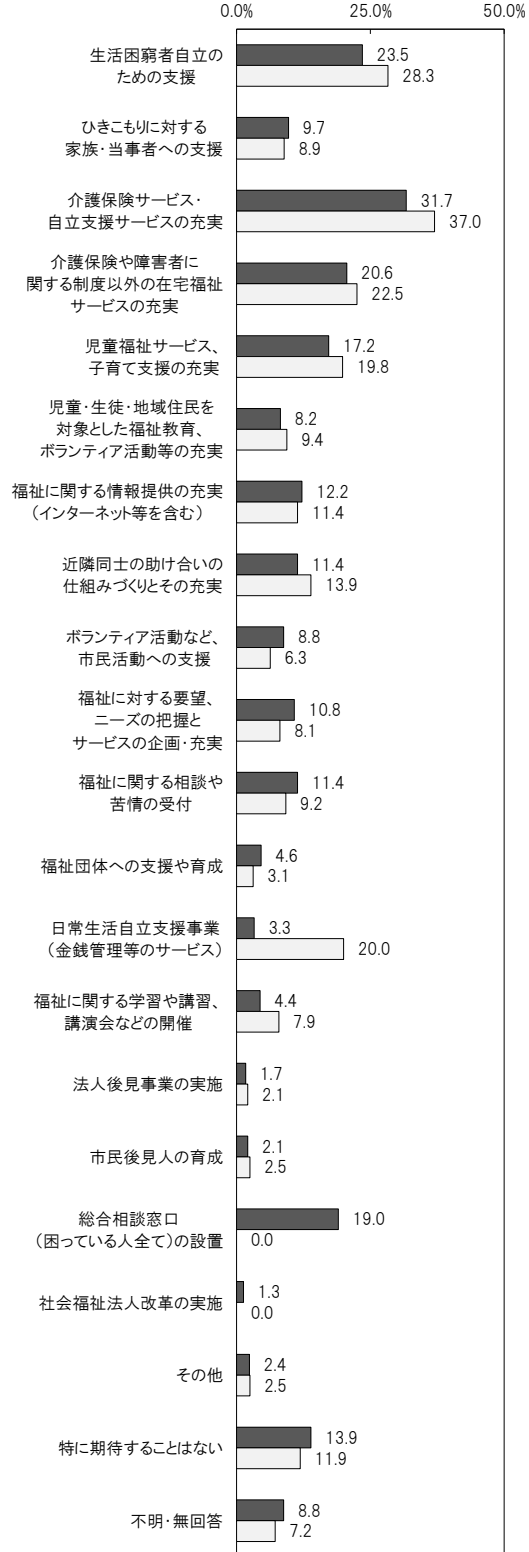


■社会福祉協議会の活動で知っているもの

■社会福祉協議会に期待すること



■平成29年調査(n=720) □平成25年調査(n=764)



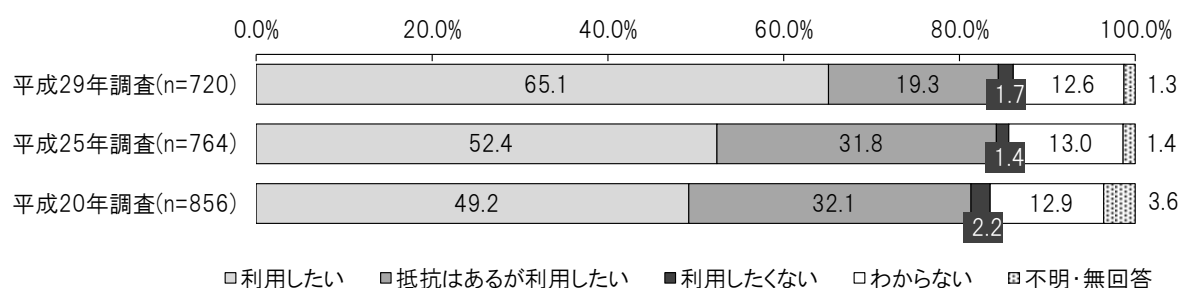
■平成29年調査(n=720) □平成25年調査(n=764)

⑨ 福祉サービスについて

福祉サービスの利用については、利用したい割合が増えていることから、支援を必要とする人に必要なサービスが提供される体制の整備が求められます。

○福祉サービスが必要になったときにすぐに利用するかを9年間で比較すると、2008(平成 20)年調査と 2013(平成 25)年調査では「抵抗はあるが利用したい」が約3割となっていますが、2017(平成 29)年調査では、「抵抗はあるが利用したい」が減少し、「利用したい」が占める割合が多くなっています。

■福祉サービスが必要となった時にすぐに利用するか（経年比較）



3 住民懇談会からみる現状

(1) 実施概要

本計画に市民の生の声を反映することを目的に住民懇談会を実施しました。住民懇談会の中では、市民の皆さんに地域福祉の必要性を改めて認識していただくとともに、日常生活の福祉分野を中心に課題や日々感じていることなどの意見を出し合い、それぞれの意見に対し、「私たち・地域でできること、行政や社会福祉協議会にお願いしたいこと」の2つの視点で解決アイデアを考えていただきました。

■各地区の実施概要

地区	実施日時 【18：00～20：00】	実施場所	参加者数
藤岡地区	2018（平成30）年2月8日（木）	藤岡公民館	55人
神流地区	2018（平成30）年3月8日（木）	神流公民館	24人
小野地区	2018（平成30）年2月28日（水）	小野公民館	30人
美土里地区	2018（平成30）年1月25日（木）	美土里公民館	20人
美九里地区	2018（平成30）年5月10日（木）	美九里公民館	30人
平井地区	2018（平成30）年1月11日（木）	平井公民館	18人
日野地区	2018（平成30）年6月14日（木）	日野公民館	19人
鬼石地区	2018（平成30）年4月12日（木）	社会福祉協議会鬼石支所	18人

■住民懇談会の様子



(2) 結果概要

以下、住民懇談会で出された解決アイデアを記しています。(一部抜粋)

① 近所付き合い・交流

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
近所付き合いの減少について		
隣近所にだれが住んでいるかわからない	・新旧住民の意見交換、交流 ・地域イベントでコミュニケーション ・近所での見守り ・地域のつながり ・お互いを知る機会をつくる	・社会福祉協議会と区長の情報交換
にぎわいや地域の絆が弱まっている	・だれでも参加できるイベントの開催 ・年代別のコミュニティづくり	・地域活動への補助 ・世代間交流の機会づくり ・外国人を受け入れグローバル化 ・必要な物品の補助
地縁的コミュニティ活動が減った	・若者が役割を持つ ・子育て連との連携 ・現在の集いの場を続けていくための情報収集 ・班を5世帯くらいに細分化	・ふれあいサロン¹づくり ・地域活動の広報
支え合い精神の欠如について		
困りごとがあった時に、集まって相談し解決する場がない	・地域見守り体制の強化 ・一人ひとりが話し相手になる ・交流の場づくり	・意見交換の場づくり ・広報で近隣の見守りについて啓発 ・役割分担の明確化
地域のつながりを拒否する人が増えた	・積極的な声掛け ・男性でも参加しやすい企画	・社会福祉協議会からの情報提供

② 地域の担い手

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
人材の育成について		
ボランティアや見守りをする人が少ない	・世話役(おせっかいな人)づくり ・ボランティアで高齢者の見守り ・ボランティアへの参加を声掛け	・地域通貨、ボランティア募集・育成・活用 ・市民後見活動の展開
個人の地域を支える意識が低い	・地域住民で支え合い、意識づくり	・社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の役割の周知
民生委員・児童委員の活動が広すぎて、負担が大きい	・地域のボランティアで助け合う ・個人でできることをする	・民生委員・児童委員に頼りきりにならず、行政、社会福祉協議会ともに地域の声を聴く ・生活支援員の周知、啓発
外国人の受け入れ	-	・外国人の受け入れを進める
支援している人への支援がない	-	・組織的に協力隊の運営
地域のリーダーが必要	・ボランティアの育成	・リーダーの育成
情報共有について		
ボランティア制度の拡充	-	・ボランティアセンターの開設日の拡大
ボランティアの状況が不明	・ボランティア組織の立ち上げ	・ボランティア情報のとりまとめ、発信

¹ サロン: 空店舗や公民館等の既存の場所を利用して、市民が集い、趣味活動や交流活動、地域活動等を行う場。

③ 高齢者

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
ひとり暮らし高齢者について		
元気な高齢者の活躍	・ 支えられる側から支える側へ意識を変える	・ 高齢者の雇用
高齢者のひとり暮らしが増えている	・ できる範囲のお手伝い ・ お互いに安否確認	・ 各家庭に緊急プザーの設置 ・ 地域、介護度に関係なく利用できる施設の設置 ・ 高齢者の見守り隊（NPO 等）の設置 ・ ミニデイサービスの普及
ひとり暮らし高齢者の身の回りのことが心配	・ 買い物やゴミ出し等の身近な支援 ・ 利用できそうなサービスを紹介	・ 安否確認の仕組みの周知 ・ 支援が必要な人の把握
買い物や病院に行く手段がない	・ 移送ボランティア ・ 車の乗り合い（移動支援） ・ 買い物代行	・ 巡回バスや乗合タクシーの充実 ・ 巡回治療の仕組みづくり ・ 電話でバス等の手配
高齢者の運転による死亡事故の増加	・ 免許返納 ・ 移送ボランティアの充実	・ 送迎支援
地域との関わりについて		
緊急時に高齢者をサポートできる体制がない	・ 地域での声掛け、気配り ・ 高齢者の見守り組織づくり（見守り隊）	・ 既存施設での一時受け入れ
どこまで介入してよいかわからない	・ 地区の問題として共有できる仕組みづくり	・ 社会福祉協議会で要支援者を把握 ・ 相談先を周知
認知症を隠したがる家族が多い	・ 支援が必要な高齢者の把握 ・ 認知症への理解の啓発活動	・ 高齢者の実態把握 ・ 話し合いサロンや集まれる場づくり
見守りの体制について		
気軽に相談する相手や話し相手がいない	・ 話し相手になる ・ 身近なところで集まる場づくり ・ 近所の人と声を掛け合い、地域行事や地域活動に参加を進める	・ 地域活動の PR（筋トレ等） ・ 健康センターの広報、宣伝 ・ 公園等を使って、いつでも参加できる集いの場
地域と関わりたがらない人がいる	・ 声掛け、見守り、気遣い ・ 近所で集まる場所づくり	・ 高齢者が集まりやすい企画の提案
社会とのつながりがない人の孤立	・ あいさつや声掛け ・ 話し相手のボランティア	・ 医者が参加するサロンの開催 ・ 高齢者や障害者、子ども食堂等を含めた人の集まる場の提供

④ 子ども・子育て

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
見守りの体制について		
子育てを支える仕組みが足りない	・ 子どもが地域の中心と捉え、みんな育てる意識を持つ ・ 多世代での同居により、家族で子どもを見守る	・ 病児保育の拡充 ・ お達者会の設立 ・ 子育てしやすい環境の整備（雇用）
地域に心配な子や家庭がある	・ 地域全体で見守る ・ 子ども食堂や無料学習塾等の設置 ・ 地域の役員による子どもの把握	・ 各地域の実情を把握
子どもが気軽に相談できる相手、場所があるとよい	・ 見守り、相談相手になる ・ 声掛けで子どもとの接点づくり	・ 人が集まることのできる場、空間の提供
いじめや DV 等、学校で相談できない子の対応	・ 地域と親が協力し、学校へ働きかけを行う ・ 見守り、相談相手となる	・ いじめへの正しい対応 ・ いじめによる自殺（防止）への対応

(子ども・子育て 続き)

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
子どもの生活環境について		
子どもの遊び場がない、外で遊ばない	・子どもが安心して遊べる場の確保 ・お茶会の開催	・徒歩圏内に公園の整備 ・公会堂を開放した遊び場 ・子どもの遊ぶ場、集まる場の確保
通学路が危険	・登下校時のパトロールの実施	・登下校時のパトロール員の募集 ・青パトの活用 ・安心の家やスクールバス利用を念頭に入れた学校区の見直し ・防犯ブザー等の配布
少子化について		
子どもの数が少なく、地域活動が活発ではない	・祭等の楽しめる行事を増やし、子どもとの接点をつくる	・他では実施していない教育を考え、魅力のある地区として広報し、児童を確保
若者が藤岡市を離れていってしまう	・若者と地域住民がコミュニケーションできる場づくり ・地域の中で若者が役割を持つ	・若者が住みたいまちづくり ・藤岡市の未来像を示してほしい

⑤ 障害者

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
地域との関わりについて		
親亡き後が心配	・コミュニティソーシャルワーカーに相談	・職場の紹介 ・障害者雇用の拡大 ・施設の充実
問題を抱え込み、心の休まる場がない	・障害者とその家族への心のケア ・話し相手、相談にのってあげる	-
地域との付き合いがなく孤立している	・障害への理解、啓発 ・民生委員・児童委員、区長等との情報交換 ・小さいときから交流する	・集う場づくり
ゴミが溜まっていて心配	・気に掛ける	-

⑥ 生活困窮者

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
情報共有について		
関わり方が難しい	・地域内での情報共有 ・相談窓口を教える	・相談場所の周知
支援が行き届かない人や家庭の増加	・ひとりで抱え込まず行政に頼る ・積極的に地域とつながりを持てるよう働きかける	・要保護児童に目を向けて支援 ・生活保護制度の見直し ・ほっとメールの周知、共有 ・相談支援体制の拡充
支援が必要な人の実態がみえない	・行政への協力、情報提供	・支援員の育成、行政対応力の強化 ・どんな支援をしているのか広報 ・ひきこもりの実態把握
通院や買い物、食事等を諦めている	・衣料品等の不用品のリサイクル	・介護者への支援を手厚く ・市内での雇用確保

⑦ 移動・交通

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
道路・歩道について		
道が狭く、車と接触しそうで危険	・ 見守り、パトロール	・ 歩きやすい散歩コースの作成 ・ 道路の整備、点検 ・ 通学時間は通行止めにする
交通手段について		
交通の便が悪い	・ 移動方法の検討 ・ 移送ボランティア ・ バスのダイヤ改正の要望を出す ・ 買い物代行	・ 交通手段を増やす ・ 路線バスの充実（本数を増やす） ・ ぐるりん新町線の停留所を設置し、全地域巡回にする
移動手段がなく、バス停までいけない	・ 移送ボランティアの周知	・ 自宅からの送迎 ・ 送迎サービスやデマンドバス ² の検討
ボランティア等による移動支援中の事故が起きた時の対応	-	・ 移送ボランティアの保障づくり
介護タクシーの料金が高く使いづらい	-	・ タクシー割引券・補助券の配布 ・ タクシー代の支援

⑧ 生活環境

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
生活環境について		
空き家や空き店舗、耕作放棄地の増加	・ 草刈りの手伝い ・ 区長に情報提供 ・ 地域で対応を検討	・ 空き家の管理、撤去 ・ 空き家情報の提供 ・ 農地保全の対策
商店が少なく、買い物難民がいる	・ 使えるサービスの活用 ・ 買い物代行、送迎、付き添い	・ 移動スーパーや行商 ・ 買い物支援のシステムづくり ・ 配食サービスの拡充
都市基盤の整備について		
道が暗いので街灯があるとよい、夜は危険	・ 防犯灯の設置	・ 街灯の設置
地域のマナーやルールについて		
マナーが悪い	・ 地域のルールやマナーについて、文書を作成し、回覧する ・ 行政任せにするのではなく個人でできることは自分でする ・ 地域で話し合いを行う	・ お互いを注意できる人づくり ・ 防犯カメラ等の設置 ・ ゴミ収集方法の再検討（各家での回収） ・ 広報による呼び掛け
ゴミ出しのルールが守られていない	・ ルールを守るよう、注意し合う ・ ゴミ出しの管理（囲い等）	・ ゴミ置き場の検討、整備 ・ 防犯カメラの設置 ・ 見守り体制づくり
外国人にルールを理解してもらえない	・ 近所でのコミュニケーション ・ 文化や言語の違いを理解し合う	・ ルール等の教育

² デマンドバス：利用者の要求に応じて、乗降場所を希望の場所で指定し、運行するバス。

⑨ 防災・防犯

課題	私たち・地域でできること	行政・社会福祉協議会にお願いしたいこと
災害時の避難について		
災害時の避難や通知方法が不明	・ 避難場所や避難方法、災害時の通知方法等について情報共有	・ 現状確認により有事対応の検討 ・ 災害時の対応方法の周知 ・ 避難所等について広報
避難場所が少ない、または遠い	・ 避難所の見直しを要望する	・ 避難場所確保、見直し ・ 避難所へ行くまでの道路整備等 ・ 公会堂等を避難所として活用
災害に対する意識が低い	・ 避難について住民同士で話し合う ・ ハザードマップ ³ で避難場所を確認	・ 災害に関する情報提供
地区単位で、災害時の訓練等がなく心配	・ 地区ごとに防災・避難訓練の実施 ・ 地域の特性に合わせた支援を検討 ・ 地区ごとに手引きを作成	・ 避難訓練の実施 ・ 地域の実情に応じた災害訓練
災害時の支援について		
寝たきりや近所に頼れる人がいない人への支援が必要	・ ひとり暮らし家庭の把握 ・ 支援の必要がある人の情報共有 ・ 助け合える仲間づくり ・ 班での見守り、声掛け ・ 災害時の移動の手伝い	・ 地域団体、ボランティアの活用 ・ 地域ネットワークの強化 ・ 災害時の連絡網確立、情報共有 ・ 支援の必要がある人の把握
災害時の対応がわからない	・ 支援の必要がある人のマップ作成 ・ 避難マップづくり ・ 支援の序列を明確化 ・ 身近な班でサポート体制を整える	・ 素早い情報発信（メール等） ・ ガイドラインの作成 ・ 避難手順の作成 ・ 避難マップづくり
備蓄の場所や管理状況が不明	・ 事前に日用品の備蓄	・ 備蓄品の配布
地域の防犯について		
近所で不審者が出て心配	・ 防犯パトロール ・ 当番制による夜のパトロール	・ 街灯の設置
振込詐欺の被害	-	・ 行政からの情報提供

³ ハザードマップ:地震や洪水などの災害が起きたときの危険個所などを予測し、地図にまとめたもの。

4 第2次計画の評価結果

本計画を策定するにあたり、前回計画に位置づけられている各施策の「行政の取り組むこと」「社会福祉協議会で取り組むこと」について、市と社会福祉協議会の担当部署において評価を行いました。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

取り組み	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. 地域福祉のための人づくり	行政	11	4	36.4%	6	54.5%	1	9.1%	0	0.0%
	社協	13	1	7.7%	5	38.5%	4	30.8%	3	23.0%
2. 安心して利用できる 福祉サービスの充実	行政	16	0	0.0%	13	81.2%	2	12.5%	1	6.3%
	社協	29	5	17.2%	17	58.7%	5	17.2%	2	6.9%
3. 安全・安心のまちづくり	行政	16	0	0.0%	12	75.0%	4	25.0%	0	0.0%
	社協	15	2	13.3%	5	33.4%	6	40.0%	2	13.3%

基本目標2 人がつながり交わりのある地域づくり

取り組み	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. 情報の共有ができる 地域づくり	行政	7	1	14.3%	3	42.9%	2	28.5%	1	14.3%
	社協	6	0	0.0%	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%
2. 地域による早期発見・ 早期対応の仕組みづくり	行政	7	0	0.0%	5	71.4%	1	14.3%	1	14.3%
	社協	10	0	0.0%	4	40.0%	2	20.0%	4	40.0%
3. 地域交流のあるまちづくり	行政	3	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
	社協	4	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%	1	25.0%

基本目標3 魅力あふれ活力のある地域づくり

取り組み	行政 社協	該当 事業数	実施状況							
			達成		概ね達成		やや不十分		不十分	
1. 地域福祉活動基盤の充実	行政	5	0	0.0%	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%
	社協	10	0	0.0%	4	40.0%	5	50.0%	1	10.0%
2. 美しく快適なまちづくり	行政	5	1	20.0%	2	40.0%	1	20.0%	1	20.0%
	社協	10	0	0.0%	6	60.0%	2	20.0%	2	20.0%

5 課題と方向性

アンケート調査や住民懇談会、第2次計画の評価等を踏まえ、以下、現状・課題と今後の方向性（○：現状・課題、●：方向性）について記載しています。

（１）地域福祉の考えや活動人材の育成

① 市民一人ひとりが地域福祉の意識や考えを持つことが必要

○近年、地域生活課題や生活課題の多様化に伴い、個人や家庭といった「自助」の考え方だけでは解決できない問題が多くなっています。

○2017（平成 29）年調査では、住民相互の協力を必要と感じている割合は約7割となっていますが、「協力関係が必要とは思わない」の割合が増えており、住民相互の助け合い・支え合いの活動である「地域福祉」に対する意識が低くなっていることがうかがえます。

●「地域福祉」の意義と重要性を啓発し、個人の生活は個人の責任と認識している人等に対して、「互助・共助」という地域で助け合う「地域福祉」意識の醸成をしていくことが求められます。

② だれもが地域のキーマンとして活躍できる福祉人材を育むことが必要

○2017（平成 29）年調査では、市民の約5割が地域活動に参加しておらず、今後も約2割が参加しないと、住民の地域活動の参加が十分に進んでいない状況です。

○地域活動に参加していない5割と今後も参加しないとする2割の差の約3割は、参加する意向がみられることから、年齢や性別、住まい等、それぞれの状況や興味・関心に合わせた地域活動の実施により活動の担い手確保が期待されます。

●支援を求める側としては、見守りや安否確認等、日頃のちょっとした場面の手助けを求めていることから、「地域福祉」や「地域活動」を難しく考えず、お互いさまの精神で身近なことや住民同士の支え合い・助け合いが重要ということを市民に周知していくことが重要です。

③ 福祉は家庭や学校、地域全体で取り組むことが必要

○核家族化が進み地域との関わりが弱まるなか、地域の中で多様な人とふれあう機会は減少し、福祉に関する学習や体験は学校頼りになっています。

○2017（平成 29）年調査でも、福祉教育のあり方として、学校での教育・指導を望む割合が多くなっています。

●市では、コミュニティスクール⁴の導入が進められていることから、福祉教育に力を入れる学校に対して地域側が寄り添い、関係機関や団体等との連携のもと、子どもから高齢者まですべての人が福祉への関心や理解を深めることが重要です。

⁴ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

(2) 身近な地域での生きがいづくり

① 多様な企画の提案で地域交流を促し、身近な地域との関わりづくりが必要

- 住民懇談会を中心に、子どもの集まる機会が少なく地域のにぎわいが減っていることが挙げられています。
- 2017（平成 29）年調査では、約5割が地域活動等に参加せず、うち約2割が興味や関心がないため地域活動に参加しないとしており、市民のニーズに合った活動が行われていない状況です。
- 今後は多世代が参加し、多くの人が地域とのつながりを持てるよう、年代や性別、環境等に合わせた機会の提供が求められます。
- 「いつ、どこで、何をやっているのかわからない」という活動の周知が課題となっており、適宜必要な情報を周知することで、地域活動や地域交流への参加者が増えることが予想されます。

② 多様な人材が地域で活躍しやすい場づくりや受け入れの充実が必要

- 退職後の高齢者を中心に地域活動やボランティア活動に参加する人も多く、地域活動が生きがいにつながることを期待されます。
- 前期高齢者対象の日常生活支援調査では、6割半ばがボランティア活動に興味がある一方で、約7割はこれまで活動したことがありません。
- 近年は元気な高齢者が多く、定年を超えても仕事を続けている人が多いため、参加意欲と実際の参加状況に差が生まれています。
- 仕事と活動の時間調整や家族・職場等の理解が活動をする上での課題として挙げられていることから、今後はボランティア活動等をしたいと感じている人が地域で活躍できるよう、時間の調整や場の提供、適切な情報発信等を進めていくことが求められます。
- 平成 30 年度にボランティア窓口が集約されたことから、これまで以上にボランティアネットワークセンター「ウィズ」や社会福祉協議会のボランティアセンターの連携を強化していくことが期待されます。

(3) 地域で助け合う・支え合う仕組みづくり

① 生活環境や状況、特性による多様な情報発信・共有手段の確保が必要

- 2017（平成 29）年調査では、福祉サービスに関する情報入手先について、身近な人や広報紙・ホームページ等から情報を得ている人がそれぞれ約4割いる一方で、情報入手先がない人が1割半ば、特に若い年代で情報入手先がない割合が多くなっています。
- 年代に関わらず、だれもが得やすい方法で情報を入手することができるよう、多様な情報発信方法の検討や情報が集まる環境の構築が求められます。
- 住民懇談会では、情報が住民や地域全体まで伝達されていないことや、プライバシーや個人情報保護の影響で、情報の共有が難しいことが挙げられています。
- 個人情報、手引きやルールを作成して取り扱いを事前に定めることで、支援をする側に必要な情報が行き渡る体制の構築が求められます。

② それぞれが地域との心地よいつながりを持つことが必要

- 住民懇談会では、地域との関わりを求めない家庭や隣近所の関わりを拒否する人の増加が挙げられています。
- 地域との関わりの少ない家庭や人については、その実態等が把握できず、適切な支援につながらないことが懸念されます。深刻なケースでは、悩みや不安の相談先や解決方法が見つけられず、行き場をなくして自死という選択をすることも考えられます。
- 地域の中で住み続けることは、ひとりの力で生きることではなく、地域とのつながりの中で、自分の役割や居場所を見つけ、必要な時には適切なサービスを使うことで実現します。
- だれもが相談しやすい地域とのつながりを持つことが重要です。

（４）多様化・複雑化する課題への対応

① 相談から解決まで丸ごと支援ができる仕組みや体制が必要

- 人生 100 年といわれるなか、2017（平成 29）年調査や住民懇談会では、将来の暮らしへの不安が多くなっています。
- 近年は、個人の問題が複雑化・重複化（ひとりが複数の問題を抱えている）するなか、虐待等の相談件数が増加傾向となっており、これまでの相談支援体制ではフォローしきれない問題や相談が増えることが予想されます。
- 2017（平成 29）年調査では、現在抱える不安や悩みとしてやや専門的な介護や経済的な問題、災害時の備えがそれぞれ2割半ばとなっています。また、9年間で比較すると、老後や介護を心配する割合が増加しています。
- 今後は、包括的な支援から専門的な支援まで、様々な事例に対応できる相談支援の基盤が求められ、日頃から不安や悩みを解消できる環境づくりが重要です。

② 多様な主体との連携による問題解決力の強化が必要

- 近年は、生活困窮者や高齢者、障害者、子どもへの虐待等、隣近所という関係性だけでは口出しできない問題が多くなっています。
- 地域の課題にいち早く気づくことができるのは住民自身です。そのため市には、地域のなかで発見された課題や問題を抱える人を、必要な支援と結びつけることで解決していく体制が求められます。
- 2018（平成 30）年度からは、社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワーカーを1名設置し、問題の早期発見や制度の狭間にいる相談者に対しても支援を実施しています。
- 今後は、市民や行政、福祉事業所、団体等の多様な主体の連携のもと、地域による見守り等の支え合い活動と公的サービスを組み合わせて市全体で地域生活課題を解決する総合的な地域福祉推進体制を構築し、分野ごとだけでなく地域の課題に丸ごと対応できる地域連携のネットワークを強化していくことが必要です。

(5) 安心して生活できる地域福祉基盤づくり

① 横断的・包括的な福祉サービスを展開していくことが必要

○家族が貧困や虐待、認知症、障害等の問題を抱え込み、地域から孤立しているケースは少なくありません。また、複雑化する問題により、従来の福祉サービスでは対応しきれない状況が予想されます。

●今後は、福祉サービスに加え、複数のサービスを適切に組み合わせられる多様性や柔軟性が求められます。また、各分野が連携を図って、市が取り組む多様なサービスの周知と合わせて、サービスの質の向上に努めることが重要です。

○2017（平成 29）年調査では、支援が必要になった時に福祉サービスを利用したい人が増加傾向となっており、高齢者や要介護者等の増加と合わせて、今後支援が必要な人や支援を求める人の増加が予想されます。

●要支援者の実態を把握し、必要な人に必要なサービスが届くよう、適切な支援の提供が必要です。

② 多様な福祉ニーズを網羅するため、住民主体の支援体制の確立が必要

○2017（平成 29）年調査では、地域の要支援者を支援できるかについて「わからない」が、「したい」「したくない」に並んで約3割となっています。

○「わからない」が多い理由として、支援内容や相手、支援方法等のイメージがないことから、今後はどのような支援が必要なのかを周知していくことで、「わからない」とした人を「したい」や「できる」という考えに変えていくことが求められます。

○参加したいボランティア活動について「参加したい活動はない」の割合は、2008（平成 20）年調査から増加し続けています。

○自分にあった時間や内容の活動があれば約6割が活動に参加してもよいとしています。

●それぞれの年代ができるとする支援に合わせた活動内容や時間等に配慮してボランティアの募集をすることで人材の確保が進むことが期待されます。

③ 支援する側される側の双方ともに、日頃から災害時や緊急時に備えることが必要

○高齢者や要介護認定者の増加に伴い、災害時の避難をはじめ、何らかの支援を必要とする人が増えることが予想されます。

○2017（平成 29）年調査では、約4割が災害時に自力で避難できるとしていますが、2013（平成 25）年調査に比べ、自力で避難できる割合や自力で避難できる人で他人の手伝いができる人が減少しており、地域での助け合い機能の弱まりが見受けられます。

○住民懇談会では、実際に災害が起きたときの対応や行動がわからない等という声が挙げられています。

●地域では、支援を必要とする人がどこにいるのか把握し、市民一人ひとりが必要な対応をとれるよう、避難場所や避難手順等を理解することが求められます。

●支援を求める人は、事前に避難行動要支援者名簿に登録するなど、災害の備えを進めることが重要です。

(6) 一人ひとりの人権の尊重

① 交通や移動に関する不便など、社会参加を妨げる要因をなくすことが必要

○高齢化の進行や自動車運転免許証返納の進展により、自分の力だけでは移動できない人が増えているため、住民懇談会では、いずれの地区においても地域の交通手段がないことが課題として挙げられており、高齢者を中心に自由に移動ができない状況が課題となっています。

●外出の制限は、社会参加や生きがいづくりに大きな弊害となりえます。だれでも外出でき、その手段を利用者が選択できる体制整備が求められます。

② 個人の意思を尊重した住まいの確保が必要

○2017（平成 29）年に住宅セーフティネット法⁵が改正され、生活や住宅に配慮が必要な人に対して住まいの確保や生活の安定が求められ、地域福祉との一体的な展開が望ましいとされています。

●だれもが障壁なく過せる共生社会の実現に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザイン⁶の導入等、その人の特性に合わせた快適な生活環境づくりが求められます。

○ご近所付き合いや地域との関わりが弱まっていることもあり、自らが地域の一員としての認識が低く、ゴミ出しのマナーが悪い人やルールを守らない人が増えています。

●住民自らがルールを守り、住みよい生活環境を守る意識啓発を進めることが求められます。

③ 個人の意思が尊重される暮らしの実現で、人権を守る制度の充実や周知が必要

○2017（平成 29）年調査では、日々の生活で感じる不安や悩み、相談したい内容等として、人権の問題を挙げる割合は少なく、自分自身が問題として気づいていない場合や周囲に相談できずひとりで抱えている状況が考えられます。

●自分を守るために自ら助けを求めることは大切な行為であると啓発することが重要です。

○2017（平成 29）年調査では、社会福祉協議会の事業として「日常生活自立支援事業」を認識している割合は1割以下となっています。

●今後は権利擁護に関する事業の周知を進め、一人ひとりが自ら、あるいは支援を必要とする家族が、それぞれ必要なサービス等を理解し、利用することができるよう、制度の利用を促進することが求められます。

⁵ 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律):高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅の提供など、住宅に困窮する世帯に対する住宅供給に関する法律。

⁶ ユニバーサルデザイン:障害の有無、年齢、性別等にかかわらずだれもが利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者の孤立や老老介護をはじめ、子どもや障害者への虐待、生活困窮等、地域生活課題が多様化・複雑化しています。そのような課題を解決するためには、身近な地域や市全体での支え合い・助け合いを育むとともに、市民一人ひとりが我が事として、地域生活課題に取り組む必要があります。

藤岡市では、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間を計画期間とする「第5次藤岡市総合計画」で、『郷土を愛し 未来を創生する藤岡』という将来像を定めています。本計画では、市民一人ひとりが自身の居心地のよい形で地域とのつながりや地域参加を行い、それぞれが自分のできることでお互いを支え合うことで、だれもが生涯輝いて暮らすことができる地域を目指して、『住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり』を基本理念とし、支え合い・助け合いのまちづくりを推進します。

～基本理念～

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

住みやすい環境で、地域の人がお互いに支え合い、
だれもが生涯輝いて暮らせる地域を目指します。

2 基本目標

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けるためには、地域住民をはじめ、ボランティア、地域関係組織、市、社会福祉協議会等が協働して市民の地域生活課題を解決するための地域福祉を推進することが必要です。各種調査から出された地域生活課題をもとに「自助」「互助・共助」「公助」の視点から、以下の3つを基本目標として掲げます。

基本目標1：みんなが活躍できる地域づくり

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍する地域

基本目標2：みんなで支え合う地域づくり

市民相互の見守りから専門職や地域組織の連携で包括的に課題が解決できる地域

基本目標3：みんなを守る地域づくり

支援体制や仕組みの充実により個人の意思を尊重する暮らしが実現できる地域

3 計画の体系

【基本理念】

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

【基本目標】

基本目標1
みんなが活躍
できる地域づくり

【施策の方向性】

1. 地域福祉を担う人づくり

2. お互いさまで支え合う
意識づくり

【取り組み】

(1)福祉人材の発掘・育成

(2)住民活動の推進

(1)福祉意識の醸成

(2)福祉教育・学習の推進

(3)福祉情報提供の充実

基本目標2
みんなで支え合う
地域づくり

1. ふれあいや交流による
情報共有の関係づくり

2. 地域で丸ごと受け止める
仕組みづくり

(1)市民相互の見守り体制の充実

(2)交流機会の拡充

(1)総合的な相談支援体制

(2)地域連携体制の強化

基本目標3
みんなを守る
地域づくり

1. 市民の尊厳を守る体制
づくり

2. 安全・安心に暮らせる
まちづくり

(1)権利擁護の普及と啓発

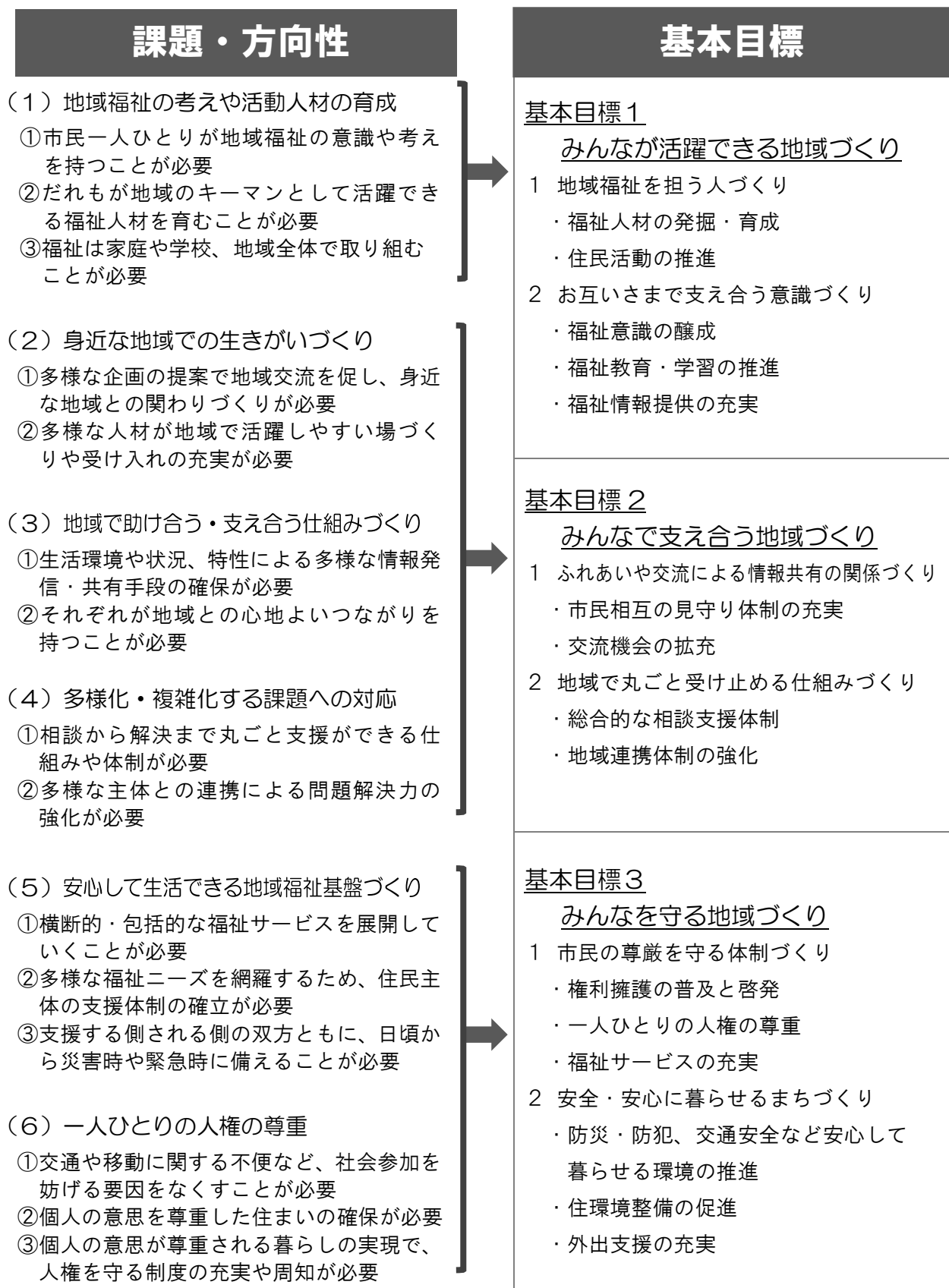
(2)一人ひとりの人権の尊重

(3)福祉サービスの充実

(1)防災・防犯、交通安全など安心
して暮らせる環境の推進

(2)住環境整備の促進

(3)外出支援の充実



第4章 本市における地域福祉の展開

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

1. 地域福祉を担う人づくり

■ 課題・方向性

○自分のできる範囲のことで、助け合いの意識を持つ人材を育てる

少子高齢化の進行に伴い、団塊世代が75歳以上となる2025年には、全国的にあらゆる場面における人材不足が懸念されています。そこで、国では急速に進む少子高齢化に対して、女性も男性も、若者も高齢者も、障害や難病のある人も、すべての人が包摂され活躍できる社会・生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を掲げています。

一方で、市民の地域活動への参加状況は、2017（平成29）年調査をみると、約5割が参加しておらず今後も約2割が参加しないとしています。なかでも若い年代で活動に参加していない状況となっています。

地域住民がそれぞれ生きがいや楽しみとして地域活動に参加することは、市民にとっては心の健康につながり、地域にとっては健やかなまちづくりにつながります。藤岡市においても、高齢者をはじめ多様な人材が活躍できる社会や地域づくりを進めることが重要です。

○支える側と支えられる側、両方のニーズに合ったボランティア活動を進める

自分に合った時間や内容の活動があれば約6割がボランティア活動に参加してもよいとしています。興味のあるボランティア活動等は、年代によって様々であることから、各年代ができるとする支援に合わせた活動内容や時間等のボランティア情報を提供することで人材の確保が進むことが期待されます。

若い年代では、育児や仕事に追われて、地域への支援はできないと考える人が多いことが予想されます。一方で、支援を求める側としては、見守りや安否確認等、日頃のちょっとした場面の手助けを求めていることから、お互いさまの精神で身近なことやちょっとした支え合い・助け合いを進めていくことが重要です。

1. 地域福祉を担う人づくり

（1）福祉人材の発掘・育成

（2）住民活動の推進

(1) 福祉人材の発掘・育成

■ 目指す姿

- ☞ 地域の課題を我が事として捉えられる、課題解決のために動くことができる人を育てます。

＜ 目標 ＞ 現状値は 2017(平成 29)年度または 2018(平成 30)年度、目標値は 2023 年度とする
(以降ページの現状値の年度と目標値の年度も同様とする)。

取組内容	現状値	目標値	出典
地域活動に参加している割合※ ¹	42.9%	45.0%	市民意識調査

※¹ 「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせた割合

個人・地域が
できること



- 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識します。
- 区、町内会、自治会、民生委員・児童委員等の活動への理解を深め、活動に協力します。
- 幅広い世代からの担い手を確保し、後継者育成に取り組みます。
- 地域のだれもが参加しやすい活動内容・雰囲気づくりに努めます。

社会福祉協議会
の取り組み



- ボランティア養成講座の開催
 - ・ボランティア活動のきっかけづくりとしての各種養成講座を実施します。
 - ・各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結びつけるために、受講後のフォローアップを行います。
 - ・多くの市民が参加しやすいような受講環境を検討します。
- 【 養成講座 】 ・ボランティアスクール ・点訳奉仕者養成講座

活動指標	現状値	目標値
ボランティア養成講座延べ参加者数	60 人	70 人

行政の
取り組み



- 福祉分野への参画支援
 - ・健康づくりや介護予防等、身近なテーマをきっかけに地域活動への参加促進の呼び掛けを行います。
 - ・NPOやボランティア等への参画支援を行います。
- 【 担当課 】 健康づくり課／福祉課／介護高齢課／生涯学習課

- リーダー層の育成
 - ・地域の課題を地域で解決できるよう、地域住民を対象にリーダー層育成のための学習会を開催します。

【 担当課 】 福祉課

- 多様な人材の育成
 - ・地域の関係者や社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。

【 担当課 】 福祉課／介護高齢課

活動指標	現状値	目標値
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	1,682 人	2,900 人



(2) 住民活動の推進

■ 目指す姿

- ☞ 地域で活動したいと思ったときには、個人の想いや状況に合わせて活躍できる場や機会を提供します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
様々な要因により、今までボランティアに参加しなかった割合※	10.1%	7.0%	日常生活支援調査
今までにボランティアに「参加した経験のない」割合	43.2%	40.0%	市民意識調査
今後ボランティアに「参加したい活動はない」割合	23.9%	20.0%	市民意識調査

※「どのような活動があるかわからなかった」「近所での活動がなかった」「関心のある活動がなかった」を合わせた割合

個人・地域が
できること



- 地域での活動に興味を持ち、自ら活動の情報を収集します。
- だれもが参加しやすいよう、活動団体や活動内容等の情報発信を行います。
- 柔軟な活動や幅広い活動を実現できるよう、活動団体間の連携強化を図ります。
- 活動時間や場所等で活動に制限がでないよう、市や社会福祉協議会と連携を図ります。

社会福祉協議会
の取り組み

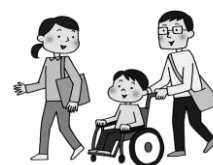


- ボランティア活動の支援
 - ・ボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行うとする個人及び団体の登録を促進します。
 - ・ボランティア団体に対して支援を充実します。
 - ・ボランティア活動保険制度を周知し、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。
 - ・幅広い分野で行われているボランティア活動を普及、活性化するために、ボランティアセンターの認知度を高めるとともに機能を強化します。
 - ・市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」と統合に向けた情報交換を行います。

活動指標	現状値	目標値
ボランティア活動保険申込者数	831 人	1,500 人

○ボランティア活動のコーディネート

- ・地域生活の中で支援を必要とする人と、ボランティア等として支援ができる人のマッチングを行います。



行政の
取り組み



○各地区における支え合い活動の充実

- ・地域活動団体の立ち上げを支援し、地域共生社会づくりの拠点づくりを推進します。
- ・ボランティア団体の役割等の説明を市民に対して行い、活動の土壌づくりに努めます。

【担当課】介護高齢課／生涯学習課

○ボランティア団体の交流会の開催

- ・ボランティア同士の交流や意見交換ができる機会を設けます。
- ・団体間で課題や悩みを共有し、それぞれの活動の改善策の検討や相談を行う場、またメンタルヘルスとしての役割を持たせた交流を行います。

【担当課】生涯学習課

○ボランティア活動の支援

- ・社会福祉協議会のボランティアセンターと市ボランティアネットワークセンター「ウィズ」の統合により、ボランティア活動の活性化を図ります。

【担当課】福祉課／生涯学習課

○民生委員・児童委員の支援

- ・地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。
- ・民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。
- ・民生委員・児童委員活動に必要な個人情報提供や地域関係者との情報共有のあり方について、検討を行います。
- ・民生委員・児童委員の認知度向上のための周知を強化し、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

【担当課】福祉課

○安心カード事業の推進

- ・ひとり暮らし高齢者、障害者等に対し、急病などの緊急時に、迅速適切な救急処置ができるよう、安心カードを交付します。

【担当課】福祉課

2. お互いさまで支え合う意識づくり

■ 課題・方向性

○地域生活課題を「我が事」として、助け合う意識の醸成

近年、地域生活課題の多様化に伴い、個人や家庭の努力による「自助」だけでは解決できない問題が多くなってきています。その一方で、困りごとや悩みごとを他人と共有し、助け合うという考えを持たない人が増えていることから、地域の中で孤立している状況も挙げられています。

2016（平成 28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会の実現が掲げられ、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、すべての市民が主体となって地域活動に参加することが求められています。住み慣れた地域での暮らしを実現するためには、市民相互の協力関係は不可欠です。地域の課題をすべての住民が「我が事」として捉え、地域活動に参加していくことが重要です。

○幼い頃から地域の中で地域福祉意識を学び、情報収集のアンテナを持つ

豪雨や地震による災害をはじめ、親の介護や突然の病気等、現在支援している側も、いつ、どこで、自分が支援を必要とする側になるかはわかりません。日頃の見守りや声掛けによりお互いに見守りあっているという、お互いさまの意識を持ち、支え合い・助け合いの精神を持つことが重要です。地域福祉意識の醸成には、幼い頃からの福祉教育等により、助け合いの心を地域の中で実際に体験しながら学ぶことが求められます。

さらに、近年はインターネットやSNS等の普及に伴い、いつでもどこでも情報が得られる一方で、個人が情報の取捨選択を行い、どれが正しい情報なのかを見極めていく必要があります。だれもが正しい福祉情報を迅速に得ることができるよう、市や社会福祉協議会等の信頼できる情報源から地域や福祉に関する情報の提供を進めていくことが重要です。

2. お互いさまで支え合う意識づくり

（１）福祉意識の醸成

（２）福祉教育・学習の推進

（３）福祉情報提供の充実

（１）福祉意識の醸成

■ 目指す姿

☞ 住民一人ひとりが地域で支え合うことの重要性を理解し、実践します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
住民相互の協力が必要だと感じている割合	74.4%	80.0%	市民意識調査
住民同士の支え合いの活動に期待していない割合	30.3%	25.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 市（行政）や社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。
- 地区で実施される地域活動や市（行政）、社会福祉協議会が企画する地域福祉に関するイベント等に積極的に参加し、理解を深めます。
- 地域住民に対し、地域福祉活動の状況をわかりやすく伝えるとともに、実践の機会を提供します。

社会福祉協議会
の取り組み



- 「社協だより」の有効活用
 - ・地域福祉活動の必要性や活動事例を、「社協だより」やホームページ等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。



活動指標	現状値	目標値
社協だよりの認知度	42.5%	50.0%

行政の
取り組み



- 支え合う福祉意識の醸成
 - ・地域福祉活動の必要性や活動事例を、市のホームページや広報紙等を通じて広く周知し、支え合う福祉活動への理解を促進します。
 - ・地域福祉に関する講演会、講座、イベント等を開催し、地域福祉の考え方を周知します。

【担当課】福祉課

活動指標	現状値	目標値
社会福祉大会の参加者数	400人	450人

(2) 福祉教育・学習の推進

■ 目指す姿

- ☞ 地域や学校、家庭等、様々な場面で福祉に関わることができ、幼い頃から地域福祉に関する理解や関心を高めます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
地域での福祉教育の割合	18.8%	35.0%	市民意識調査
家庭での福祉教育の割合	21.4%	35.0%	市民意識調査

- 個人・地域ができること
- 家庭において福祉について話し合います。
 - 子どもから高齢者まで、福祉への関心を高め、信頼できる情報源から福祉についての学びを深めます。
 - 地域における子育て支援事業や高齢者福祉事業を広め、地域住民との実践の機会を充実し、福祉教育や学習の推進に協力します。
 - 福祉関係団体や学校等と協力し、福祉教育・福祉体験機会の提供を行います。
 - 各種募金活動に協力します。

- 社会福祉協議会の取り組み
- 福祉教育の推進
 - ・地域や学校での福祉教育を実施します。
 - ・学校関係者との連携や情報交換を充実するために、福祉教育に関する連絡会の設置について検討します。



活動指標	現状値	目標値
総合的な学習の時間への延べ支援日数	10 日	20 日

- 各種募金活動などの推進
 - ・群馬県共同募金会藤岡市支会と連携して、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動への参加と理解を促進し、寄付文化を醸成します。

活動指標	現状値	目標値
赤い羽根共同募金の認知度	53.9%	55.0%
歳末たすけあい運動の認知度	40.7%	45.0%

行政の 取り組み



○福祉教育・福祉学習の推進

- ・家庭、学校、関係機関・団体、社会福祉協議会等が連携し、高齢者や障害者、幼児等との交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期からの“福祉の心”の醸成を図ります。
- ・子育てや介護、障害者への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

【担当課】福祉課／学校教育課／生涯学習課

○生涯学習の推進

- ・ボランティア団体等との連携のもと、主体的に学びたい人に対して学ぶ機会の提供を行います。

【担当課】福祉課／学校教育課／生涯学習課



(3) 福祉情報提供の充実

■ 目指す姿

- ☞ だれもが情報を得やすい体制を整え、市民自らが日常的に情報収集を行う習慣を身につけます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
福祉サービスに関する情報入手先「特になし」の割合	15.7%	13.0%	市民意識調査

個人・地域が できること



○信頼できる情報源から福祉についての情報を収集します。

○市（行政）や社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。

○地区で実施される地域活動の情報を広めます。

○回覧板やホームページ等を活用し、福祉情報の発信や共有に努めます。

○自治会の加入率向上に努めます。

○情報提供の充実

社会福祉協議会の取り組み



- ・実施する事業の周知や福祉情報の認知度向上のため、「社協だより」の内容を充実します。また、市民に親しみやすい紙面づくりに努めます。
- ・区長会、民生委員児童委員協議会等を通じ、社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。
- ・SNS等を活用して福祉情報やイベントに関する広報等、あらゆる世代に対する情報提供に努めます。
- ・総合相談窓口やボランティアセンター等を中心に情報の集約・提供に努めます。

活動指標	現状値	目標値
ボランティアニーズ依頼数	12 件	20 件

○情報提供の充実

行政の取り組み



- ・広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスを必要としている人が、サービス内容やサービス提供事業者等の情報が得られるよう、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。
- ・地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、社会福祉協議会と連携した情報提供の強化を図ります。

【担当課】福祉課

○だれにとってもわかりやすい情報の提供

- ・生活環境等によって情報格差が生まれないよう、音読・点訳サービスや要約筆記等、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ・地域福祉に関する情報は回覧板等を通して市民へ届くようにします。

【担当課】福祉課

活動指標	現状値	目標値
手話通訳派遣回数	99 回	103 回

○情報集約と発信の拠点づくり

- ・地域福祉活動者が市の社会資源を有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者等と連携した情報提供体制を強化します。

【担当課】福祉課／介護高齢課／子ども課



基本目標２ みんなで支え合う地域づくり

１．ふれあいや交流による情報共有の関係づくり

■ 課題・方向性

○だれもが参加できる、したいと思う地域交流機会の提供

区、町内会や自治会等の地域活動への参加状況について、2017（平成 29）年調査では参加していない割合が約5割と、全体の半数となっています。その理由には、忙しいことが最も多く、2008（平成 20）年調査と比べると、「いつ、どこで、何をやっているのかわからない」という情報の入手方法への課題が挙げられています。適宜必要な情報を周知することで、地域活動や地域交流への参加者の確保をすることが求められます。

近年の自治会活動は、高齢者が多いこともあり、必然的にイベントの内容も高齢者向けの企画が多くなりがちです。市では、高齢者を中心にミニデイサービスやサロン活動等、地域においてあらゆる交流活動を行っていますが、男性の参加が少ないことが課題となっています。今後は高齢者目線の企画だけではなく、多世代が交流できる機会の提供が求められています。

さらに、従来から交流の場として活用される公民館や総合学習センター等をはじめ、民間との連携により地域のスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア等、身近な場が拠点となることで、今まで以上に多様な人が参加できる場づくりが進むことが期待されます。

○身近な地域の交流で、住民同士の相互理解による共生社会の実現

住民懇談会では、住民間での情報交換・共有の必要性が挙げられています。また、専門機関等に出向いての相談をためらう人もいることが予想されます。今後は、相談という場面だけではなく、地域の交流機会等を活用し、市民が主体的に生活課題の解決に取り組むことが求められます。また、身近な存在として相談を受けた側は、問題を抱え込むのではなく、必要な情報の提供や相談した人が適切な支援を受けられるようにつなげていくことが重要です。

ゴミ屋敷の家主や騒音等で近隣トラブルを起こすような人であっても、話を聞いていくと悩みや不安から誘発された問題行動であり、潜在的に支援を必要とする人であることが考えられます。市民には、地域の迷惑な人としての側面だけをみるのではなく、潜在的に支援が必要な人かもしれないという視点を持つことが求められます。

１．ふれあいや交流による情報共有の関係づくり

（１）市民相互の見守り体制の充実

（２）交流機会の拡充

(1) 市民相互の見守り体制の充実

■ 目指す姿

- ☞ 地域の中であらゆる生活課題をフォローする体制を整え、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつく仕組みを整備します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
何らかの支援を必要としている人に対して「見守りや安否確認の声掛け」ができるとしている割合	61.7%	65.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



○声掛け・あいさつを積極的に実施します。

○世代等に関わらず、地域の将来を話し合い、自分のできることを探します。

○地域住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めます。

○子どもや高齢者、障害者等は地域で見守り、地域でできる助け合いを行います。

○地域で見守る体制づくりに努めます。

活動指標	現状値	目標値
支え合いマップ作成及び作成地区数	未作成	2

社会福祉協議会
の取り組み



○住民懇談会の開催による情報共有

- ・地域におけるニーズの把握、地域生活課題の明確化を進めるため、住民懇談会を隔年で開催します。

活動指標	現状値	目標値
住民懇談会の参加者数	214 人	240 人

○声掛け・あいさつ運動の推進

- ・関係機関・団体、市（行政）等と連携し、市域全体の「声掛け・あいさつ運動」を推進します。

○重層的な見守り活動への支援

- ・市（行政）が行う見守り活動について、コミュニティソーシャルワーカー⁷を中心に支援を行います。
- ・福祉圏域での、顔の見える関係づくりを支援します。



⁷ コミュニティソーシャルワーカー：地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等を重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う人のこと。

社会福祉協議会
の取り組み



○コミュニティソーシャルワーカーの活動強化

- ・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、積極的なアウトリーチ⁸を推進し、制度の狭間や支援につながりにくい地域生活課題の発見に努めます。

活動指標	現状値	目標値
コミュニティソーシャルワーカーの活動回数	未実施	320 回
地区民生委員児童委員協議会定例会への出席回数	未実施	80 回

行政の
取り組み



○地域生活課題及びニーズの把握推進

- ・社会福祉協議会が開催する住民懇談会を支援し、地域生活課題の把握に努め、地域の自主的な取り組みに対する行政支援を充実します。
- ・住民懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する重層的な仕組みを検討します。

【担当課】福祉課

○重層的な見守り体制の構築

- ・地域住民、区、民生委員・児童委員、関係機関・団体、包括支援センター等が連携し、重層的な見守りが行える体制を構築します。
- ・地域における支え合い活動の一環としての「支え合いマップづくり」を支援します。

【担当課】福祉課

○声掛け・あいさつ運動の推進

- ・関係機関・団体、社会福祉協議会等と連携し、市域全体の「声掛け・あいさつ運動」を推進します。

【担当課】福祉課／学校教育課



⁸ アウトリーチ：手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動を指し、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいう。

（２）交流機会の拡充

■ 目指す姿

- ☞ だれもが参加できる多様なプログラムや機会を提供し、市民は自己選択のもと積極的に地域活動に参加することで生き生きと暮らします。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
近所付き合いしている割合※	41.4%	45.0%	市民意識調査

※「非常に親しく付き合っている」と「親しく付き合っている」を合わせた割合

個人・地域が○隣近所等に声を掛け、誘い合い、地域の行事や集まりに積極的に参加します。
できること ○日頃から近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。



- 子どもから高齢者まで、多くの人が参加できる交流機会をつくれます。
- 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる居場所づくりを進めます。
- 地域の歴史や文化を守り、後世へ継承していきます。

○交流活動への支援強化

- ・住民同士が気軽に集える交流の場であるサロン活動への支援を充実します。
- ・高齢者昼食会等、社会福祉協議会支部を通じた支援を充実します。
- ・世代を超えた各地区の伝統文化の継承など、世代を超えた地域の交流活動への支援を充実します。

【 地域活動の支援 】・餅つき、しめ縄づくり、どんど焼き、ほたる祭り等

社会福祉協議会
の取り組み



活動指標	現状値	目標値
社会福祉協議会支部助成金の交付件数	17 件	20 件

○ミニデイサービスの充実

- ・高齢者対象に、閉じこもり防止や介護予防を目的に交流の場を提供します。
- ・レクリエーションを充実するとともに、退会者等については、在宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携を強化します。

○サロン活動の充実

- ・住民同士が気軽に集える地域の交流の場であるサロンづくりへの支援を充実します。



活動指標	現状値	目標値
サロンの実施団体数	187 団体	220 団体

○地域の居場所づくり

- ・地域の空き家・空き店舗等を利用した地域とつながりを持てる居場所づくりの支援を行います。
- ・地域で孤立している人や家庭に対して、気軽に集える場づくりに努めます。

行政の
取り組み



○交流機会の充実

- ・様々な世代を対象としたサロン活動等、交流機会を充実し、市民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。
- ・ミニデイサービスや筋力トレーニング教室等、だれもが気軽に参加できる場づくりを進めます。
- ・様々な世代や地域の活発な交流活動を活性化するため、各種地域行事への支援を充実します。

【担当課】 地域づくり課／健康づくり課／介護高齢課／生涯学習課

活動指標	現状値	目標値
筋力トレーニング参加者人数	1,973 人	2,270 人
ミニデイサービス登録者数	667 人	700 人

○交流拠点の確保

- ・子育て家庭や高齢者等、だれもが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。
- ・身近な交流拠点として、公民館の整備を行い、市民の積極的な活用を支援します。
- ・栗須の郷等、だれもが気軽に利用できる施設を充実します。

【担当課】 福祉課／介護高齢課／子ども課／生涯学習課

○多世代交流機会の確保

- ・高齢者や子ども、外国籍市民等、多様な人が参加できる交流の場の確保を検討します。
- ・地域で活動する団体等との連携を深め、横のつながりにより、地域交流活動における多様なプログラムの提供を支援します。



【担当課】 健康づくり課／介護高齢課／生涯学習課

○施設運営の充実

- ・入浴施設など、だれもが気軽に利用できる施設運営を充実します。

【運営施設】 栗須の郷

【担当課】 福祉課

活動指標	現状値	目標値
栗須の郷の入館者数	74,613 人	76,000 人

2. 地域で丸ごと受け止める仕組みづくり

■ 課題・方向性

○潜在的な要支援者の把握で、切れ目のない支援

近年、認知症高齢者の増加や老老介護、障害者の親亡き後の対応、生活困窮者への生活支援等、市民が抱える課題が多様化・複雑化していることから、課題を抱えていてもどこに相談をしたらよいのかわからずにいる潜在的な支援を必要とする人が増えていることが予想されます。

地域生活課題や個人の問題が多様化するなかで、それぞれの家庭の状況や情報は把握しづらくなっています。また、生活に課題のある家庭の中には、外では状況がわからないようにふるまい、家庭内で問題を抱え込んでいるケースも少なくありません。虐待等で助けを求められない子どもや高齢者等が被害に遭うことも多くあります。

引き続き顔の見える関わりの中での実態把握や地区懇談会での聞き取り、各種相談等、あらゆる場面で地域の実態認識を進め、地域全体での支援を必要とする人を把握していくことが必要です。

○身近なつながりから専門的な組織とのつながりまで、一人ひとりが地域とのつながりを持つ

2017（平成 29）年調査では、不安や悩みの相談先が「家族・親族」が約 7 割、「近所の人、友人・知人」が約 3 割と、身の回りの人への相談が多い状況となっています。一方で、地域の相談員としての役割を担う民生委員・児童委員の活動について知らない人が約 3 割、18 歳～20 歳代と 30 歳代で 5 割以上となっています。住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の一人ひとりが、民生委員・児童委員をはじめ、身近な人や地域の団体等、相談しやすい地域とのつながりを持つことが重要です。

今後は、あらゆる世代に対して、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割自体を周知していくことに加え、その役割が高齢分野にとどまらず、日常的な心配ごとの相談や子どもに関する相談等、様々な活動を行っていることを伝えていくことで、これまで以上に身近な地域の支え手としての役割が期待されます。

2. 地域で丸ごと受け止める仕組みづくり

（１）総合的な相談支援体制

（２）地域連携体制の強化

(1) 総合的な相談支援体制

■ 目指す姿

- ☞ それぞれが居心地のよい地域とのつながり方を見つけ、市民が相談先に悩むことなく、あらゆる相談を受け入れられる体制をつくります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
悩みや不安をどこに相談してよいかわからない割合	10.8%	7.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- 悩みや困りごとはひとりで抱え込まずに、身近な人に相談します。
- 困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関等につなげます。
- 民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めます。

活動指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の活動内容を知らない割合	27.2%	15.0%

社会福祉協議会
の取り組み



○各種相談事業の充実

- ・多様化している心配ごと等の相談に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員等の資質の向上を図り、相談対応を充実します。

【 相談事業 】

- ・生活困窮者自立相談支援、日常生活自立支援、心配ごと相談、結婚相談

活動指標	現状値	目標値
生活支援員研修の延べ参加者数	31人	40人

○身近な相談体制の充実

- ・民生委員・児童委員等、地域の相談員と連携し、地域の新たな人材を活用した身近な相談員の育成に努めます。
- ・コミュニティソーシャルワーカーを中心とした、福祉圏域での相談体制の構築を検討します。

活動指標	現状値	目標値
住民向けの相談員研修の開催	未実施	3回

○総合相談窓口の充実

- ・福祉に関する様々な問題や、相談したいがどこに相談すればよいかわからない人への対応を受け付ける窓口を設置し、相談対応を充実します。

【 総合相談事業 】

活動指標	現状値	目標値
総合相談窓口の開所日数	未実施	247日

社会福祉協議会
の取り組み



○相談支援包括化推進員の配置

- ・ 自立相談支援機関や地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉サービス事業所、社会福祉協議会等、地域の相談機関の中から関係機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の配置を検討します。

活動指標	現状値	目標値
行政との包括化推進員配置検討会の実施日数	未実施	2 日

○各種専門会議との連携強化

- ・ 市（行政）の地域ケア会議、区長会、民生委員児童委員協議会定例会、地域サロン等に参加し、地域生活課題の把握に努めるとともに、地域に必要な福祉サービスを検討します。
- ・ 関係機関が開催する会議への参加や生活支援体制整備事業第2層の協議体に参加し、地域の課題の把握に努めます。

活動指標	現状値	目標値
生活支援体制整備事業第2層協議体参加回数	47 回	48 回

行政の
取り組み



○身近な相談体制の充実

- ・ 地域住民、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等の関係組織との連携を強化した身近な相談体制を構築します。

【 担当課 】 福祉課

○情報共有体制の強化

- ・ 相談業務を行う職員をはじめ、関係機関や団体、市民と情報共有ができる機会づくりを行います。

【 担当課 】 福祉課

○相談支援包括化推進員の配置

- ・ 自立相談支援機関や地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉事業所、社会福祉協議会等、地域の相談機関の中から関係機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の配置を検討します。

【 担当課 】 福祉課

○専門的な相談支援体制の充実

- ・ 多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、生活困窮者、高齢者、子ども、障害者等の保健・生活相談機能の連携を強化します。
- ・ 相談員の資質向上を図るため、各種研修会を充実します。

【 担当課 】 福祉課／介護高齢課／子ども課

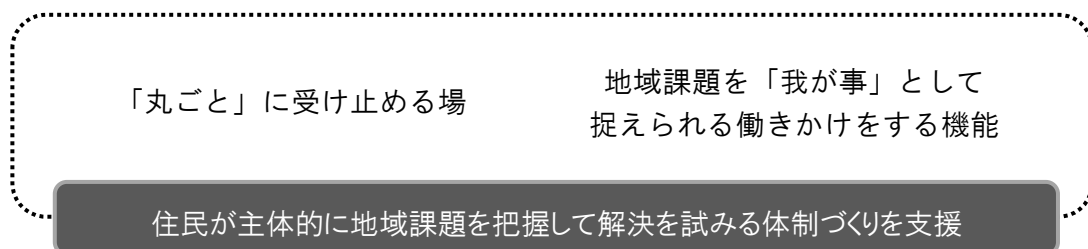
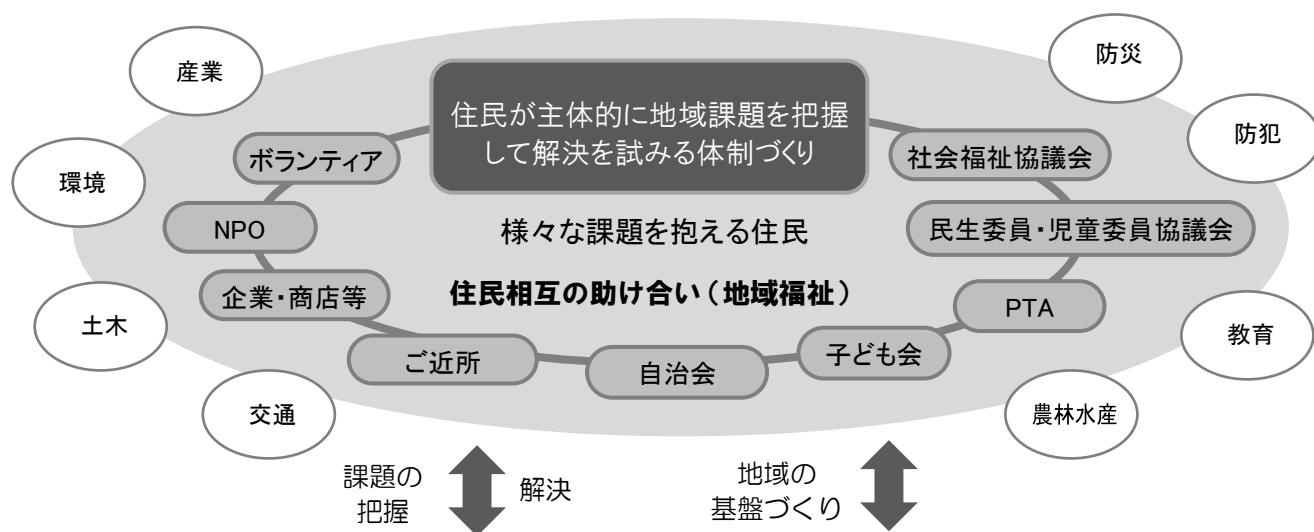
○相談体制の周知強化

- ・ 民生委員・児童委員等、地域における身近な相談員から専門的な相談窓口まで、早期に相談ができるようにするための周知を強化します。

【 担当課 】 福祉課



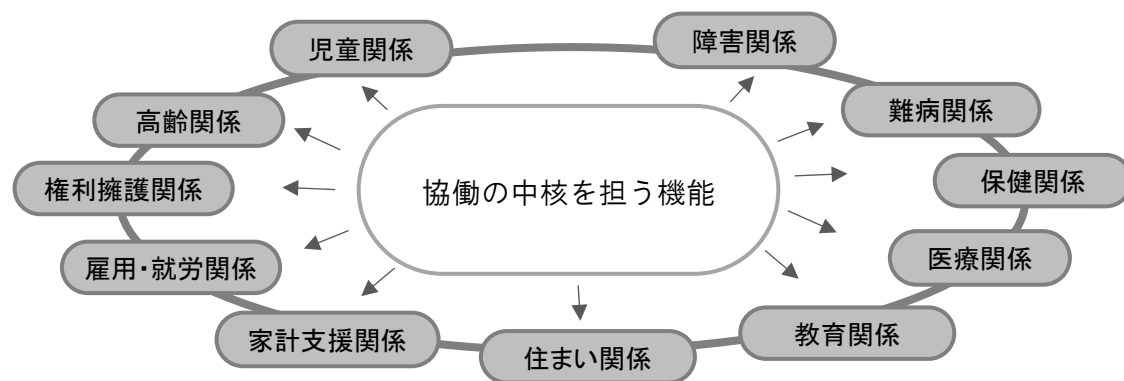
■住民主体の課題解決力強化・包括的相談支援体制のイメージ



明らかにった
ニーズに寄り添い、つなぐ

バックアップ

市町村における総合的な
相談支援体制づくり



社会福祉法 抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（２）地域連携体制の強化

■ 目指す姿

☞ 複雑化した問題を抱える人や制度の狭間で支援を受けられない人たちのために、セーフティネットのような重層的に支える体制をつくります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
悩みや不安をどこに相談してよいかわからない割合	10.8%	7.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- ひとりで抱え込まず、悩みや不安を関係機関へ話します。
- 地域の見守り活動を強化し、関係機関等と連携します。
- 地域生活課題について話し合い、市（行政）や社会福祉協議会に提案します。
- 社会福祉法人の連携を密に行い、地域貢献について検討します。
- 地域が学校とつながり協働の活動を行います。

社会福祉協議会
の取り組み



- 地域ネットワーク機能の強化
 - ・相談支援から具体的な支援まで、早期対応を図るための専門機関や市（行政）等とのネットワーク機能を強化します。
 - ・既存の福祉に関する協議会等を活用し、「地域協議会」運営を行います。
- 地区ごとの計画を策定整備
 - ・地区ごとの地域福祉活動計画を策定するための体制を整備します。
- 地域福祉活動に携わる者同士の連携の強化
 - ・地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動が推進できるよう、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会等と連携します。

活動指標	現状値	目標値
ボランティア連絡協議会幹事会出席回数	12 回	12 回

- 福祉サービス事業者との連携の強化
 - ・ボランティアニーズの把握等、福祉サービス事業者との連携を強化します。
 - ・社会福祉法人連絡会を運営し、連携強化します。

活動指標	現状値	目標値
社会福祉法人連絡会開催回数	1 回	2 回

- 新たな課題に対応した地域福祉活動の創出
 - ・支援が必要な人の日常生活上の支援から地域包括ケアシステム⁹の構築まで、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、市（行政）等と連携し、地域に必要なインフォーマルサービス¹⁰を検討します。

⁹ 地域包括ケアシステム：可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

¹⁰ インフォーマルサービス：公的機関などによる制度上のものではなく、家族、近隣住民、ボランティア、NPO 法人等による支援。

社会福祉協議会
の取り組み



- ・ ひきこもりの人を抱える家族を支援するサロンの運営、生活困窮者等の深刻な地域生活課題に対応するため、市を含めた地域のセーフティネットを構築するための体制づくりなど、新たな課題に対応した地域福祉活動を推進します。
- ・ 様々な問題を抱える人に、就労体験やボランティア体験機会を確保します。

活動指標	現状値	目標値
ほっとサロン参加者数	17 人	25 人

○福祉・保健・医療の連携体制の構築

- ・ 多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、地域包括ケアシステム実現へ向けての支援を行います。
- ・ 地域生活課題を抱え社会的に孤立している住民に対し、専門性の高いサロン（認知症・ひきこもり・依存症等）に結びつけます。
- ・ 相談支援事業を充実するとともに、ひきこもりや心の病、家族支援などに対応するため、専門機関と連携したサロン事業を推進します。

○地域の連携体制の強化

- ・ 公的サービスと地域による見守りなどの支え合い活動を組み合わせ、地域課題を市全体で解決する体制を強化します。
- ・ 困難なケースは、個別ケア会議と地域包括支援センター運営協議会等の機会を活用し、段階的に難しい個別ケースの解決に向けた検討を行います。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○多職種連携による支援体制の強化

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・ 多様化・複雑化、重複化した地域生活課題に対応するため、地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の多職種の連携を強化します。
- ・ 地域による早期発見を促進するとともに、専門職による早期対応につなげるための体制づくりを強化します。



【担当課】福祉課／介護高齢課／子ども課

○地域ネットワーク機能の充実

- ・ 区長会、地区民生委員児童委員協議会等の地域ネットワーク機能を強化するため、関係者・団体による地区福祉協議会の開催について検討します。
- ・ 地域生活課題や福祉サービスに関する意見交換ができる体制づくりを行います。
- ・ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見交換の場として「地域協議会」の開催を支援します。
- ・ 里親について、市民の理解が得られるよう、啓発を図ります。

【担当課】福祉課／子ども課

活動指標	現状値	目標値
地区福祉協議会・地域協議会等の実施	未実施	実施

行政の
取り組み



基本目標3 みんなを守る地域づくり

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

■ 課題・方向性

○市民を守る取り組みや制度等の支援を周知

住み慣れた地域で安心した暮らしを続けるためには、個人の意思が尊重される暮らしの実現が求められます。市では、認知症や知的・精神障害のある人等、判断能力に不安がある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について広く周知するとともに、利用等の相談窓口の充実に取り組んでいます。

2017（平成 29）年調査では、社会福祉協議会の事業として「日常生活自立支援事業」を認識している割合は1割以下、さらに「期待すること」としても2013（平成 25）年調査に比べて約17ポイントの減少となっています。事業自体の内容や意義の理解が進んでいないことがその要因と考えられることから、今後は権利擁護に関する事業の周知を進め、一人ひとりがそれぞれ必要なサービス等を理解し、利用することができるよう、「日常生活自立支援事業」への理解が求められます。

○高齢や障害、子ども等の分野をまたいで支援することができる体制の整備

近年の複雑化する問題により、従来の福祉サービスでは支援対象にあてはまらない人たちがいることがうかがえます。高齢者や障害者、子ども等の専門化した福祉サービスだけでは対応しきれないものは複数のサービスを適切に組み合わせながら使用することが求められます。また、今後はそうした複数のサービスが十分な連携を図って、市として総合的に展開していくことが重要であり、市が取り組む多様なサービスの周知と合わせて、サービスの総合化やサービスの質の向上に努めることが求められます。

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

（1）権利擁護の普及と啓発

（2）一人ひとりの人権の尊重

（3）福祉サービスの充実

（１）権利擁護の普及と啓発

■ 目指す姿

☞ 住み慣れた地域で、個人やその家族の意思を尊重した暮らしを提供します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
社会福祉協議会の事業「日常生活自立支援事業」を知っている割合	5.6%	10.0%	市民意識調査

個人・地域が

できること ○権利擁護や人権などについての理解や知識を深めます。



○権利を守るための制度を理解し、必要に応じて利用します。

○不安を抱えている人や権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供します。

○日常生活自立支援事業の推進

・認知症の人、知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行います。

社会福祉協議会の取り組み



・「社協だより」、地域ケア会議、講演会等を通じた利用啓発活動を行うとともに必要と思われる人への適切な情報提供を充実します。

・より充実したサービスを提供するために、生活支援員の研修会を実施します。

活動指標	現状値	目標値
公募による生活支援員への研修会の実施	未実施	3回

○成年後見制度の推進

・財産の管理や介護、施設への入退所などの生活について配慮が必要な身上保護についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられる認知症の人や知的障害者あるいは精神障害者などへの成年後見制度の利用普及を図るための広報周知活動に努めます。

・法人後見事業実施に向けた検討を行います。

・市民後見人の育成に向けた検討を行います。

活動指標	現状値	目標値
職員等の研修会への参加	1回	3回

○虐待家庭への支援

・自立相談支援事業による虐待家庭へのアウトリーチを実施します。

・コミュニティソーシャルワーカーによる孤立防止を図ります。



行政の
取り組み



○権利擁護の啓発

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。
- ・その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション¹¹の理念を地域に普及します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）¹²についても普及啓発します。

【担当課】福祉課／介護高齢課

活動指標	現状値	目標値
職員等の研修会への参加	107 人	110 人

○成年後見制度の普及と利用支援

- ・判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、日常生活自立支援事業の利用支援や成年後見制度の利用促進を行います。
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業所等と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・福祉等の関係者と後見人等がチーム体制で利用者を見守る体制を整備します。
- ・福祉や法律関係の専門職の団体が協力し、個々のチームの支援を行う仕組みを整備します。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○虐待家庭への支援

- ・関係機関同士で情報を共有し支援を行います。

【担当課】福祉課／介護高齢課／子ども課



¹¹ ノーマライゼーション：障害のある人や社会的に援助が必要な人を特別視するのではなく、社会の一員として、お互いを尊重し合い、支え合いながら、だれしもが暮らしていけることが正常（ノーマルな社会）のあるべき姿である、という考え方。

¹² 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）：すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。

(2) 一人ひとりの人権の尊重

■ 目指す姿

- ☞ 市民自ら助けを求めることができる土壌を醸成し、その声に応えることができる体制や制度を構築していきます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
支え合う地域づくりのために「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やす」ことが大切とする割合	56.7%	60.0%	市民意識調査

個人・地域が

できること ○お互いの考えを尊重し、支え合い、助け合います。



○支援が必要な人を見つけた場合は、相談機関に情報をつなげます。

○地域内で虐待や暴力等が起こらないよう、日頃から隣近所での声掛けや見守りを行います。

○虐待、DV防止の連携強化

- ・地域における見守り体制の充実を図ります。
- ・児童、高齢者等への虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- ・虐待やDV防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。

行政の 取り組み



【担当課】地域づくり課／福祉課／介護高齢課／子ども課

○男女共同参画の推進

- ・男女がともにあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

【担当課】地域づくり課／福祉課

○生涯学習の推進

- ・福祉や人権をテーマとした講座や講習会・学習等を開催します。

【担当課】福祉課／学校教育課／生涯学習課

活動指標	現状値	目標値
人権講演会参加者数	550 人	570 人

○NPO法人の育成・支援

- ・NPO法人の設立について支援します。
- ・NPO法人に関する情報を発信します。

【担当課】地域づくり課／生涯学習課



(3) 福祉サービスの充実

■ 目指す姿

- ☞ 地域にどのようなサービスがあるのか市民へ広く周知し、必要な時に必要な人へのサービス利用を促進します。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
福祉サービスに関する情報入手先「特になし」の割合	15.7%	13.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- 制度上の福祉サービスについての理解を深めます。
- 自らの状況を把握し、必要に応じてサービスを利用します。
- 地域に必要な福祉サービスについて話し合い、市（行政）や社会福祉協議会に提案します。

○ふれあい型食事サービス事業の推進

- ・市内及び近隣に親族がいない、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯で食事を作ることが難しい人へ配食サービスを提供し孤立を防止します。
- ・市内全地区での実施を目指すため、ボランティアの募集、育成を行います。

社会福祉協議会の取り組み



活動指標	現状値	目標値
ふれあい食事サービス配食数	2,107 件	2,300 件

○小口生活資金貸付事業の推進

- ・市内に3か月以上居住し生活に困窮する人で、一時的に生活費・医療費等の支出が困難な人に対し貸付を迅速に行います。
- ・ケースワーカーや民生委員・児童委員との連携を強化し、利用者に対するきめ細かな相談対応を充実するとともに、貸付後も継続的な見守りを続けていきます。

活動指標	現状値	目標値
小口生活資金利用者への訪問回数	21 回	30 回

○生活福祉資金貸付事業の推進

- ・低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯であり、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる世帯に対して貸付を迅速に行います。
- ・県社会福祉協議会と連携し、利用者に合わせた支援を充実します。

活動指標	現状値	目標値
生活福祉資金利用者への訪問回数	124 回	150 回

社会福祉協議会
の取り組み



○介護保険事業、障害福祉サービス、子育て環境の充実

- ・職員に対する研修を実施し資質の向上を図り、介護保険事業、障害福祉サービスを充実します。

【 介護保険事業、障害福祉サービス 】

居宅介護支援事業、通所介護事業、障害福祉サービス事業(生活介護・就労継続支援)

- ・ボランティアとの連携を強化したサービス提供体制を充実します。

【 学童保育所 】 みどりの学童クラブ

- ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る学童保育所を運営します。
- ・小学校に就学する児童の保護者で、新入学に伴う学用品の購入が困難であり、収入が生活保護基準程度以下及び非課税世帯に対し、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動募金を使い、ランドセルのプレゼントを行います。
- ・共生型サービスを整備し、世代を超えたつながりと役割を生み出す場の検討を行います。

○福祉機器貸付事業の推進

- ・介護を必要とする高齢者や障害者に対し、車いす、福祉車両等の貸出を行います。

活動指標	現状値	目標値
福祉車両の貸出回数	65 回	78 回

○老人福祉車購入補助事業の推進

- ・老人福祉車を購入する人に対し、購入費の一部を助成します。

○コミュニティソーシャルワーカーによる総合的な支援

- ・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域で孤立しそうな人、制度の狭間にいる人等、継続的な支援が必要な人を総合的に支援します。

活動指標	現状値	目標値
コミュニティソーシャルワーカー年間相談件数	未実施	300 件

- ・地域で孤立しそうな人、制度の狭間など継続的な支援が必要な人を支援するために、地区単位で担当者を設けます。

○住民懇談会の開催による情報共有(再掲)

- ・地域におけるニーズの把握、地域生活課題の明確化を進めるため、住民懇談会を隔年で開催します。

活動指標	現状値	目標値
住民懇談会の参加者数	214 人	240 人

社会福祉協議会
の取り組み



○社会福祉協議会の基盤強化

- ・社会福祉協議会の組織・人材・事業を見直し、運営基盤を強化します。
- ・民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるように啓発活動を強化します。

【募金活動】赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動

活動指標	現状値	目標値
共同募金の街頭募金回数	3回	5回

○生活困窮者の自立支援

- ・生活困窮者に対する自立支援を強化するために、就労など自立へ向けた体制づくりを推進します。

活動指標	現状値	目標値
生活困窮者自立相談支援事業での就労人数	6人	8人

行政の
取り組み



○子育て支援の充実

- ・市の計画に基づき、地域子育て支援センターの機能強化、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの充実など、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・地域との連携による青少年健全育成活動の活性化を図ります。

【担当課】子ども課／生涯学習課

○高齢者福祉施策の充実

- ・市の計画に基づき、介護予防ボランティアの育成支援、サロン活動の充実など、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。

【担当課】介護高齢課

活動指標	現状値	目標値
介護予防サポーター育成数	301人	387人

○障害者施策の充実

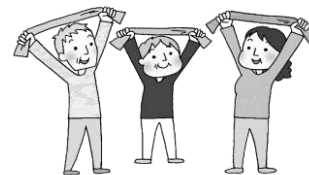
- ・市の計画に基づき、障害福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業等の充実を図ります。

【担当課】福祉課

○健康づくりの推進

- ・市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健事業を充実します。

【担当課】健康づくり課



行政の
取り組み



○生活困窮者の自立支援

- ・関係機関との連携により、生活困窮世帯へ、生活面と学習面の双方を支援できる体制づくりを行います。

【担当課】福祉課

活動指標	現状値	目標値
就労改善・家計支援の実施	未実施	実施

○福祉サービスの質の向上

- ・福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上に取り組めます。

【担当課】健康づくり課／福祉課／介護高齢課／子ども課

○苦情解決体制の整備

- ・福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容等の情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○市の実態に即した福祉サービスの推進

- ・地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、市の実態に即した福祉サービスや質の向上へとつなげるための体制を強化します。
- ・買い物の代行や簡単な家事支援、外出支援など、高齢者等の日常生活を支える、住民参加型在宅福祉サービスの実施について検討します。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○サービス提供事業者への支援

- ・福祉サービス事業者等が実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

【担当課】福祉課／介護高齢課

○地域生活課題及びニーズの把握推進(再掲)

- ・住民懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する重層的な仕組みを検討します。
- ・地域懇談会で話し合われた地域生活課題を解決する仕組みとして、社会福祉協議会支部を支援します。

【担当課】福祉課

○社会福祉協議会への支援強化

- ・地域生活課題解決のためのきめ細やかな福祉活動を展開するために、社会福祉協議会への支援を強化します。

【担当課】福祉課／介護高齢課

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

■ 課題・方向性

○いざという時に助け合いができる関係や体制の整備

高齢者や要介護認定者の増加に伴い、災害時の避難をはじめ、何らかの支援を必要とする人が増えることが予想されます。2017（平成 29）年調査では、2013（平成 25）年調査に比べて、自力で避難できると回答している割合が減少しています。また、自力で避難できる人で他人の手伝いができる人の減少から、地域での助け合い機能の弱まりがうかがえます。

住民懇談会では、実際に災害が起きたときの対応がわからないという声が挙げられています。地域では、支援を必要とする人がどこにいるのか把握し、一人ひとりが避難場所や避難方法等を理解することが求められます。また、事前に避難行動要支援者名簿に登録するなど、いざという時に困らないような災害の備えを進めていくことが重要です。

○個人の意思を尊重した暮らしを選択できる社会の実現

高齢者を中心に、移動手段が課題として挙げられています。外出の制限は、社会参加や生きがい活動の大きな弊害になりえます。地域のだれもが円滑に外出できるよう、今後は公共交通機関の幅広い運行についての検討をはじめ、ボランティアによる移送サービスを進めるなど、利用者が選択できる体制整備が求められます。

2017（平成 29）年調査には住宅セーフティネット法が改正され、生活や住宅に配慮が必要な人に対して住まいの確保や生活の安定にむけた、地域福祉と一体的な展開が求められています。だれもが障壁なく過ごせる共生社会の実現に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入と合わせて、引き続きだれにとっても快適な生活環境づくりが重要です。

○地域の一員としての意識を高め、自分の暮らすまちは自ら守る意識の醸成

近年、地域や家族間のつながりが弱くなっていることを受け、振り込め詐欺や不審者の問題等が、身近な問題となっています。これらの問題は、地道な見守りや支援が必要そうな家庭に対して心配な場面において一声掛けるだけで防げる問題でもあることから、地域で支え合うという考えが重要です。

近年は、ゴミ出しのマナーが悪い人が多いことやルールを守らない人が増えています。行政によるハード面の整備や改善も必要ですが、住民自らがルールを守り、住みよい生活環境を守る意識啓発を進めることが求められます。

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

（１）防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進

（２）住環境整備の促進

（３）外出支援の充実

(1) 防災・防犯、交通安全など安心して暮らせる環境の推進

■ 目指す姿

- ☞ 市民が自主防災組織や災害ボランティア等へ参加や協力し、地域での協力体制づくりを進めます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
日頃から防災訓練等に参加している割合	11.3%	20.0%	市民意識調査

個人・地域が できること



- 日頃から防災・防犯、交通安全に対する意識を高めます。
- 地域の防災・防犯活動、交通安全のための運動に参加します。
- 地域の情報を集め、災害時に備えます。
- 地域の防犯や防災等の体制を整備し、協力体制を強化します。
- 地域のだれもが防災活動やイベント等に参加しやすい環境づくりに努めます。

活動指標	現状値	目標値
自主防災組織の設置数	82 団体	84 団体
防犯関係活動団体数	12 団体	13 団体
地域防災訓練の実施回数	3 回	5 回

社会福祉協議会 の取り組み



- 災害時におけるボランティア体制の充実
 - ・関係機関等と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用し災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うなど、災害時におけるボランティア体制を充実します。
 - ・災害時ボランティア活動マニュアルを作成します。
- 社会福祉協議会支部の支援強化
 - ・地域住民に最も身近な福祉活動基盤として期待される社会福祉協議会支部への支援を強化し、小地域での福祉活動を活性化します。
- 安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・高齢者に対し、ミニデイサービス、栗須の郷等を通じ、交通安全、防犯、詐欺など消費生活に関する啓発活動を充実します。
- 安心カード事業の推進
 - ・ひとり暮らし高齢者、障害者等に対し、急病などの緊急時に、迅速適切な救急処置ができるよう、安心カードの交付を推進します。



行政の
取り組み



○災害に強いまちづくりの推進

- ・防災に配慮したまちづくりを推進します。
- ・災害時の初動対応に係る支援者の確保に努めます。
- ・災害時に広域での支え合い機能の強化を図ります。

【担当課】地域安全課／都市計画課

○犯罪を予防する体制の推進

- ・介護予防教室や民生委員児童委員協議会等の場を活用し、消費者被害や振り込め詐欺の被害情報等を提供し、犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図ります。
- ・消費生活センターにおいて、市民への消費生活相談を実施します。

【担当課】地域づくり課／地域安全課／福祉課／介護高齢課

○交通安全対策の充実

- ・子どもや高齢者等の交通弱者の交通事故を防止するため、交通安全教室の充実や地域の見守り活動を促進します。
- ・自動車運転免許証自主返納者へ支援します。

【担当課】地域安全課



○避難行動要支援者の支援体制の強化

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関との情報を共有するなど、災害時の支援体制に係る地域との連携を強化します。
- ・災害時に子どもや高齢者、障害者等が適切に避難できるよう「避難行動要支援者支援計画」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。
- ・災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。
- ・事業者との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。

【担当課】地域安全課／福祉課

○地域ぐるみの防犯活動の推進

- ・地域における見守り組織、自主防災組織、防犯組織等の組織化支援を強化するとともに、各種マップづくりなどの具体的な活動支援を充実します。
- ・子どもたちの遊びの場や危険が予想される場所を迅速に市民へ周知することで、子どもたちが自らの安全を守るための意識啓発に努めます。

【担当課】地域安全課

(2) 住環境整備の促進

■ 目指す姿

☞ バリアフリーやユニバーサルデザインを導入し、市民自身がルールやマナーを守り快適に過ごせる環境をつくります。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
「環境関係」の地域活動に参加したことがある割合	7.5%	25.0%	市民意識調査
「環境美化に関する活動」のボランティア活動に参加したことがある割合	22.4%	50.0%	市民意識調査

個人・地域が
できること



- ルールやマナーを守り、まちの環境美化に努めます。
- バリアフリー等の整備が行き届いていない場所や施設では、支援が必要な人に対する声掛けや手助けを行います。
- 地域でのルールや手引きにより、住民自らが住環境を守る体制を整備します。
- 身近な通行障害の情報を市に提供します。

社会福祉協議会
の取り組み



- 環境美化活動の促進
 - ・地域での環境美化活動を通じた、地域交流を促進します。
- 住環境整備の促進
 - ・介護が必要な人や障害者等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、情報提供や市等による必要なサービスにつなぎます。

行政の
取り組み



- 環境美化活動の促進
 - ・地域での環境美化活動の観点から、各課と連携し地域交流会を支援します。
 - 【担当課】環境課
- 住環境整備の促進
 - ・介護が必要な人や障害者等が快適な居住環境を確保できるようニーズを把握し、必要なサービスにつなぎます。
 - 【担当課】福祉課／介護高齢課
- 住宅確保要配慮者への支援
 - ・住宅政策等との整合・調整を行いながら、住宅確保要配慮者のニーズを的確に把握し、必要に応じて住宅の供給に努めます。
 - 【担当課】建築課
- ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
 - ・歩道や道路等、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。
 - ・公共施設等において、だれにでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内等、利用しやすい施設整備に努めます。
 - 【担当課】土木課／建築課／都市計画課／都市施設課



(3) 外出支援の充実

■ 目指す姿

- ☞ 公共交通機関の運行のほか、公的サービスやボランティアによる移送サービス等、個人の意思を尊重して選択肢のある外出支援体制を整えます。

< 目標 >

取組内容	現状値	目標値	出典
何らかの支援を必要としている人に対して「移動支援」ができるとしている割合	14.8%	20.0%	市民意識調査

個人・地域ができること



- ボランティアや福祉有償運送等、生活に合った移動手段を利用します。
- 市（行政）や社会福祉協議会が推進する外出支援に対して協力します。

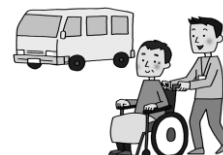
社会福祉協議会の取り組み



○移送サービスの推進

- ・公共交通機関の利用が困難で介護が必要な人や、障害者等に対する輸送サービスを行います。

【移送サービス】介護タクシーによる移送サービス



活動指標	現状値	目標値
移送サービス利用回数	319 回	330 回

○買い物困難者への支援

- ・自力で買い物をすることが困難な人を支援することができる仕組みづくりを行います。

【高齢者自立センター藤岡・鬼石】

移動手段がない利用者や、山間地の買い物が困難な利用者に対し買い物支援を行います。

行政の取り組み



○利用しやすい交通環境の整備

- ・公共交通機関の整備はもとより高齢者、障害者等の移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。
- ・ボランティア等による移送サービスの体制を整え、利用者の意思で移動手段を選択できる体制づくりに努めます。

【担当課】地域安全課／福祉課／介護高齢課

第5章 地区別の方向性

本計画での地区の考え方

表記する地区については、行政区を指し、地区の概要や人口等の統計についても行政区単位での記載をしています。

1 藤岡地区

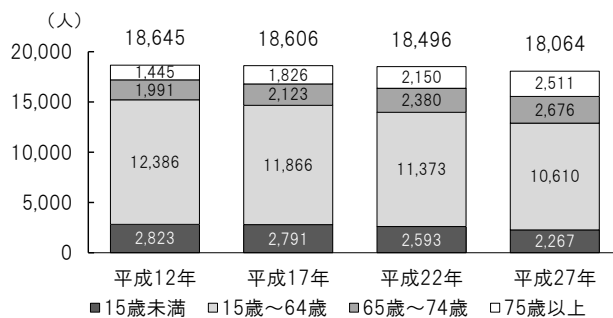
①地区の概要

本市の平地部の中央に位置し、藤岡と小林の地区で構成されています。地域内には藤岡市役所や藤岡郵便局、商店街をはじめとする商業施設、群馬藤岡駅や市民ホール等の生活利便施設が立地しています。

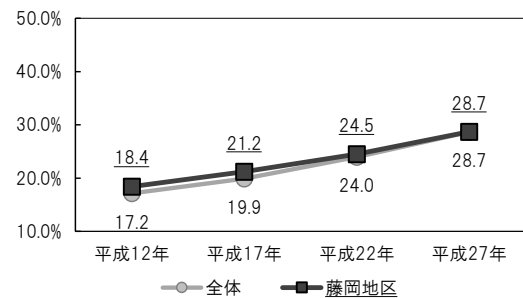
藤岡地区の総人口は、生産年齢を中心に減少傾向にあり、2015（平成27）年現在では18,064人、高齢化率¹³は、概ね全体と同様の傾向で推移し、28.7%となっています。



■年齢4区分別人口推移



■高齢化率

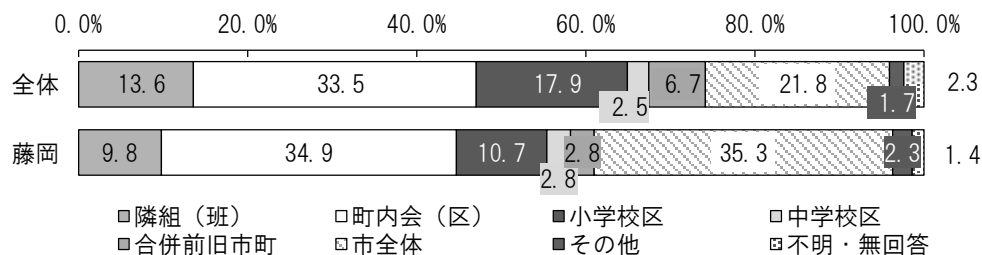


資料：国勢調査

②調査の結果

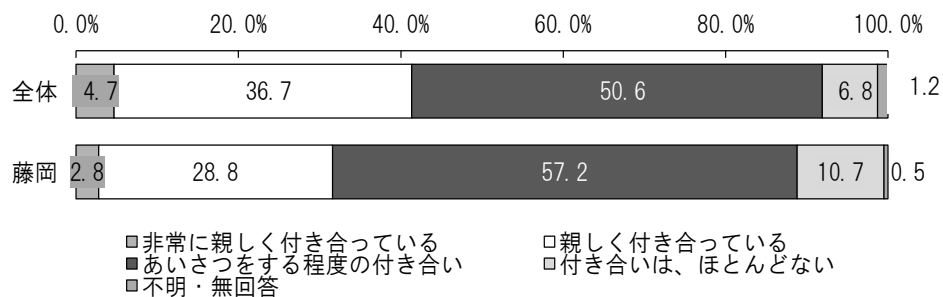
藤岡地区では、地域の認識は全体に比べて「市全体」が多く、「小学校区」が少なくなっています。また、近所付き合いや地域活動への参加状況については、全体に比べて「あいさつをする程度の付き合い」と「ほとんど、あるいはまったく参加していない」がそれぞれ多いことから、地縁的な関係の弱まりがみられます。

■地域の認識

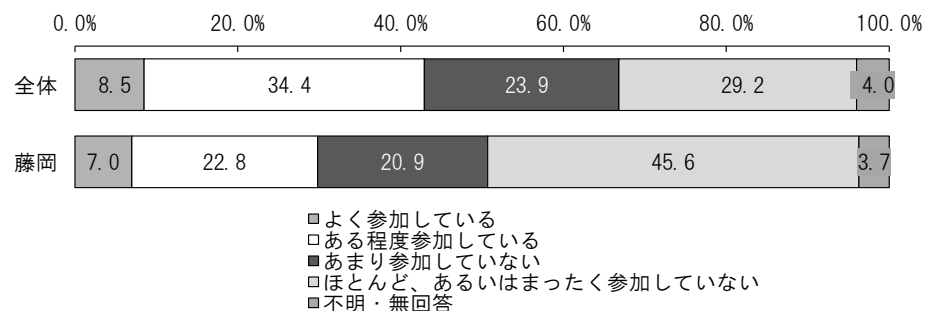


¹³ 高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合。

■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	38	・ 高齢者が道に迷う ・ 認知症の人がふらふら出歩く ・ 老後の介護や老老介護が心配 ・ 気軽に相談する相手や話し相手がいない ・ 声を掛けても外に出てこない ・ 免許返納した後の移動手段がなく、移動が困難	・ 送迎ボランティア ・ 話し相手や見守り ・ 一人ひとりがあいさつや声掛け ・ 地域活動に意識して参加する ・ 支えられる側から支える側に回る ・ 買い物やゴミ出し等の身近な支援
子ども・子育て	26	・ 地域に子どもがいない ・ 共働きの増加で、見守りが不安 ・ 子ども会の行事が少ない ・ ひとり親等、経済的に不安 ・ 要保護児童に対応しきれていない	・ 子ども食堂や無料学習塾等の設置 ・ 祭等の楽しめる行事を増やし参加を促す ・ 若者とのコミュニケーションの場づくり
生活困窮者	6	・ 生活困窮者が増えている ・ 親族がいなくて支援ができない	・ 行政への協力、情報提供 ・ 衣料品等の不用品のリサイクル
防災・防犯	13	・ 寝たきりや近所に頼れる人がいない人をどうするか心配 ・ 災害時の避難方法や通知がわからない ・ 道が狭く、救急車両が通れない	・ 班での見守り、声掛け ・ 町内で避難訓練の実施 ・ 避難マップづくり ・ ひとり暮らしの家庭の把握
近所付き合い・交流	8	・ 若者が地域活動等に参加しない ・ 30～40代のつながりが弱い ・ 隣近所に住んでいる人がわからない ・ にぎわいや地域の絆が弱まっている	・ 若者が地域の中で役割を持つ ・ 地域のつながりをつくる

■今後の方向性

藤岡地区は、行政施設や商業施設等が集まる地区であることから、人口の減少が少なく、高齢化率についても緩やかな増加となっています。一方で、近所付き合いや地域活動への参加は全体と比べて少なく、地縁的なつながりが弱くなっていることから、防災や防犯等の身近なテーマで多世代が交流・意見交換ができる場の提供等、地域のつながりづくりが求められます。

2 神流地区

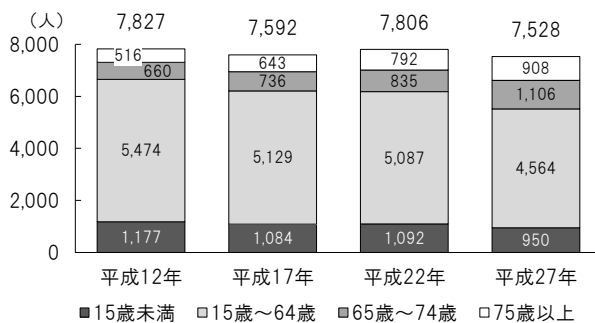
①地区の概要

本市平地部の北東に位置し、上戸塚、下戸塚、下栗須、岡之郷の地区から構成され、地域の大部分は住宅密集地と農村集落的な住環境を形成しています。

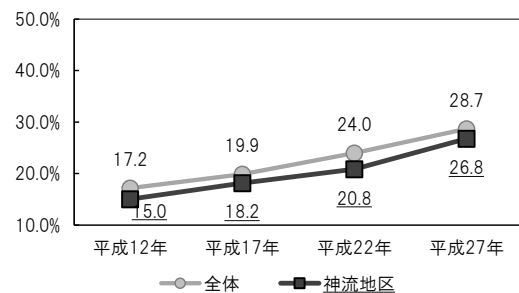
神流地区の総人口は、2015（平成 27）年現在 7,528 人となっています。高齢化率は、全体に比べてやや低く、26.8%となっています。



■年齢 4 区分別人口推移



■高齢化率

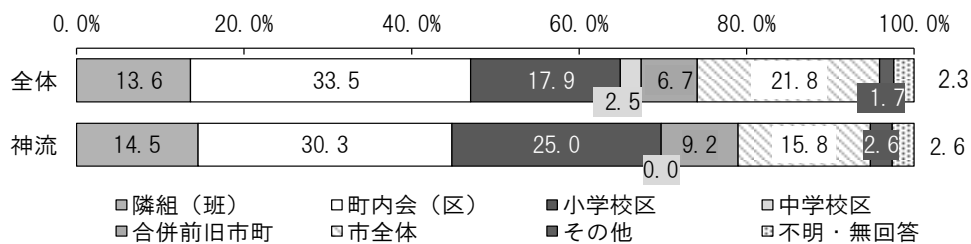


資料：国勢調査

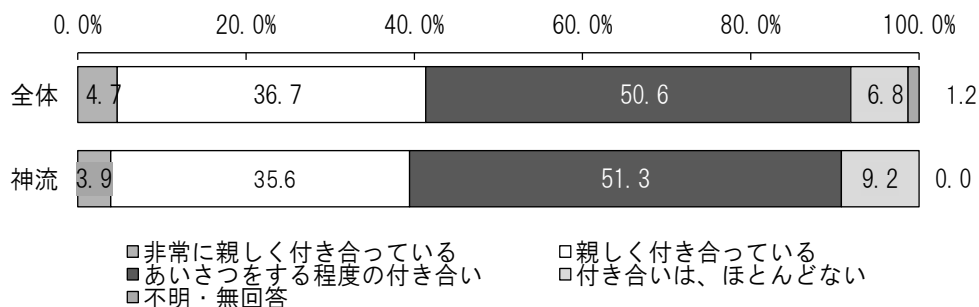
②調査の結果

神流地区では、地域の認識は全体に比べて「小学校区」が多くなっています。また、地域活動への参加状況では、全体と比べると、「あまり参加していない」が多くなっています。近所付き合いの状況では、全体と概ね同様の傾向となっています。

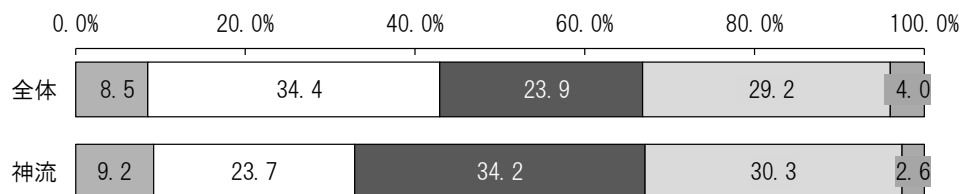
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



- よく参加している
- ある程度参加している
- あまり参加していない
- ほとんど、あるいはまったく参加していない

③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	26	・ひとり暮らしの高齢者が増えている ・緊急時の高齢者サポート体制がない ・身の回りのことをできない高齢者の増加 ・見守りはしたいが、どこまで介入してよいかわからない	・声掛け、見守り、気遣い ・近所で集まる場所づくり ・車の乗り合い（移動支援） ・独居高齢者のゴミ出しの協力
子ども・子育て	12	・遊ぶ場所がない ・学校で相談できない子の対応 ・仕事と子育ての両立が難しい ・学校間での子どもの交流がない	・見守り、相談相手となる ・声掛けで子どもとの接点づくり ・お茶会の開催
防災・防犯	11	・避難場所が少ない、遠い ・実際に避難をする場合どうすればよいかわからない（夜間など） ・災害発生をどのように知らせるか問題	・避難場所の見直し ・支援の序列を明確化 ・災害時避難訓練 ・地区ごとに手引きの作成
移動・交通	8	・免許返納したいが、交通手段がなく困る ・バスもなく、買い物や通院等に行けない ・道が狭く、車と接触しそうで危険	・移送ボランティア ・見守り、パトロール
生活環境	14	・空き家や遊休農地が多い ・ゴミ出しのマナーが悪い	・ゴミの見回り、管理 ・草刈の手伝い ・近所でのコミュニケーション ・照明の設置
近所付き合い・交流	10	・地域交流が少ない ・事件が増えていて声掛け自体が難しい ・あいさつをしても返ってこない	・男性でも参加しやすい企画の提案 ・地域イベントでコミュニケーション ・新旧住民の意見交換、交流 ・身の回りから積極的に声を掛ける ・集まる場所を考える

■今後の方向性

神流地区は、藤岡地区や小野地区に接する住宅地のため、大きな人口の流出はみられませんが、高齢化率が増加傾向となっています。住民懇談会でも、高齢者に関する意見が多く挙げられている一方で、住民同士の関わりが難しくなっている状況がうかがえます。

地域の認識が小学校区であることもあり、小学校や児童生徒との関わりをきっかけに、住民相互で支え合い・助け合いができる関係づくりが求められます。

3 小野地区

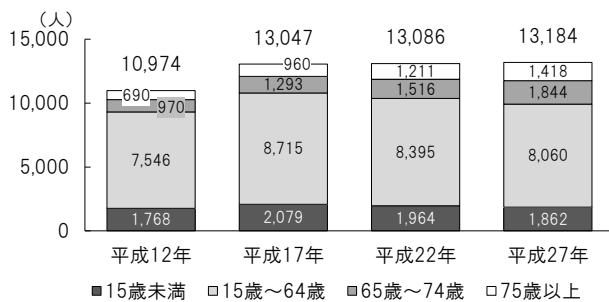
①地区の概要

本市の北部に位置し、森、立石、立石新田、中島、森新田、中、上栗須、中栗須の地区から構成されています。地域内には藤岡インターチェンジ、ららん藤岡、藤岡総合病院等の施設が立地しています。

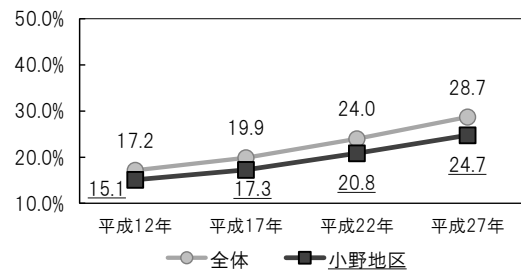
小野地区は、転入者が多く、市内で唯一増加傾向にあり、2015（平成27）年現在13,184人、高齢化率は、24.7%と、全体に比べてやや低くなっています。



■年齢4区分別人口推移



■高齢化率

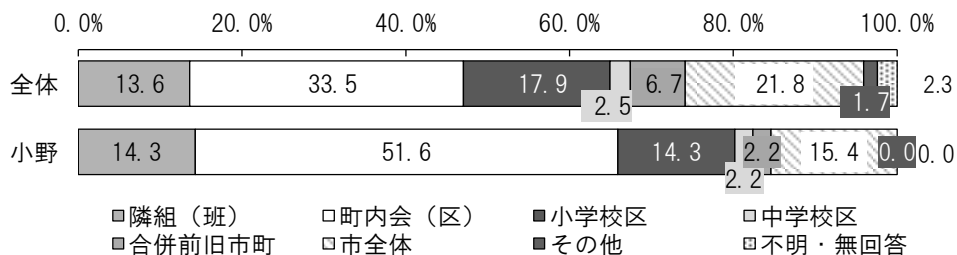


資料：国勢調査

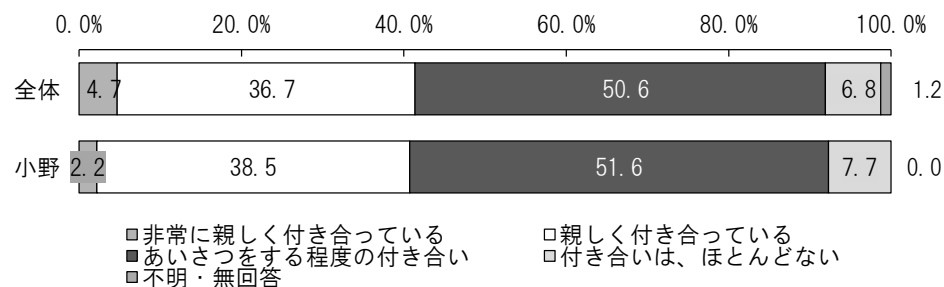
②調査の結果

小野地区では、地域の認識は全体に比べて、「町内会（区）」が多くなっています。近所付き合いについては、概ね全体と同様の傾向となっています。また、地域活動への参加状況は全体と比べると、「非常によく参加している」が少なく、「あまり参加していない」が多くなっています。このことから従来からの近所付き合いは現在も残っていると思われますが、深い関わりは持っていない状況がうかがえます。

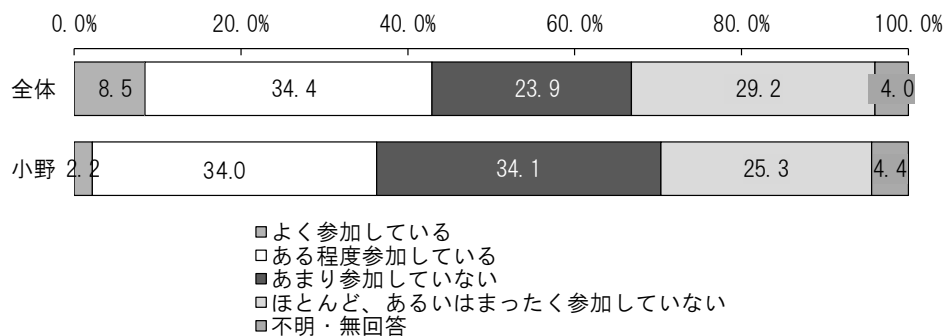
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	17	・見守りが必要な高齢者が増えている ・買い物や病院に行く手段がない ・ゴミ出しにいけない高齢者がいる ・サロン等の集う場がない	・高齢者の見守り組織づくり（見守り隊） ・声掛け、話し相手になる ・地区の問題として共有できる仕組みづくり
子ども・子育て	6	・子どもの遊び場がない ・子育てを支える仕組みが足りない ・DVのある家庭がある	・子どもが安心して遊べる場の確保
防災・防犯	9	・避難場所が近くにない ・建物に耐震性がない ・災害時に高齢者をどう支えるかが心配 ・備蓄が少なくて心配	・助け合える仲間づくり ・避難について住民同士で話し合う ・常に話題に挙げる
移動・交通	11	・交通機関、移動手段がない ・移送ボランティア等に頼みたいが、事故などが起きたときが心配 ・道路が狭く危ない、事故が起きやすい	・移動方法の検討 ・ダイヤ改正の要望を出す
生活環境	12	・ゴミ出しルールがわからない人がいる ・空き家が多く、倒壊や火事が心配 ・マナーを守れない人がいる ・休耕地が多く、雑草等が多い	・ルールを守るよう、注意し合う ・地域のルールやマナーの文書を作成 ・ゴミ出しの管理、見守り体制づくり ・買い物先が身近にない
近所付き合い・交流	6	・みんなで遊べる場所、集える、ふれあえる場所がほしい ・困りごとがあった時に、集まって相談し解決する場がない ・集会所が機能していない	・年代別のコミュニティづくり ・祭等の行事の開催 ・お互いを知る機会をつくる

■今後の方向性

小野地区は、藤岡インターチェンジや藤岡総合病院等の施設が立地する地区であり、利便性の高さから、藤岡市において唯一人口の増加がみられます。地域の認識は、町内会（区）が最も多く、地縁的な関わりが残る一方で、ゴミ出しのルールやマナーを守れない人がいるなど、地域の一員としての意識の低下がうかがえます。地域のふれあいや困りごとの共有を行う機会を求める声も多いことから、住民同士が関わりを持つ機会の提供が求められます。

4 美土里地区

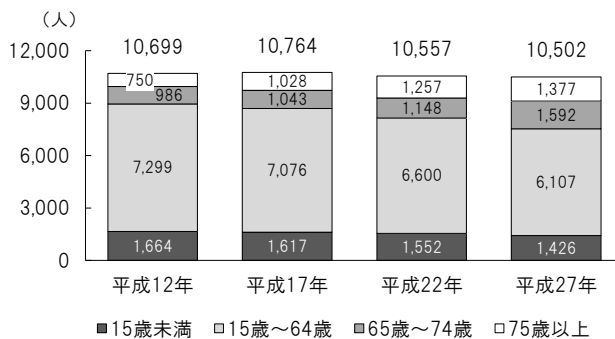
①地区の概要

本市の北西部に位置し、上大塚、中大塚、下大塚、本動堂、篠塚、上落合の地区から構成されています。主要地方道前橋長瀬線の沿道では、商業施設などが立地していますが、その他の地域では、農村集落的な住環境を形成しています。

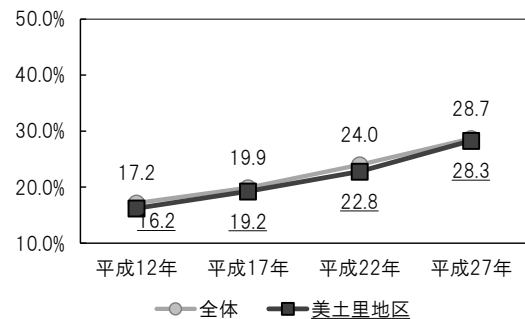
美土里地区の総人口は、2015（平成 27）年現在 10,502 人となっています。高齢化率は、概ね全体と同様の傾向となっています。



■年齢 4 区分別人口推移



■高齢化率

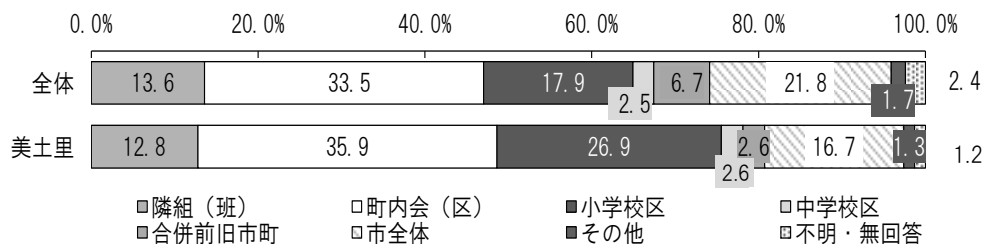


資料：国勢調査

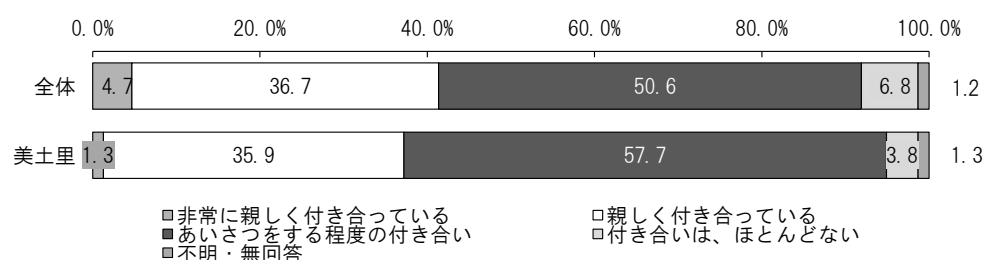
②調査の結果

美土里地区では、地域の認識は全体に比べて「小学校区」が多くなっています。近所付き合い状況については、「非常に親しく付き合っている」が少なく、「あいさつをする程度の付き合い」が多くなっています。地域活動への参加状況は、全体と比べると、参加している割合が多くなっています。

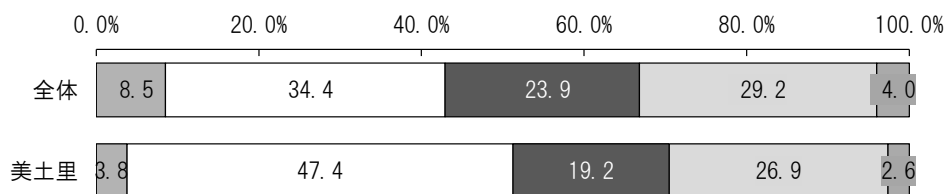
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



- よく参加している
- ある程度参加している
- あまり参加していない
- ほとんど、あるいはまったく参加していない
- 不明・無回答

③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	27	・身寄りのない高齢者が増えた ・高齢者の集いの場がほしい ・地域によってサロン等への集まりが悪い ・高齢者による交通事故の増加 ・家族と暮らしていても、日中はひとり暮らしと変わらない	・声掛け、見守り ・話し相手のボランティア ・身近なところで集まる場づくり
子ども・子育て	12	・子どもの遊び場がない ・子どもの数が少なく、地域活動が活発でない ・ひとり親の子育てが大変	・いじめは地域と親が協力して解決 ・登下校時のパトロール ・忙しい家庭への子育て支援
生活困窮者	3	・相談するところがない ・制度の狭間で支援ができない家庭がある ・金銭面で生活していけるか心配	-
生活環境	6	・雑木林等の枝が道路に飛び出して危険 ・隣近所の庭木が伸びてきて邪魔 ・ゴミの分別ができていない、ゴミ出しルールを守らない	・交代でゴミ出しの管理 ・各自がルールを自覚
近所付き合い・交流	3	・隣にだれが住んでいるのかわからない ・多世代が集まる場がない ・地域のつながりが弱い	・だれでも参加できるイベントの開催 ・顔なじみの関係づくり ・班を5世帯くらいに細分化

■今後の方向性

美土里地区は、商業施設等がある便利な立地から、大きな人口減少はみられず、高齢化率も全体に比べて低くなっています。地域活動への参加については、ある程度参加している割合が約5割と全体と比べて多くなっています。

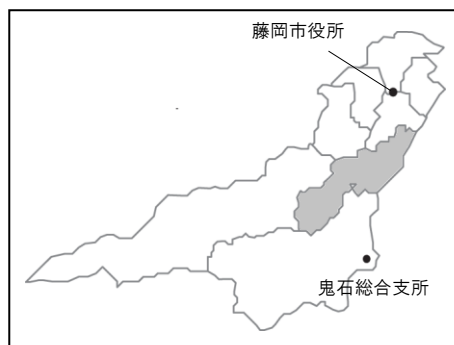
15歳未満の人口も大きく減少はみられない一方で、住民懇談会では高齢者に関する次に次いで子ども・子育てについての意見が多くなっており、子どもの遊び場がないことや子どもを中心とした地域活動が活発ではないことが課題として挙げられています。地域の付き合いとして、だれもが参加できるイベントの開催等が挙げられていることから、多世代が集まる機会づくりが求められます。

5 美九里地区

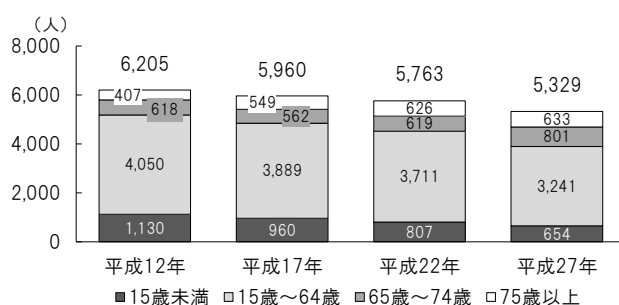
①地区の概要

本市の中央東部に位置し、根岸、本郷、川除、牛田、神田、矢場、保美、三本木、高山の地区から構成されており、良好な田園居住環境を有しています。

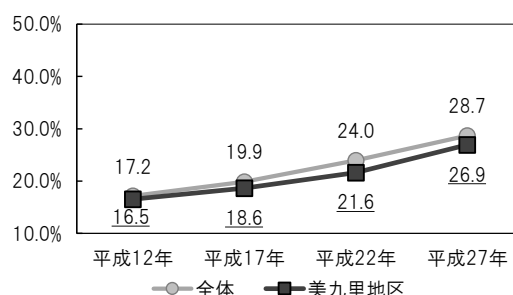
美九里地区では、2000（平成12）年比で1,000人程度の減少がみられ、2015（平成27）年現在5,329人となっています。高齢化率は、概ね全体と同様の傾向ですが、26.9%と全体に比べてやや低くなっています。



■年齢4区分別人口推移



■高齢化率

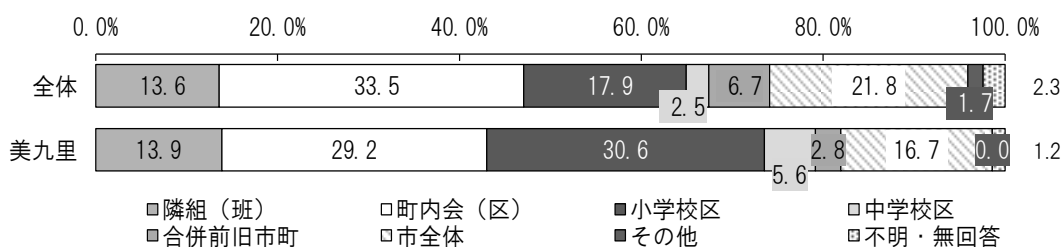


資料：国勢調査

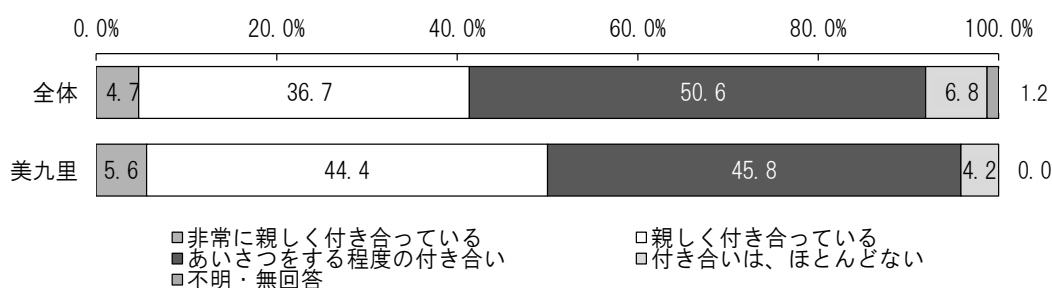
②調査の結果

美九里地区では、地域の認識は全体に比べて「小学校区」が多くなっています。近所との付き合いについては、親しく付き合っている人が全体に比べてやや多くなっています。また、地域活動への参加状況においても参加している人が多く、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が約1割と、全体と比べて地域活動が盛んなことがうかがえます。

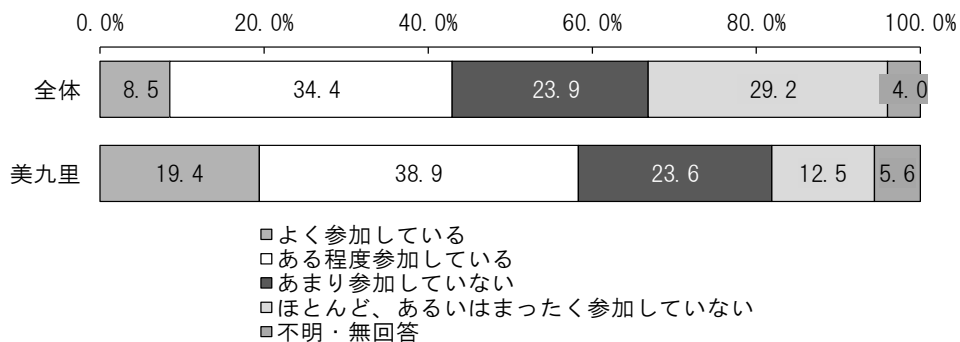
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	21	・地域と関わりを持ちたがらず社会とつながりが無い ・車を運転できない、出かけたときに自由に動けない ・出来あいの食事で、食事バランスが悪い ・高齢者の運転が危険 ・認知症を隠したがる家族が多い	・近所の人と声を掛け合い、地域行事や活動に参加 ・高齢者の集まる場や機会を増やす
子ども・子育て	21	・子どもの遊び場がない ・子どもの学力の差が大きい ・地域に若い年代が少ない ・共働き家庭への支援が足りない ・小児科の救急受け入れが少ない	・地域安心パトロールの実施 ・子どもが集まるイベントの実施 ・地域の役員による子どもの把握 ・子どもが地域の中心と捉え、みんな育てる意識を持つ
防災・防犯	14	・いざという時に対応ができるか心配 ・自然災害が発生しそうな地域があり危険 ・災害時の避難場所が周知されていない ・緊急時は自分のことではいっばいなので、人の心配をする余裕はない	・支える必要のある人がどこにいるのかを情報共有 ・身近な班でのサポート体制を整える ・ハザードマップで避難場所を確認 ・避難訓練を各地区で実施
生活環境	10	・空き家、耕作放棄地の増加により、地域が暗くなる ・ゴミ出しのルールを守らない人がいる	・ゴミ当番による管理 ・行政に任せきりにするのではなく個人でできることは自分でする ・地域で考え、実行する
近所付き合い・交流	5	・地縁的コミュニティ活動が減った ・地域課題を共有し、解決する場がない ・地域のつながりを拒否する人が増えた	・イベントの開催 ・交流の場づくり ・料理のおすそ分け

■今後の方向性

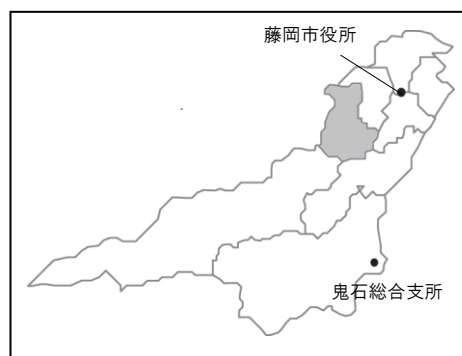
美九里地区は、人口減少に伴い緩やかに高齢化が進んでおり、全体に比べてはやや低くなっていますが、2015(平成 27)年現在2割半ばとなっています。年少人口の減少も大きいことから、住民座談会では子どもの減少や子育て環境に対する意見が多くなっています。一方で、地縁的なつながりも残っていることから、従来からの関わりを生かし、子どもを中心に地域住民全体でともに支え合う環境や意識づくりが必要となっています。

6 平井地区

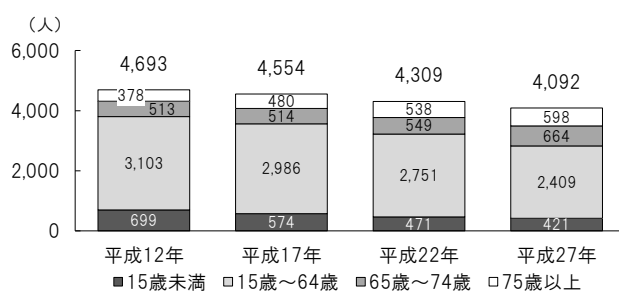
①地区の概要

本市の中央西部に位置し、西平井、東平井、鮎川、緑埜、白石、三ツ木の地区から構成され、良好な田園居住環境を有しています。

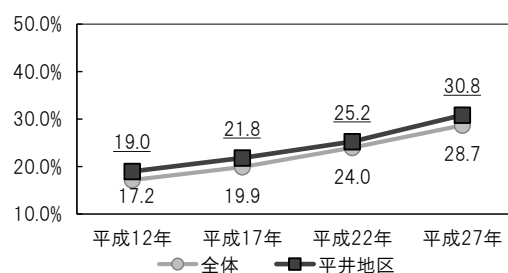
平井地区の総人口は、2000（平成12）年比で約600人減少し、2015（平成27）年現在4,092人となっています。高齢化率は、30.8%と、増加傾向となっています。



■年齢4区分別人口推移



■高齢化率

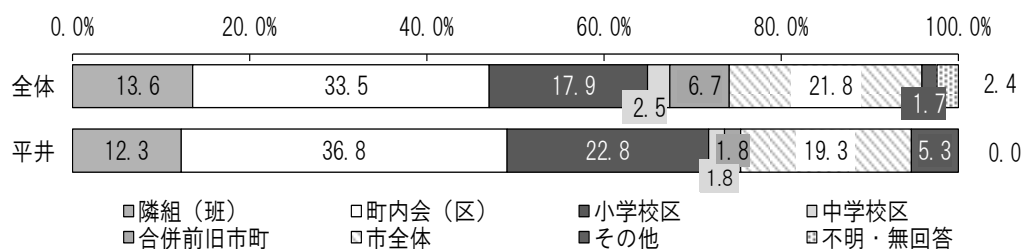


資料：国勢調査

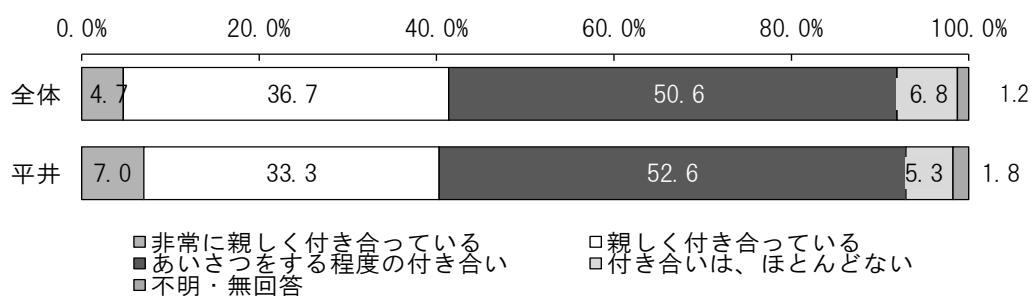
②調査の結果

平井地区では、地域の認識は全体に比べて「小学校区」が多くなっています。近所付き合いでは、全体と概ね同様の傾向となっていますが、地域活動への参加は、全体に比べて「ある程度参加している」が多く、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が少なくなっていることから、現在も身近な圏域での近所付き合いや支え合い活動が行われている状況がうかがえます。

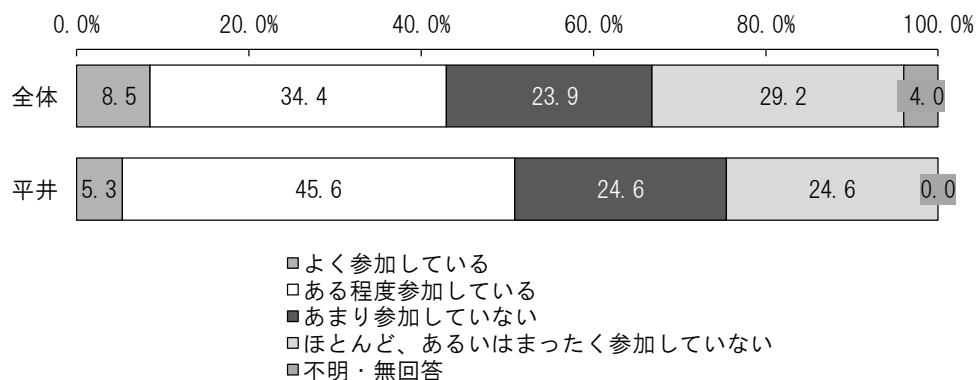
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	16	・高齢者の集いの場がほしい ・ひとり暮らし高齢者の増加 ・高齢者の運転による死亡事故が増加 ・地域の高齢者の実態が把握できない	・地域での声掛け、気配り ・できる範囲のお手伝い ・家族の協力 ・認知症への理解の啓発活動
子ども・子育て	10	・子どもが集まって遊べる場がない ・子どもが気軽に相談できる相手、場所があるとよい ・習い事等により忙しい子どもが多い	・多世代等での同居により、家族で子どもの見守り
生活困窮者	6	・ほっとメールの行方不明情報の登録者が増えるとよい ・ひきこもりや 8050 問題 ¹⁴ ・経済的な問題で十分な支援を受けられていない人がいる	・情報共有 ・相談窓口を教える
防災・防犯	6	・避難場所が近くにない ・夜道が暗く、変質者が出る ・川の増水が危険 ・振り込め詐欺の被害	・当番制による夜のパトロール
移動・交通	5	・交通の便が悪く若者が地域外に出て行く ・移動を家族にしか頼めない ・移動手段がなく、バス停までもいけない	・移送ボランティアの周知
近所付き合い・交流	3	・地域のつながりがなくなっている ・知らない人とは話さないという教育であいさつしてくれないのがさみしい	・子育て連との連携

■今後の方向性

平井地区は、近年高齢化率が上がっており、2019(平成 27)年現在では約3割となっています。地区の大半が農業地域であることもあり、平井地区に長く居住している住民が多く、地域活動に参加している割合が多くなっています。一方で、住民懇談会では、あいさつや声掛けをしづらい状況になっていることが挙げられており、子どもと関わる機会が少なくなっている状況がうかがえます。地域の見守りは、多世代の関わりにより生まれるものであることから、幼い頃から声を掛けあい、顔見知りの関係づくりが求められます。

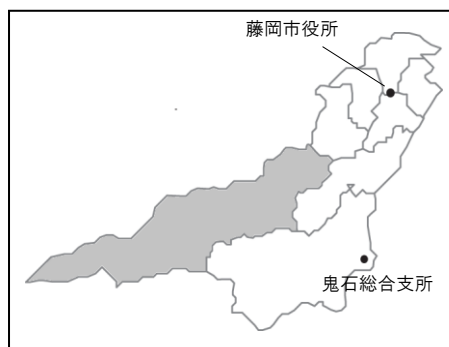
¹⁴8050 問題：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題が挙げられる。

7 日野地区

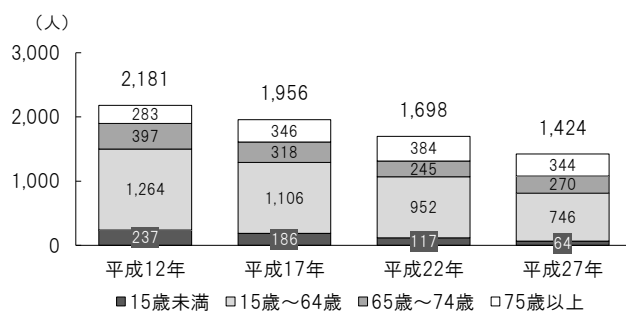
①地区の概要

本市の中部から西部に位置し、金井、下日野、上日野の地区から構成され、地域の大部分が山間部です。

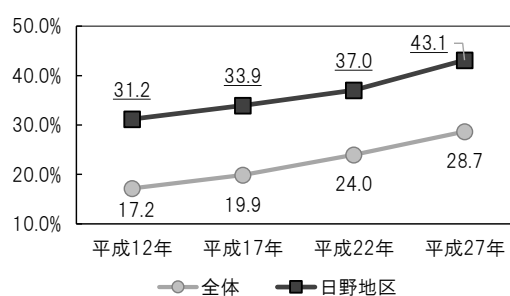
日野地区の総人口は、減少が著しく、2015(平成27)年現在では1,500人を下回り、1,424人となっています。高齢化率は、全体に比べて約14ポイント高く推移し、43.1%と少子高齢化の進行が顕著にあらわれています。



■年齢4区分別人口推移



■高齢化率

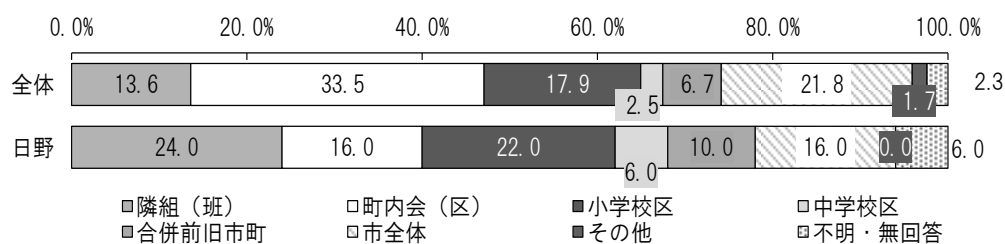


資料：国勢調査

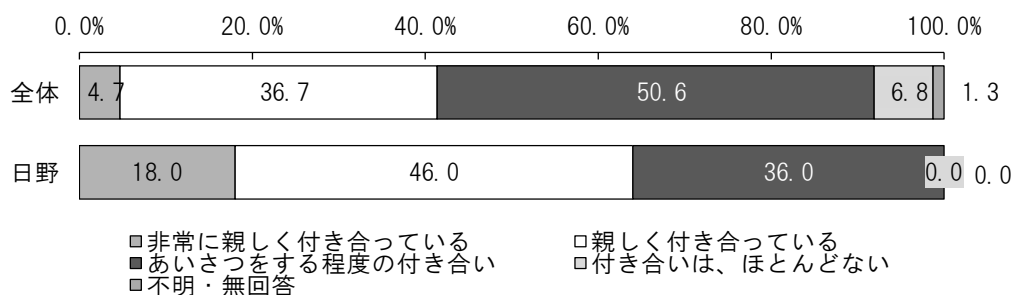
②調査の結果

日野地区では、地域の認識は全体に比べて「隣組（班）」が多く、「町内会（区）」が少なくなっています。近所付き合いと地域活動への参加状況については、全体に比べて、「非常に親しく付き合っている」や、地域活動に「よく参加している」が多く、身近な地域での活動が活発に行われていることがうかがえます。

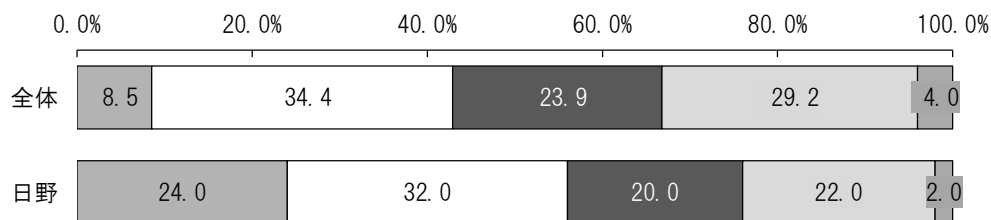
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



- よく参加している
- ある程度参加している
- あまり参加していない
- ほとんど、あるいはまったく参加していない
- 不明・無回答

③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	17	・ひとり暮らし高齢者の増加 ・移動は身内に頼るしか方法がない ・避難所が遠く、足の悪い高齢者が避難できない	・買い物代行 ・声掛け、身守り ・支援が必要な高齢者の把握
子ども・子育て	8	・遊ぶ場所がない ・子どもが減っている ・小学校の閉校が心配	・子どもの教育に積極的に協力
防災・防犯	6	・災害時の避難所が遠く、移動が困難 ・雪かきをする人がいない ・少し奥まった道路は道が狭く、災害時に困る	・災害時の移動の手伝い ・日頃から、近所での協力体制 ・自らが率先して声掛け ・日野方式での支援を考える
移動・交通	5	・バス等は便数が少なく、交通手段がほとんどない	・デマンドバス運行の要望
生活環境	6	・耕作放棄地の増加 ・今は移動販売が来てくれているが、将来はどうなるか心配 ・商店が少なく、買い物難民がいる ・空き家が多い地区は、手入れがされず荒れている	・買い物代行、移送ボランティア
近所付き合い・交流	4	・隣保班の継続が困難 ・地域住民が集える場がない ・世代間交流の場を設ける	・近所での見守り ・現在の集いの場を続けていくための情報収集

■今後の方向性

日野地区は、山林が地域の多くを占め、鮎川沿いの限られた地域に住宅が集まっています。そのため、地縁的な関わりが強く、古くからの助け合いの関係性が続いている状況です。一方で、移動手段や交通手段が少なく、買い物や災害時の避難等に関する不安が多くなっています。今後は、高齢者の増加に伴い、住民相互の支え合いの中で補っていた部分について、多世代での助け合いが求められ、さらに住民を支える体制の構築が重要です。

8 鬼石地区

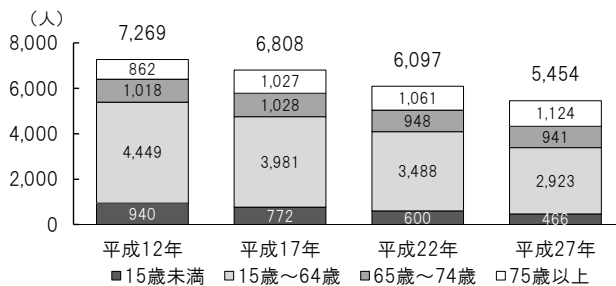
①地区の概要

本市の南東部に位置し、鬼石、浄法寺、三波川、譲原、保美濃山、坂原の地区から構成され、主要な市街地は神流川沿いの平地部に形成されています。

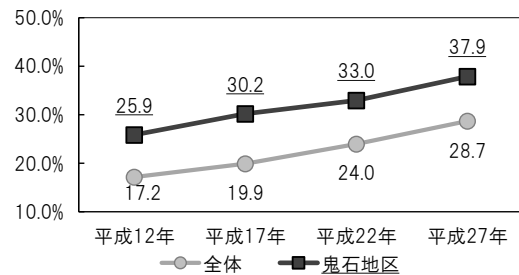
鬼石地区の総人口は、2000（平成 12）年比で 2,000 人程度減少がみられ、2015（平成 27）年現在 5,454 人となっています。64 歳以下の減少が大きいことから、高齢化率の増加がみられ、2015（平成 27）年現在 37.9%となっています。



■年齢 4 区分別人口推移



■高齢化率

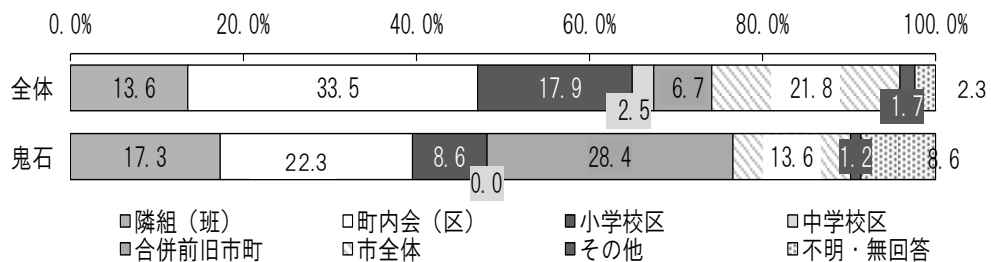


資料：国勢調査

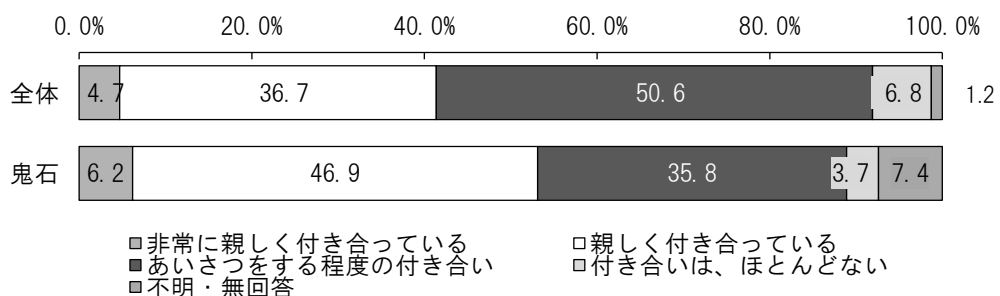
②調査の結果

鬼石地区では、地域の認識は全体に比べて「町内会（区）」と「市全体」が少なく、「合併前旧市町」が約3割と多くなっています。近所付き合いや地域活動への参加状況については、全体と比べると、近所とは親しく付き合っている人が多く、地域活動にも参加している割合が多くなっています。

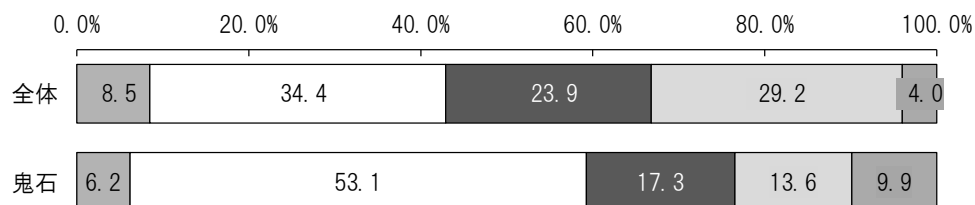
■地域の認識



■近所付き合いの状況



■地域活動への参加状況



- よく参加している
- ある程度参加している
- あまり参加していない
- ほとんど、あるいはまったく参加していない
- 不明・無回答

③住民懇談会の結果（一部抜粋）

区分	件数	主な意見	私たち・地域ができること
高齢者	14	・ひとり暮らし高齢者の身の回りが心配 ・移動手段がないため、やむをえず車をつかってしまう ・免許を返納してもメリットがない	・班内での見守り ・利用できそうなサービスを紹介
防災・防犯	11	・避難所がわからない ・訓練や災害時のシュミレーションを地区単位では行っていないので心配 ・備蓄の場所や管理状況が不明 ・災害時の連絡方法がわからない	・地区ごとに防災訓練を行う ・サイレンをつける ・要支援者マップの作成
移動・交通	10	・移動手段がなく、歩行困難者は外出ができない ・公共交通がなく通院や買い物に行けない ・介護タクシーの料金が高く、使いづらい	・移送ボランティア
生活環境	4	・通学路に古い家や廃墟があって危険 ・買い物をする場所がない ・移動販売車がきてくれるが、十分に品物がない ・道が暗いので、街灯があるとよい	・買い物の付き添い ・区長に情報提供とお願い ・地域で協力して清掃
近所付き合い・交流	6	・だれもが明るく過ごせるまちづくり ・交流が少ない ・昔からの付き合いがある	・お互いに安否確認 ・住民自身が話し相手となる

■今後の方向性

合併後 12 年が経ちますが、鬼石地区は、合併前旧市町を身近な地域の範囲として認識している割合が多くなっています。また、近年は地区中心地の衰退に伴い、人口の減少が大きく、地区の高齢化率も 2019(平成 27)年現在で約4割と、非常に高くなっています。

一方で、豊かな自然環境や温泉等、市内外からの集客が見込める地区でもあります。地域資源を生かした集客を目指し、地域内外への魅力発信により、観光をテーマに新たな地域コミュニティの形成が期待されます。

第6章 計画の推進

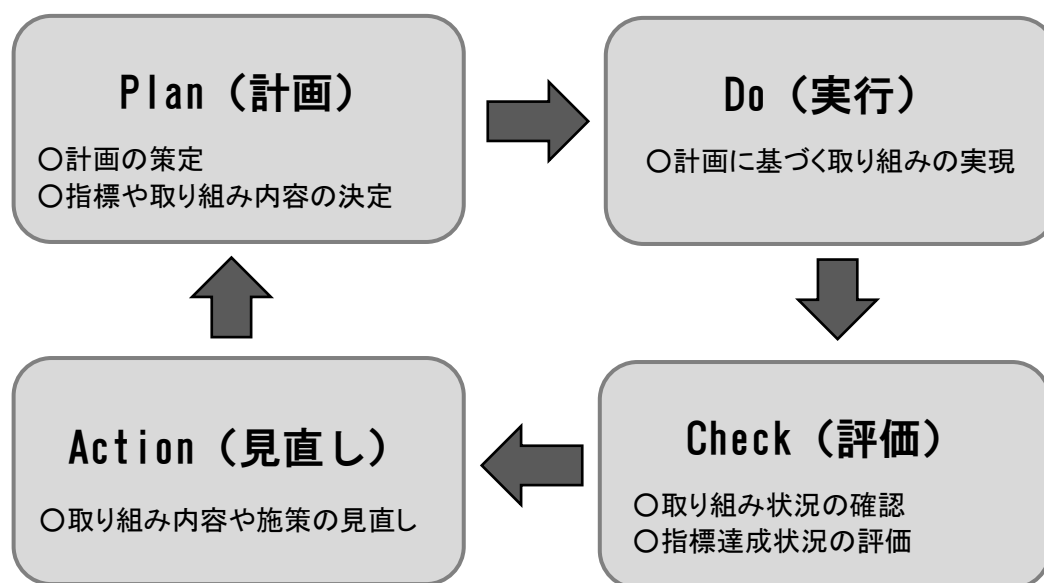
1 計画の公表

地域福祉を効果的に推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業所、市（行政）、社会福祉協議会等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市の広報紙や関係する施設、ホームページ等を通じ、本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知します。

2 計画の進捗管理

本計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、市（行政）、社会福祉協議会等の協働により推進されるものです。このため、地域関係者、庁内関係各課、市社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



資料編

1 策定の経過

期 日	内 容
2017（平成 29）年 7 月 18 日～8 月 18 日	市民意識調査
2018（平成 30）年 1 月 11 日	住民懇談会（平井地区）
1 月 25 日	住民懇談会（美土里地区）
2 月 8 日	住民懇談会（藤岡地区）
2 月 28 日	住民懇談会（小野地区）
3 月 8 日	住民懇談会（神流地区）
4 月 12 日	住民懇談会（鬼石地区）
5 月 10 日	住民懇談会（美九里地区）
5 月 25 日	第 1 回藤岡市地域福祉計画 策定庁内検討会 （1）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び策定スケジュールについて （2）第 2 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み調査について （3）藤岡市の地域福祉の現状と課題について
6 月 1 日	第 1 回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画について （2）第 2 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画について
6 月 14 日	住民懇談会（日野地区）
7 月 25 日	第 2 回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）市民意識調査報告書について （2）住民懇談会結果について （3）第 2 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価及び第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の方向性について （4）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
9 月 25 日	第 2 回藤岡市地域福祉計画 策定庁内検討会 （1）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画体系案について （2）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
10 月 5 日	第 3 回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 （1）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画体系案について （2）第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について

期 日	内 容
11 月 15 日	第 3 回藤岡市地域福祉計画 策定庁内検討会 (1) 第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画について
11 月 28 日	第 4 回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 (1) 第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画について
2019（平成 31）年 1 月 4 日～2 月 14 日	市民意見公募（パブリックコメント）
2 月 22 日	第 5 回藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 (1) ふじおか市民共生プラン（第 3 次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画）最終案について

2 藤岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年3月22日

告示第14号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、藤岡市における地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める藤岡市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、藤岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の公表
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 行政機関等関係者
- (5) 社会福祉事業関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、各種団体等関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資

料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理させるため、健康福祉部福祉課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 藤岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の誰もが尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す活動計画として、基本的かつ総合的な施策の指針となる藤岡市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及びその推進にあたり、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会藤岡市地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の検証及び評価
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、18名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 行政機関等関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) 前各号以外の各種団体等関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画に係る検証及び評価が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、藤岡市地域福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の業務を処理させるため、総務課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。ただし、第４条の規定に係る最初の任期は、平成２２年３月３１日までとする。

附 則

この要綱は、平成２５年７月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

4 藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
学識経験者	藤岡市区長会	秋 葉 正 道	委員長
		飯 塚 章 一	
	高崎健康福祉大学	金 井 敏	
福祉事業関係者	藤岡市民生委員児童委員協議会	小 峯 昭	副委員長
		佐 藤 敏 男	
保健・医療関係者	藤岡多野医師会	山 崎 恒 彦	
行政機関等関係者	藤岡保健福祉事務所	斎 藤 太 郎	
	藤岡市校長会	本 田 伸 一	
福祉施設関係者	社会福祉法人 龍峰会	田 宮 圓	
	社会福祉法人 九十九会	小 暮 拓 史	
	社会福祉法人 青和会	清 水 美 智 子	
各種団体等関係者	藤岡市老人クラブ連合会	黒 澤 邦 弘	
	藤岡市身体障害者団体連合会	中 島 正 明	
	藤岡市子ども会育成団体連絡協議会	大 脇 啓 二	
	藤岡市ボランティア連絡協議会	秋 元 珠 江	
	藤岡市連合婦人会	染 谷 さ か え	
	藤岡商工会議所	小 坂 裕 一 郎	
	NPO法人 かてて	塚 越 史 江	

ふじおか市民共生プラン

第3次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

2019（平成31）年3月発行

発 行 藤岡市・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

編 集 藤岡市健康福祉部福祉課・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

■藤岡市

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-22-1211（代表）

市ホームページ <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>

■社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 1485 藤岡市総合学習センター南棟 1 階

TEL 0274-22-5647

市社会福祉協議会ホームページ <http://fuji5647.ec-net.jp/>